

第2章 高齢者・介護保険事業計画

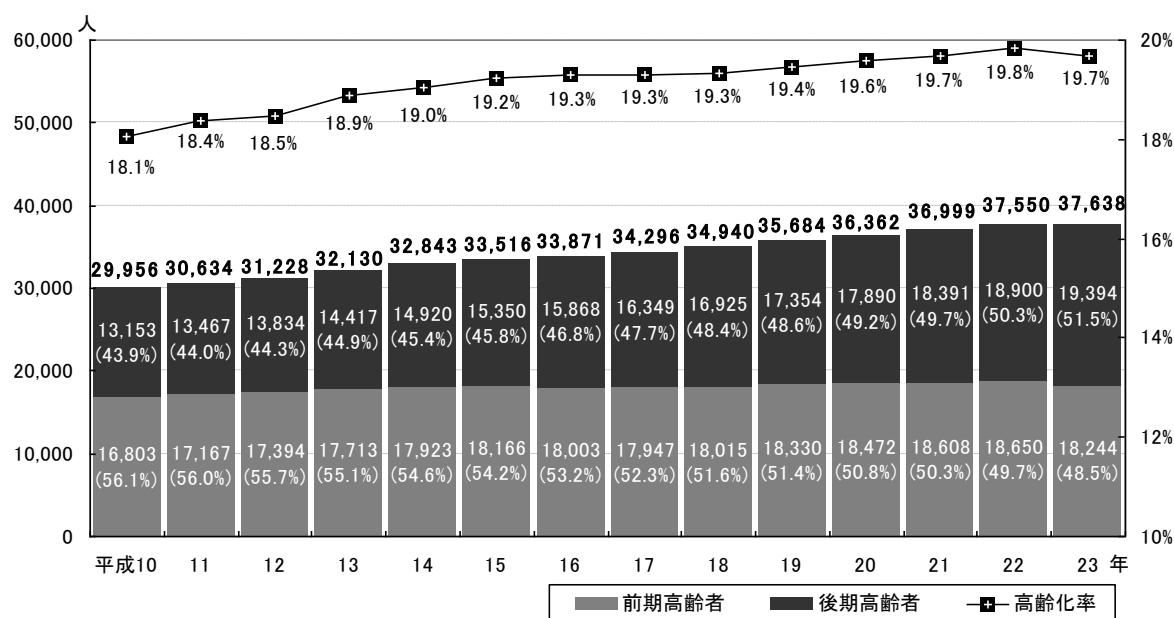
1 現状と課題

(1) 高齢者人口の推移等

① 高齢者人口の推移

高齢者人口は毎年増加し続けていますが、高齢化率は平成 20 年から 19% 台後半で推移しています。65 歳から 74 歳までの前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者の推移をみると、平成 21 年までは前期高齢者の割合が 50% 以上で推移していたものの、平成 22 年には割合が逆転し、前期高齢者が 49.7%、後期高齢者が 50.3% となっており、平成 23 年にはさらにその割合に差が開いています。

【図表】1-1 高齢者人口の推移



(資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）)

② 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の数は増加し続けており、平成 22 年時点では 27,719 世帯と総世帯数に占める割合は 24.8% で、約 4 分の 1 の割合となっています。さらに、高齢者のいる世帯の内訳では、平成 22 年時点では単独世帯が 39.5%、夫婦のみ世帯が 24.9% で 6 割強が高齢者のみの世帯となっています。

【図表】1-2 高齢者のいる世帯の状況

区分	全世帯数	高齢者のいる世帯			
			単独世帯*	夫婦のみ世帯*	同居世帯*
平成7年 (1995年)	77,642	20,893 (26.9%)	6,007 (28.8%)	5,661 (27.1%)	9,225 (44.2%)
平成12年 (2000年)	85,245	23,047 (27.0%)	7,529 (32.7%)	6,298 (27.3%)	9,220 (40.0%)
平成17年 (2005年)	96,674	25,068 (25.9%)	8,792 (35.1%)	6,654 (26.5%)	9,622 (38.4%)
平成22年 (2010年)	111,614	27,719 (24.8%)	10,939 (39.5%)	6,898 (24.9%)	9,882 (35.7%)

* 「単独世帯」は65歳以上の1人世帯

* 「夫婦のみ世帯」は、少なくとも1人が65歳以上の夫婦世帯

* 「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの

(資料：国勢調査)

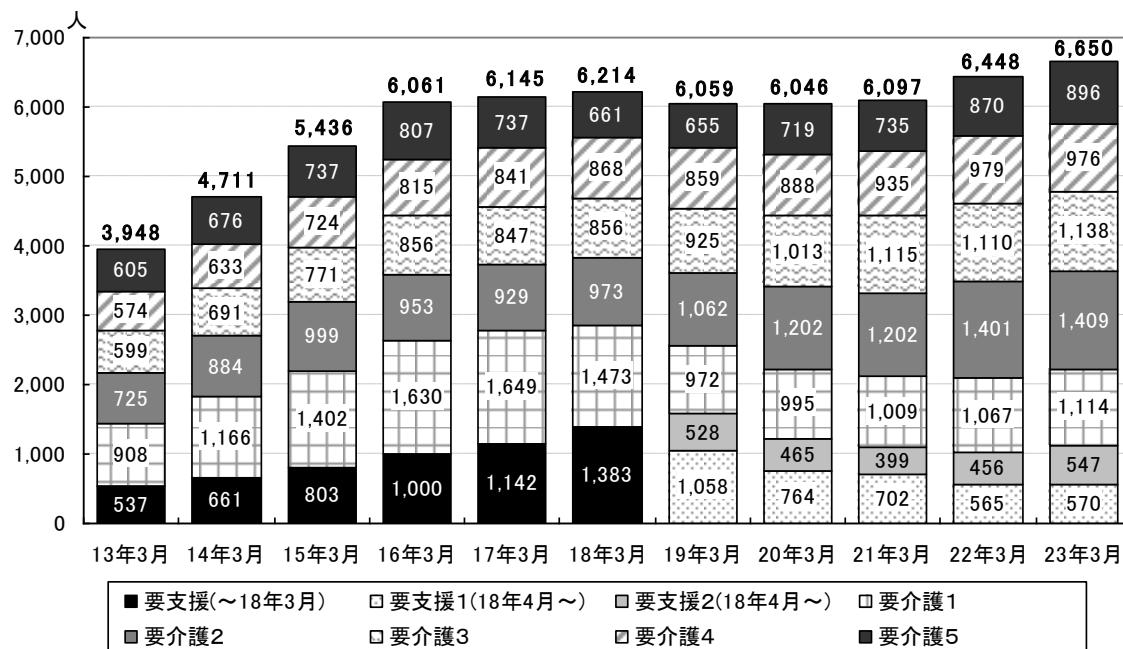
③ 介護サービスなどを必要としていない高齢者は8割

文京区の65歳以上の高齢者人口は、37,912人（住民基本台帳人口（平成23年4月1日現在）+外国人登録者数（平成23年3月31日現在））です。その高齢者のうち、要介護（要支援）認定を受けた高齢者は6,477人（文京区介護保険事業状況報告 平成23年3月分）で、介護サービスなどを必要としていない高齢者は31,435人と高齢者人口の約8割を占めています。

④ 要介護(要支援)認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、ここ数年6,000人程度で推移していましたが、平成21年度末に6,000人を超えた後、6,448人になりました。平成22年度末はさらに増加し6,650人となり、現在の認定区分に変わった平成18年度末に比べて9.7%増加しました。要介護（要支援）認定者のうち65歳以上のは6,477人で、65歳以上の人の2割弱が「支援・介護を必要とする状態」にあります。

【図表】1-3 要介護(要支援)認定者数の推移



(資料：文京の介護保険)

*各年度末現在の実績値

*要介護(要支援)認定者 = 第1号被保険者(65歳以上)の要介護(要支援)認定者 + 第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)の要介護(要支援)認定者

*平成18年介護保険法の改正により、状態区分は、要支援から要介護5までの6区分から、要支援1から要介護5までの7区分に変更

(2)高齢者を取り巻く現状

区では高齢者施策の充実、第5期高齢者・介護保険事業計画の策定に必要な基礎資料を得ることができるよう、高齢者等を対象にした「高齢者現況把握調査」と「高齢者等実態調査（アクティブシニア（55～69歳）調査、介護保険居宅サービス利用者調査、介護保険サービス未利用者調査、特別養護老人ホーム入所希望者調査）」を実施しました。

○「高齢者現況把握調査」と「高齢者等実態調査」の調査対象者

調査名	要支援・要介護認定	55～64歳	65～69歳	70歳以上
高齢者現況把握調査	受けていない			70歳以上の被保険者
高齢者等実態調査	受けていない	アクティブシニア（55～69歳）		
	受けている		介護保険居宅サービス利用者 介護保険サービス未利用者 特別養護老人ホーム入所希望者	

*表中の「アクティブシニア（55～69歳）」等は、本調査の調査対象者を分類する上でのみ用いた名称です。

調査結果からみえる高齢者を取り巻く現状等については、以下のとおりです。

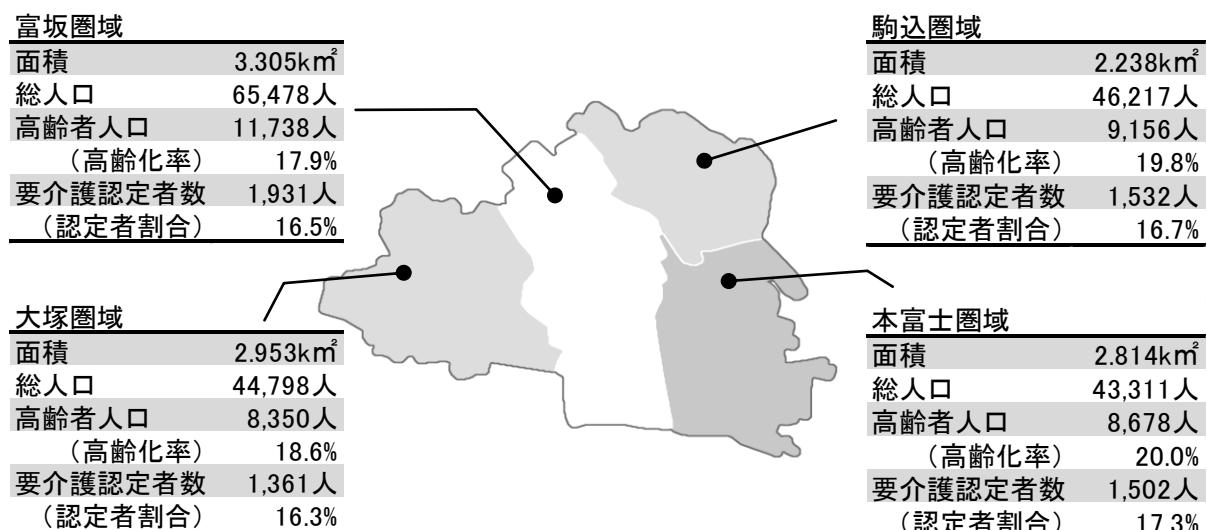
地域の支え合いについて

○ 日常生活圏域と高齢者の状況

第3期から新たに、文京区を4地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。4圏域は、高齢者とのかかわりの深い、社会資源としての民生委員、話し合い員の担当地区と相互支え合いにより活動している高齢者クラブの地区と同じ区分としており、この圏域ごとに地域密着型サービスの整備計画を定め整備を進めています。

日常生活圏域ごとの高齢者の状況をみると、面積の違いから高齢者人口は富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率と認定者割合をみると本富士圏域が他の圏域に比べて高くなっています。

【図表】1-4 日常生活圏域と高齢者の状況



(資料：総人口及び高齢者人口は、住民基本台帳人口+外国人登録者数（平成23年9月データ集計）)

○ 地域包括支援センターについて

介護保険居宅サービス利用者調査・介護保険サービス未利用者調査・特別養護老人ホーム入所希望者調査の回答者の約3割の人が、地域包括支援センターにおいて「相談や連絡をしたことがある」と回答しています。

平成22年度の地域包括支援センターで受けた相談実人数及び総相談件数とともに、平成20年度と比較して約1.5倍となっており、なかでも「医療・保健」「認知症」「高齢者虐待」に関する相談件数が増加しています。

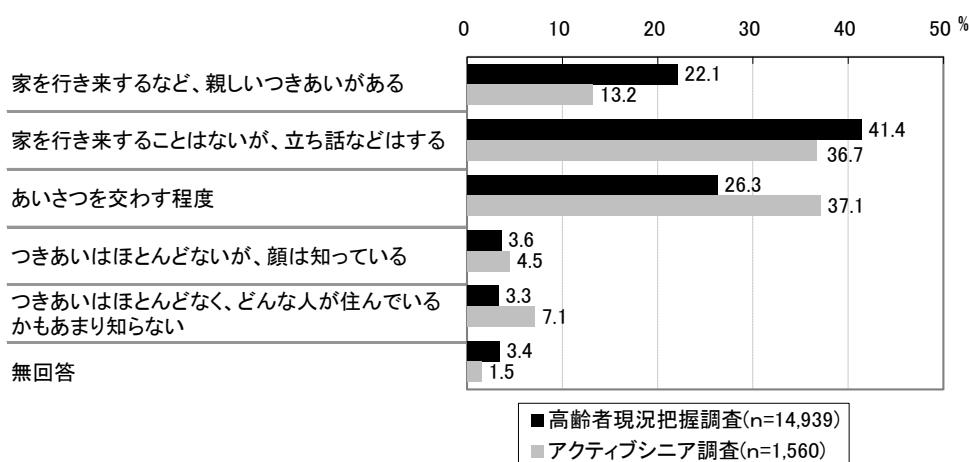
(資料：平成22年度 高齢者等実態調査、文京の介護保険 平成23年版)

○ 近隣とのつながり

近隣とのつながりについては、アクティブシニア（55～69歳）調査では「あいさつを交わす程度」が37.1%と最も高くなっていますが、高齢者現況把握調査では「家を行き来することはないが、立ち話などはする」が41.4%で最も高くなっています。また、「親しいつきあいがある」ではアクティブシニア（55～69歳）調査に比べて高齢者現況把握調査は8.9ポイント高くなっていますが、アクティブシニア（55～69歳）調査よりも近隣との密接なつきあいが多いことがうかがえます。

（資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査）

【図表】1-5 近隣とのつながり(単数回答)



○ 外出の頻度

外出の頻度をみると、「ほぼ毎日」と回答した人が、高齢者現況把握調査では5割、アクティブシニア（55～69歳）調査では6割を占めました。

一方、介護保険居宅サービス利用者調査及び介護保険サービス未利用者調査では、「週1日未満」の外出にとどまっている人の割合が約2割を占めています。

（資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査）

○ 高齢者安心見守りネットの構築

見守りについては、町会や地域活動センター等、地域の関係者を加え、ハートフルネットワークの充実を図ってきました。さらに、地域の高齢者に対する、幅広くきめ細やかな支え合いの仕組みである高齢者安心見守りネットの構築に取り組み始めました。

これに伴って、介護保険サービス等の利用のない75歳以上の高齢者の状況把握訪問を実施し、その中でみまもり訪問事業等の希望のある高齢者が3%程度いることがわかりました。

○ 権利擁護に関する相談

区の高齢者相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会における高齢者の権利擁護（虐待や成年後見制度など）の相談件数は、増加傾向にあります。成年後見制度については、平成22年9月から、文京区社会福祉協議会において法人後見の受任や審査申立費用の助成を開始し、成年後見制度の利用促進を図っています。

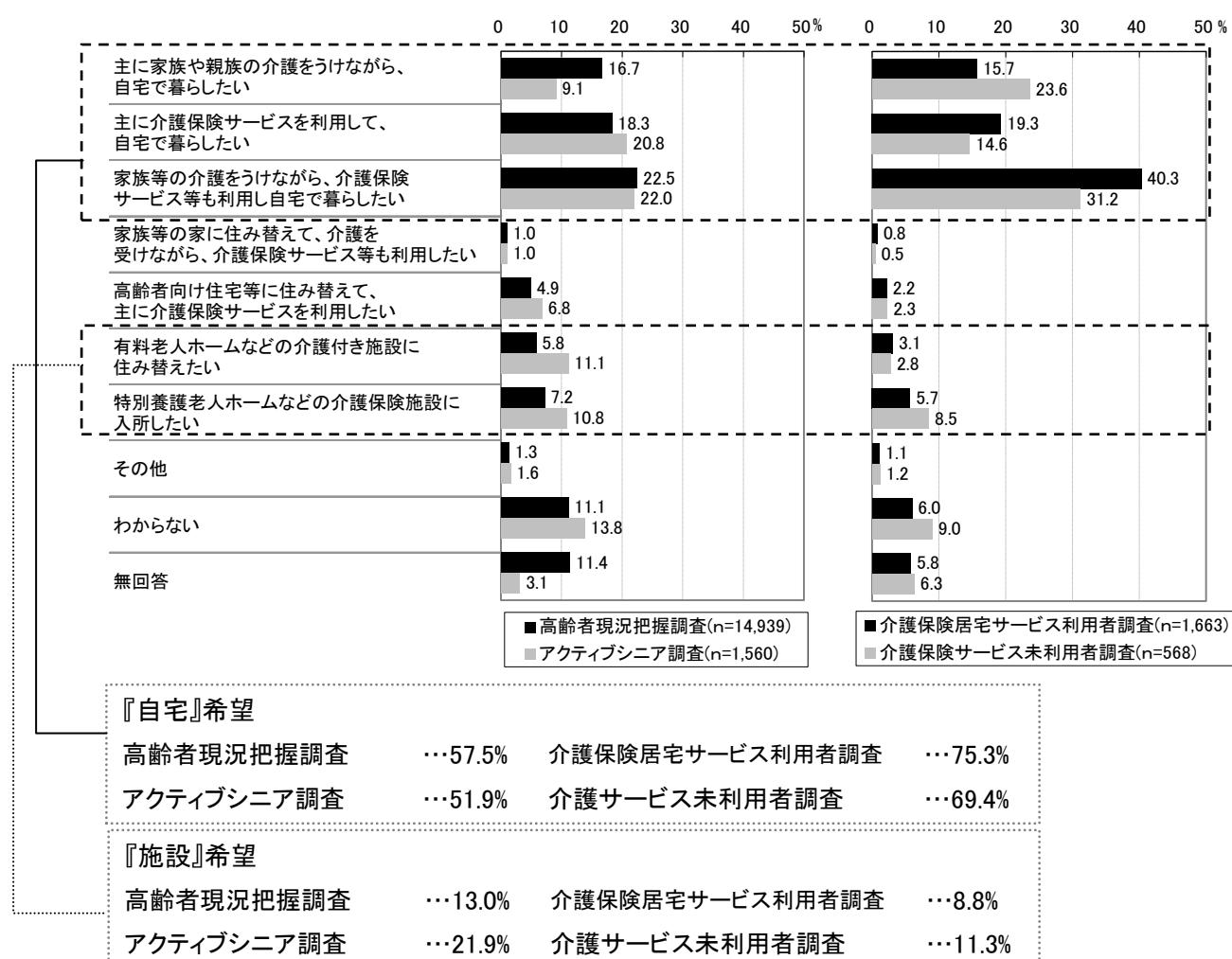
これから暮らし方について

○ 今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方（介護が必要になった場合の暮らし方）をみると、いずれの調査においても施設ではなく住み慣れた自宅での暮らしを希望する人の割合が高くなっています。特に「家族等の介護を受けながら、介護保険サービス等も利用し自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

（資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査）

【図表】1-6 今後希望する暮らし方(単数回答)

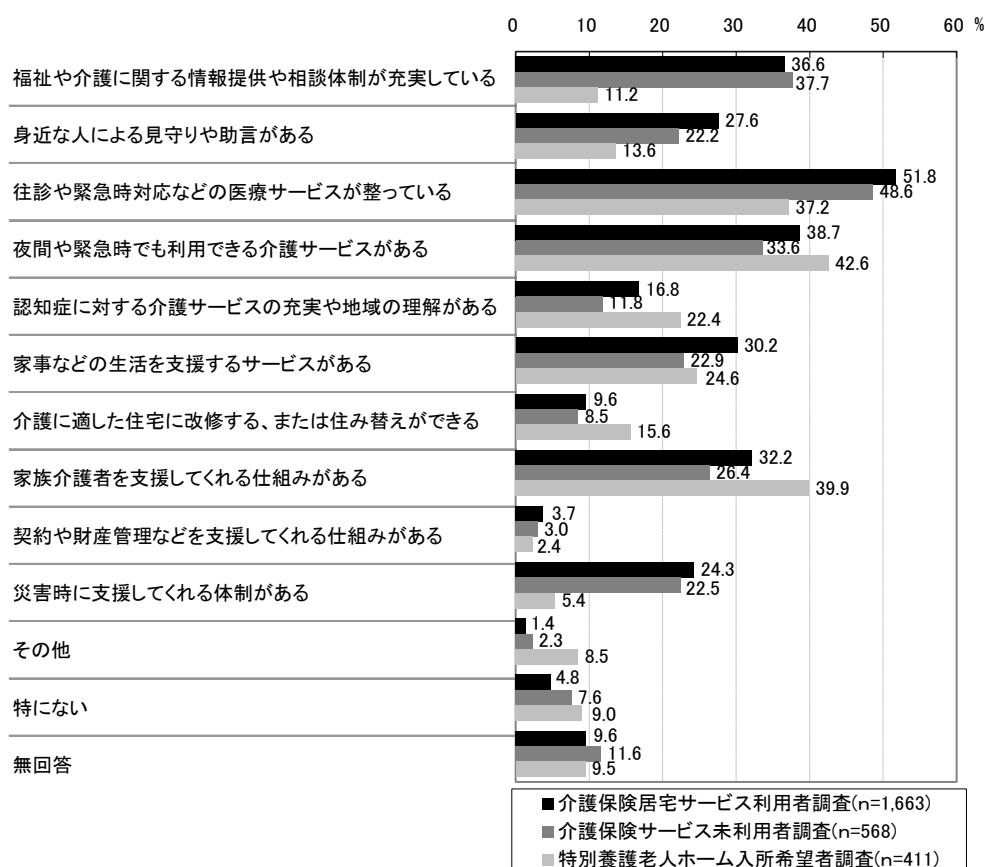


○ 地域で暮らし続けるために必要なこと

地域で暮らし続けるために必要なことでは、「往診や緊急時対応などの医療サービス」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」、「家族介護者を支援してくれる仕組み」、「相談体制が充実している」が上位となっています。

(資料：平成22年度 高齢者等実態調査)

【図表】1-7 地域で暮らし続けるために必要なこと(複数回答)



介護保険サービスの利用等について

○ 介護保険サービスの利用意向及び利用後の生活の変化

介護保険居宅サービス利用者調査において、今後自宅で生活をする上で利用したい介護保険サービスは、「訪問介護」が5割を超え、次いで「通所介護」「福祉用具」「ショートステイ」「住宅改修」が続いています。回答者のうち9割の人が、今後も介護保険サービスを利用したいと回答しています。

また、介護保険サービス利用後に生活の変化があった人が、8割弱を占め、「日頃の生活が楽になった」と回答した人が最も多く、次いで「精神的に楽になった」「人と会ったり、話したりするのが楽しくなった」が続いています。

(資料：平成22年度 高齢者等実態調査)

○ 未利用者における介護保険サービスの利用経験

介護保険サービス未利用者調査における介護保険サービス利用経験は、「利用したことない」と回答した人が4割を超えています。

また、介護保険サービスを利用していない主な理由をみると、2割の人が「できることは、自分でするようにしているから」と回答しています。

(資料：平成22年度 高齢者等実態調査)

医療機関から退院する高齢者への支援

○ 地域連携推進員配置事業の実施

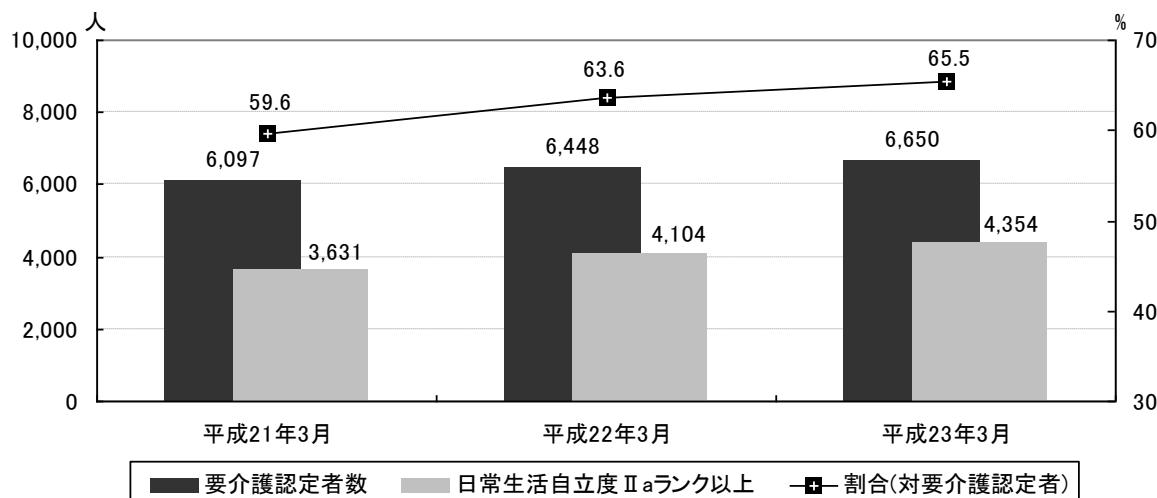
医療機関から退院する高齢者が、地域において適切な医療及び介護が提供され安心して在宅療養生活に移行できることを目的に、東京都の試行事業として、平成21年10月から平成23年3月の期間で、大塚地域包括支援センターにおいて地域連携推進員（看護師）を1人配置し、医療と介護が必要な高齢者を支援するネットワークの構築及びそのプロセスを検証しました。

認知症高齢者の状況

○ 認知症高齢者の状況

要介護（要支援）認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上※と判断された高齢者は、平成23年3月時点で4,300人を超え、要介護（要支援）認定者数の7割弱を占めています。

【図表】1-8 要介護（要支援）認定者に占める認知症高齢者の状況

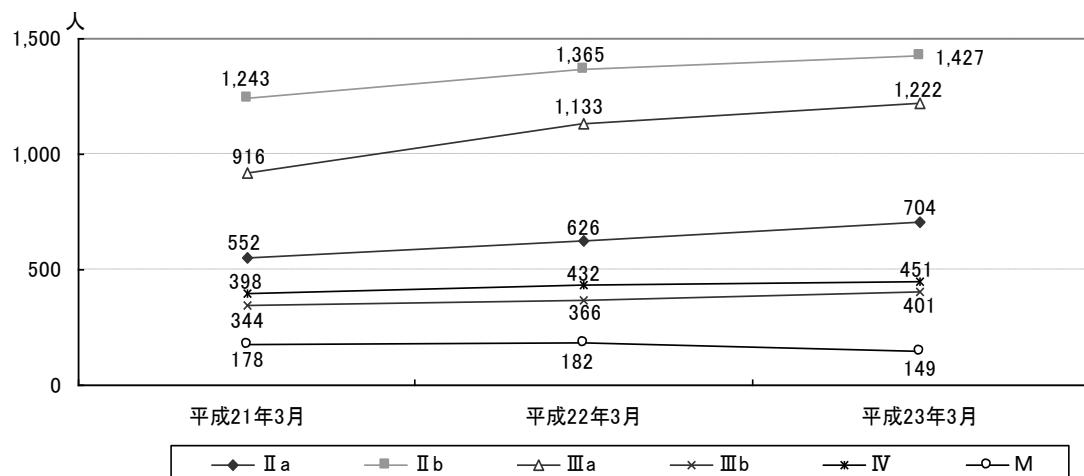


※「日常生活自立度Ⅱaランク以上」は、日常生活に支障をきたす症状・行動等が多少見られる状態以上のことを表し、何らかの支援や介護が必要と判断される状態

- 日常生活自立度別人数の推移については、「Mランク（著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態）」以外のランクの人数は増加の傾向にあり、特に、「Ⅱa ランク（家庭内において、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態）」から「Ⅲa ランク（日中を中心として日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態）」における人数の増加が顕著となっています。

※ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 卷末資料集参照

【図表】1-9 日常生活自立度別人数の推移



○ 認知症に対する取組

認知症の方や家族が、安心して暮らし続けることができる地域づくりのために、認知症を正しく理解して温かく見守り、状況に応じて声掛けができる「認知症サポート」養成講座の開催、相談窓口や認知症サポート医・相談医の情報を盛り込んだ情報誌の発行や講演会を実施しています。また、認知症になっても、その人らしく住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、認知症高齢者グループホームの整備を進めており、平成23年9月現在、区内には4か所整備されています。さらに、認知症の方を介護する家族が、日頃の悩みや不安を解消するための認知症介護教室や認知症家族交流会を定期的に開催しています。

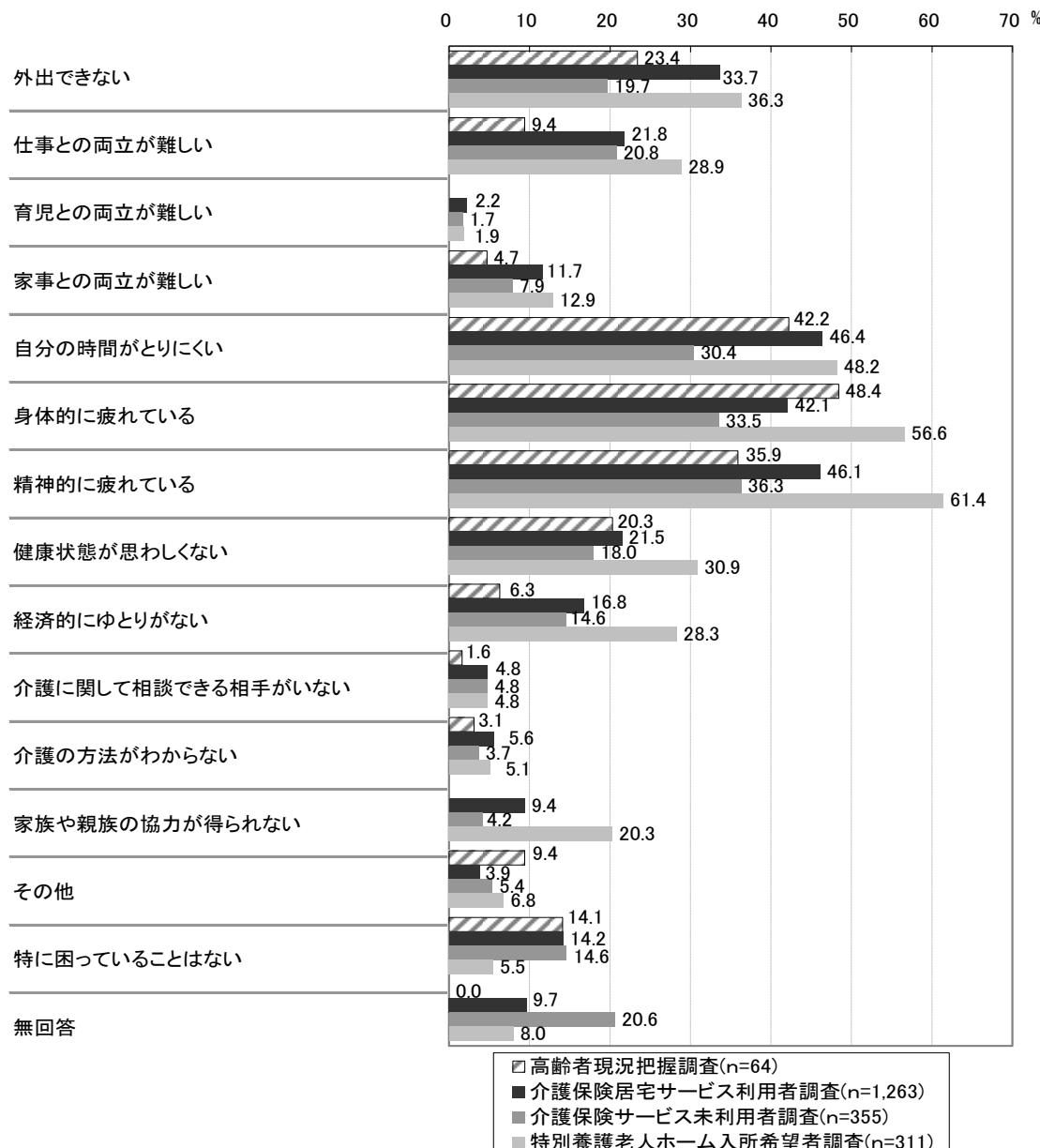
介護者について

○ 介護していく上で困ること

介護していく上で困ることについては、いずれの調査においても「自分の時間がとりにくい」、「身体的に疲れている」、「精神的に疲れている」の割合が高い傾向にあります。特に、特別養護老人ホーム入所希望者調査においては、「精神的に疲れている」、「身体的に疲れている」の割合が高くなっています。

(資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査)

【図表】1-10 介護していく上で困ること(複数回答)



※「育児との両立が難しい」と「家族や親族の協力が得られない」の両項目は、高齢者現況把握調査にはない項目

健康及び介護予防

○ 健康状況について

健康状況について、高齢者現況把握調査の回答者うち約7割の人が「とても健康」・「どちらかといえば健康」と回答しています。アクティブシニア（55～69歳）調査では8割以上の人人が同様的回答をしており、健康である割合が高いことがわかります。

(資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査)

○ 介護予防の現状

要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の二次予防事業対象者にプログラム事業を実施し、要介護状態となることを予防しています。

また、元気な高齢者も含めたすべての高齢者に対して、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした一次予防事業を実施しています。平成 22 年 7 月から地域の 6 会場で推進リーダーの運営による文の京介護予防体操を実施し、4,520 人が参加しました。

○ 介護予防について

介護が必要にならないよう予防し、介護が必要になっても出来る限り状態を維持・向上させる介護予防事業の参加意向について、アクティブシニア（55～69 歳）調査の回答者のうち 6 割弱の人が、参加したい事業があることがわかります。

(資料：平成 22 年度 高齢者等実態調査)

地域活動について

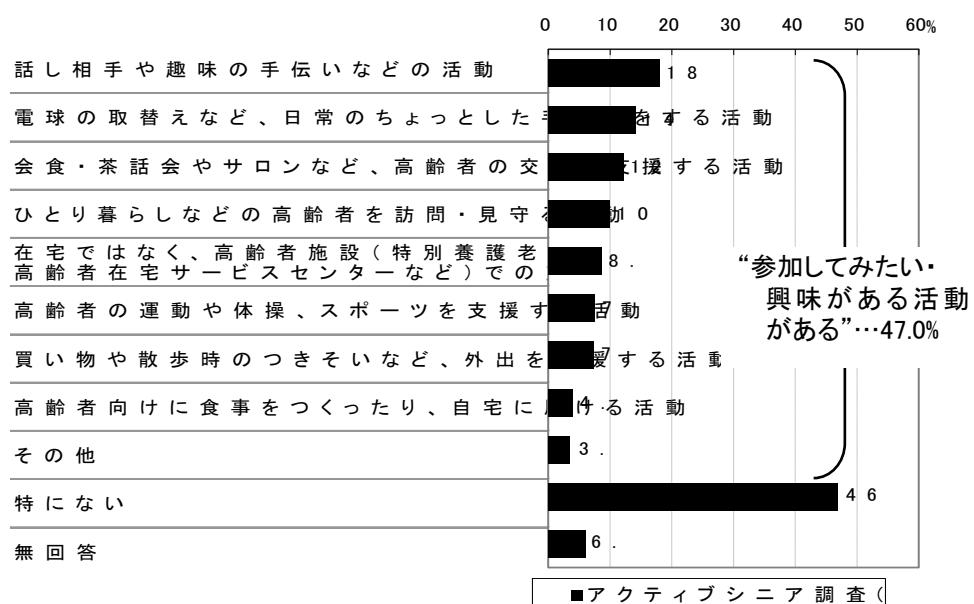
○ 参加したいボランティア活動について

アクティブシニア（55～69 歳）調査における高齢者に対するボランティア活動は、5 割弱の人が「ボランティア活動への参加」意向がありました。

具体的な活動として、「話し相手や趣味の手伝い」「電球の取替えなど、日常のちょっとした手伝い」「会食・茶話会やサロンなど、高齢者の交流の支援」「ひとり暮らしなどの高齢者を訪問・見守り」へ参加してみたいと回答している人がそれぞれ 1 割程度います。

(資料：平成 22 年度 高齢者等実態調査)

【図表】1-11 参加したい高齢者に対するボランティア活動(複数回答)



※ “参加してみたい・興味がある活動がある” =100%-「特ない」 - 「無回答」

○ 地域活動について

アクティブシニア（55～69歳）調査における現在、地域活動に参加している人は3割ですが、7割弱の人は今後（将来）、地域活動に取り組みたいと回答しています。

具体的には、「趣味の活動」「健康づくり・スポーツ活動」に次いで、「教養・学習活動」「ボランティア活動」への取り組み意向を示しています。

また、仕事や趣味を通じて身につけた知識や経験、特技を、地域で活かすことについて、アクティブシニア（55～69歳）調査の回答者のうち6割弱の人が知識・経験・特技を活かしたいと感じています。

（資料：平成22年度 高齢者等実態調査）

就業について

○ 就業について

アクティブシニア（55～69歳）調査における60歳以降の就労意向は、7割弱の人が「仕事をしたい（し続けたい）」と望んでおり、そのうち8割の人が70歳代まで仕事を続けたいと回答しています。

また、高齢者現況把握調査では3割弱の人が「現在、仕事をしている」と回答しています。

（資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査）

特別養護老人ホームについて

○ 特別養護老人ホームに申し込んだ理由

特別養護老人ホーム入所希望者調査における主な入所の申し込み理由は、「家族が精神的、または身体的に疲れている」が最も高く、次いで「介護する（できる）人がいない」「すぐには入所できないので、早めに申し込みをする必要があると考えた」「認知症の症状が進み、介護の必要性が大きくなつた」が続いています。

（資料：平成22年度 高齢者等実態調査）

○ 特別養護老人ホームの入所希望者の推移

特別養護老人ホームの入所希望者は、介護保険制度開始後増加しましたが、予約的な申し込みも多くなっていました。その対応として、平成14年に国の運用基準の見直しがあり、平成15年4月に「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を策定し、優先入所の取扱いを開始しました。

平成23年8月1日現在の入所希望者は792人となっており、要介護度別の入所希望者は【図表】1-13のとおりです。

【図表】1-12 特別養護老人ホームの入所希望者の推移

	(単位:人)										
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
入所希望者実数	540	748	945	974	789	723	729	769	750	820	828
(参考) 区内特別養護 老人ホーム定員	316	316	316	316	419	419	419	419	419	419	419

平成13年～平成20年…各年4月1日現在
平成21年～平成23年～各年2月1日現在

【図表】1-13 要介護度別の特別養護老人ホームの入所希望者

	(単位:人)					
要介護度別	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	計
入所希望者別	63	134	197	200	198	792

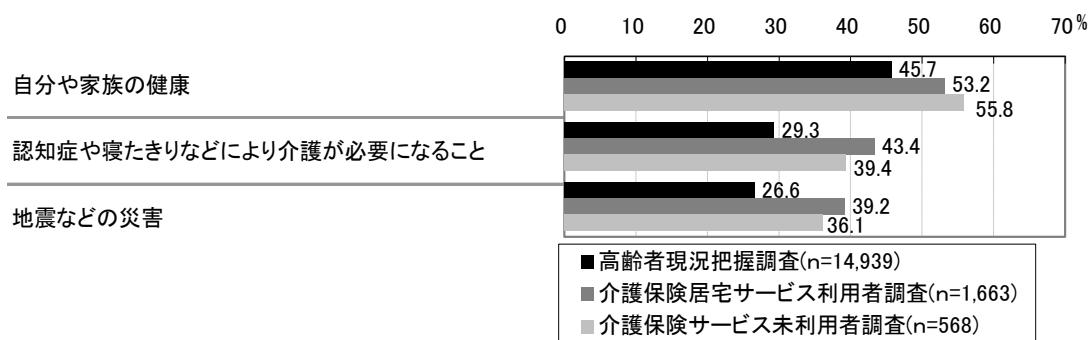
日常生活の不安と東日本大震災について

○ 現在の生活上の不安

現在の生活上の不安については、高齢者現況把握調査、介護保険居宅サービス利用者調査及び介護保険サービス未利用者調査のいずれも「自分や家族の健康」、「認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害」が上位3項目となっており、要介護認定の有無にかかわらず、高齢者の生活上の不安は一致していることがうかがえます。

(資料：平成22年度 高齢者現況把握調査及び高齢者等実態調査)

【図表】1-14 現在の生活上の不安(複数回答)



○ 東日本大震災と介護保険サービス事業所

平成23年3月に東日本大震災が発生し、死者・行方不明者は2万人以上にのぼるなど未曾有の被害が発生しました。被災地の特別養護老人ホームやデイサービスなどの事業所では、事業を継続していくために他自治体等から必要な人員の派遣及び物資の支援を受けながら事業運営を行っている状況があります。

○ 災害時要援護者名簿登録制度の実施

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を要する方（災害時要援護者）の安否確認などに備え、平成19年度から「災害時要援護者名簿登録制度」を実施しています。これは援護を必要とされる方や家族からの申請に基づいて名簿を作成し、区民防災組織、民生委員・児童委員、消防署、警察署で情報を共有して、災害時の支援に備えています。

名簿の登録者数総数は、平成23年6月末現在、3,468人です。

3 高齢者・介護保険に関する重点課題

○ 地域で支え合うしくみの充実(高齢者安心見守りネット)

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けるための施策を進めます。

支援を必要とする高齢者を積極的に把握し、関係機関相互の協力のもと、個々人が必要としている支援を適切に提供する体制を充実させていくとともに、公的なサービス以外に民間等が提供するサービスも併せて活用し、支援します。また、元気高齢者や区民が参画する地域社会での多様な活動との協働連携を含め、高齢者の日常生活をサポートする支え合いの仕組みの充実や、高齢者の尊厳ある暮らしを確保するために、高齢者の相談体制の充実、成年後見制度のさらなる周知、利用促進を行います。

○ 在宅サービスの充実

高齢者の多くは、介護が必要になったとしても可能な限り住み慣れた自宅での暮らしを望んでいることから、在宅生活が継続できる支援が必要です。そのためには、介護保険サービスや認知症対策を充実させるとともに、医療と介護の切れ目のない連携を図ります。また、在宅で介護を行っている家族に対して、心身の負担軽減などの支援を行い、在宅生活の維持を支援します。

○ 健康で豊かな暮らしの実現

生活の中心が職場であったため地域との繋がりが希薄な団塊の世代や、今後、増加が見込まれる元気な高齢者等が、気軽に地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要です。そのためには、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯現役であり続けるための取組をはじめ、区民同士が様々な交流を深めることができる環境の整備を進めていきます。また、加齢に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐための健康づくりや介護予防事業を実施することにより、高齢者一人ひとりが健康で豊かな暮らしを実現できるよう支援します。

○ 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本としての住まいについて、高齢者の身体特性・状況に配慮した多様な住まいの確保と居住支援を進めます。

様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しく、施設利用ニーズの高い高齢者のために、居住型の施設の整備が必要です。そのために、新たな特別養護老人ホームの整備や認知症高齢者グループホームの整備を促進します。また、今後も高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、高齢期の住まいに対する多様なニーズに対応するために、民間活力を活用した住まいの確保に努めます。

○ 災害への対応

災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対する支援は、区民の安全・安心を図る上で重要な課題となっています。そのため、要援護者が避難できる場所の検討をはじめ、要援護者の支援について区民防災組織や民生委員・児童委員等との一層の連携強化を図ります。また、介護事業者が防災マニュアルや事業継続計画の整備を行えるよう支援するとともに、災害時の必要な連携・体制づくりを検討していきます。

2 計画事業と目標

計画の目標

平成27年には「団塊の世代」がすべて65歳以上を迎える、高齢者人口及び高齢化率はますます増加することが見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していくと予測され、身近な地域における見守りと支え合いの仕組みや認知症ケアの充実が課題となっています。平成24年4月に施行される改正介護保険法では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められています。

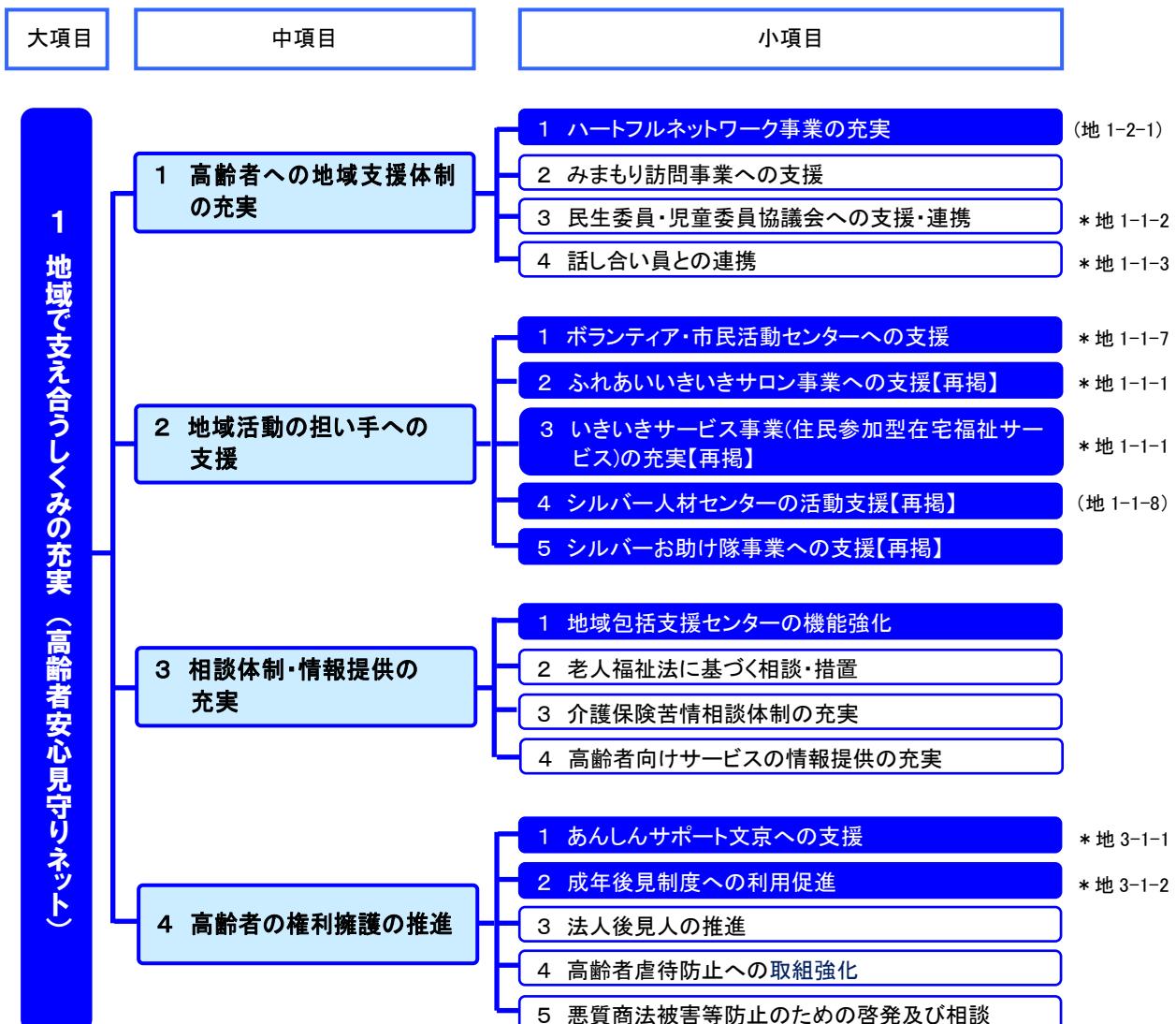
一方、団塊の世代をはじめとする、元気な高齢者が、それぞれの得意な分野や趣味を活かして地域で活躍し、生きがいを持って生活できるようになるため、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組みづくりを進めています。

さらに、東日本大震災の教訓を活かし、災害への対応について一層の強化を図ります。

高齢者が、いくつになってもいきいきと自分らしく豊かに暮らせる地域社会を作っていくため、必要な施策を積極的に展開していきます。

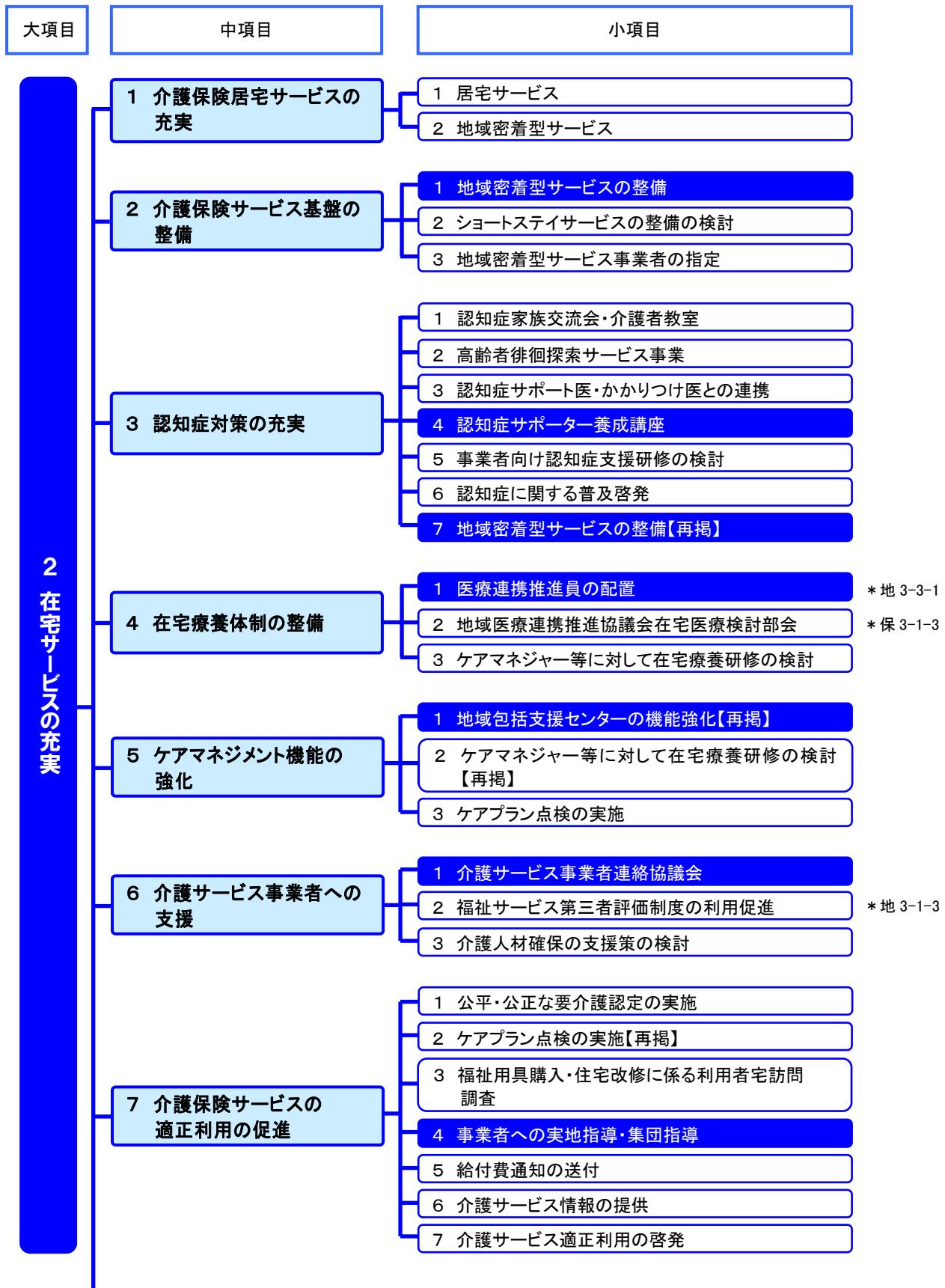
3 計画の体系

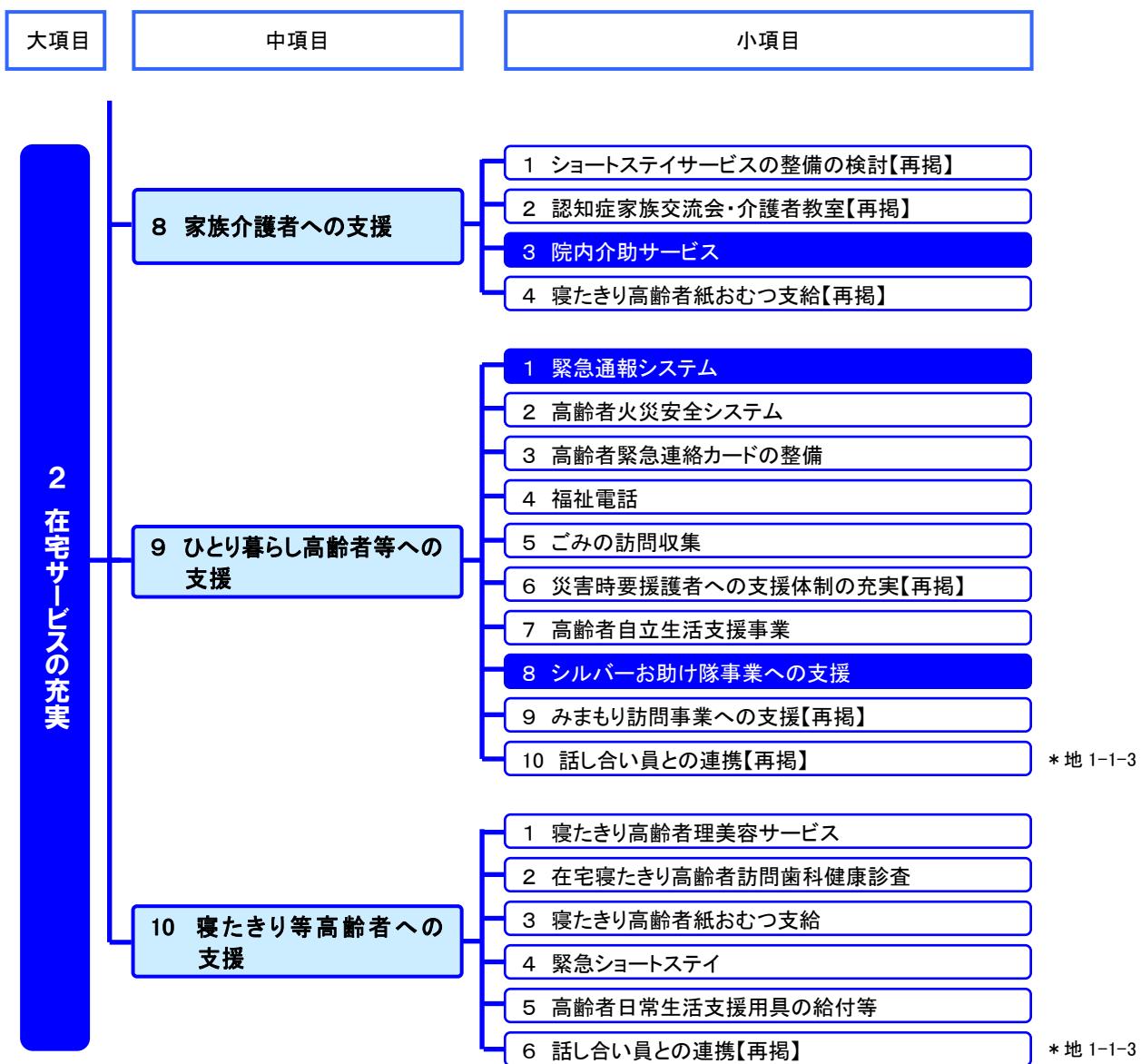
高齢者・介護保険事業計画 体系図

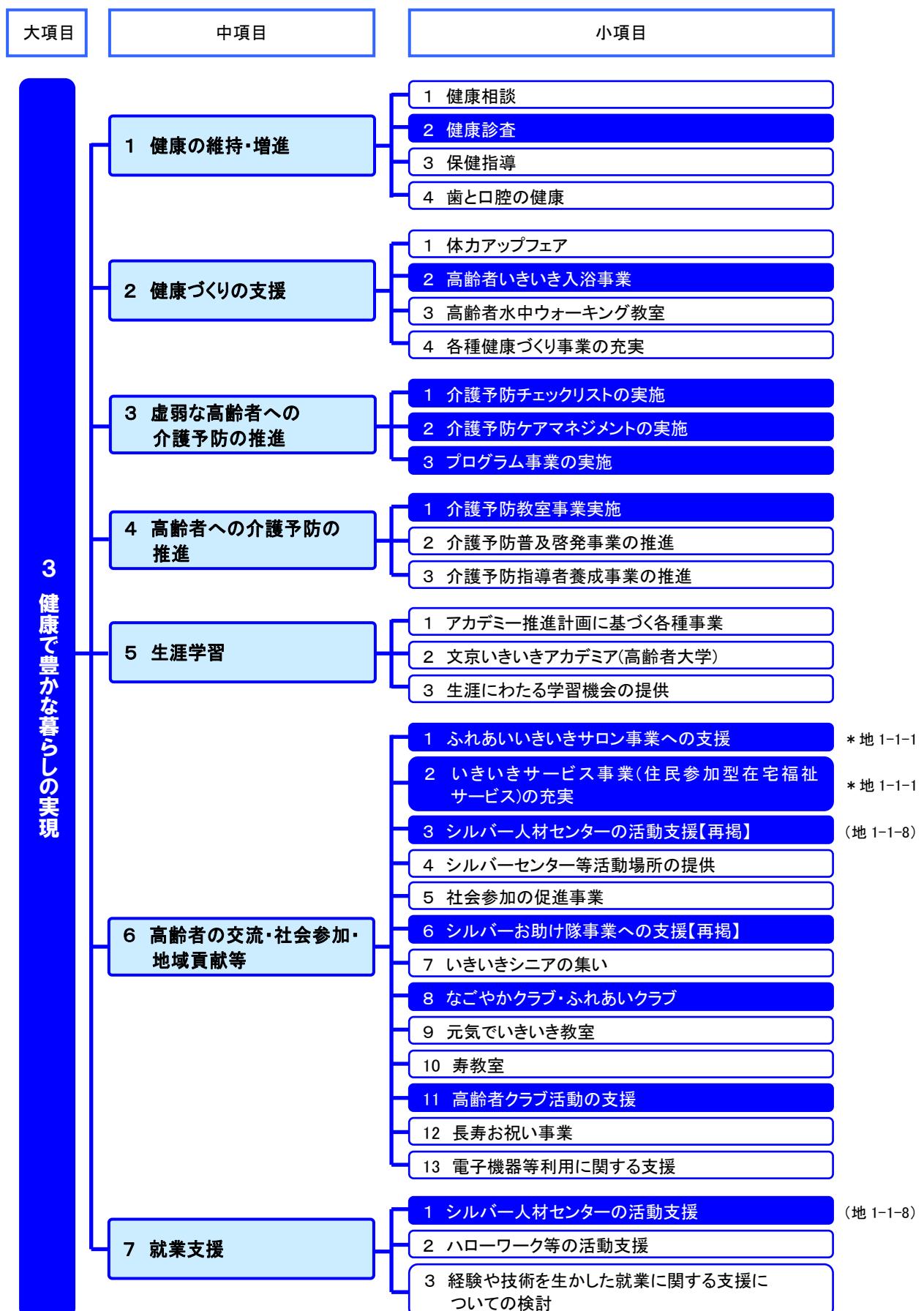


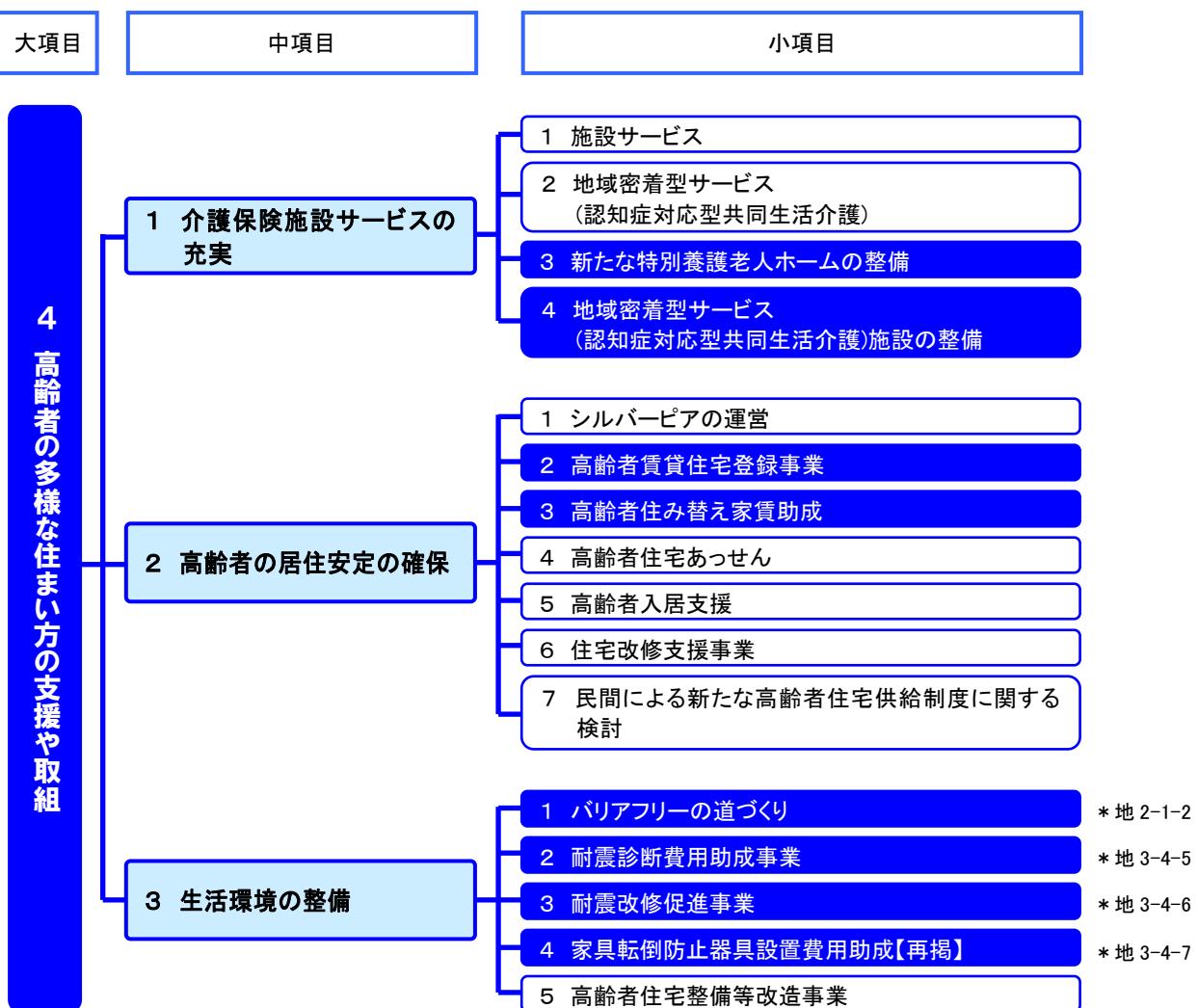
【凡例】

- ・小項目の ■ 表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野との重複掲載事業については、小項目の末尾に()または*がついています。
 - () … 本計画(高齢者・介護保険事業計画)で取り上げています。
 - * … 他の分野別計画で取り上げています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字+事業ごとの連番または大中小項目の枝番で表記しています。
- 保…保健医療計画、地…地域福祉保健の推進計画

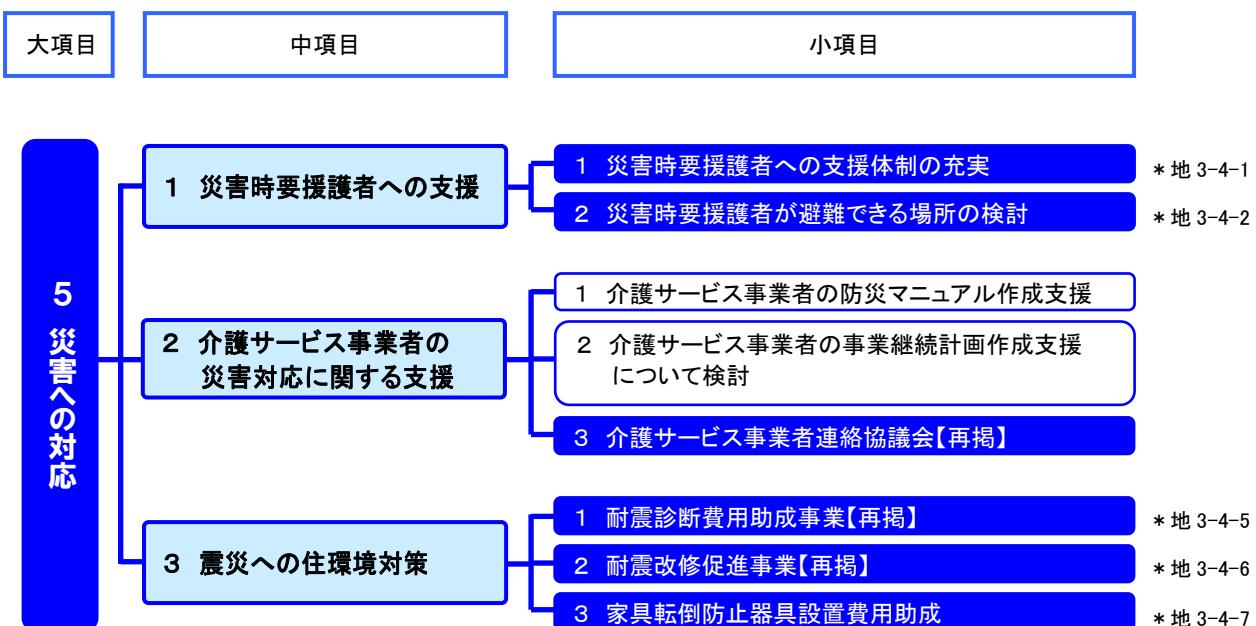








* 地 2-1-2
 * 地 3-4-5
 * 地 3-4-6
 * 地 3-4-7



4 計画事業

1 地域で支え合うしくみの充実(高齢者安心見守りネット)

地域社会における区民等が多様な主体による活動との協働連携を含め、幅広くきめ細やかな支え合いの仕組みである「高齢者安心見守りネット」を様々な事業の充実により推進していきます。こうした取り組みの中で、区のみならず、高齢者をはじめとする区民、NPO等の様々な団体による支援の仕組みを強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

1－1 高齢者への地域支援体制の充実

ひとり暮らし等の高齢者が孤立することなく安心して生活できるよう、ハートフルネットワーク参加事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、話し合い員など様々な主体と連携し、地域における支え合いを行います。

【進行管理対象事業】

事業名	1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実	
目標	緊急事態や虐待、徘徊等の介護問題にいち早く気付き、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした関係機関が連携し、地域で高齢者を支え合うネットワークの充実を図る。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	・538 団体・人	・552 団体・人

1－2 地域活動の担い手への支援

今後、増加する団塊の世代をはじめとした高齢者が、社会参加を通じて地域を支える担い手として活躍できるように、地域貢献活動への参画の支援やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	1-2-1 ボランティア・市民活動センターへの支援 (地域福祉保健の推進計画 1-1-7 重複記載)					
目標	<p>社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターに対する支援を通じて、ボランティア養成講座等を充実させ、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。</p> <p>また、ボランティア・市民活動まつり、ボランティア連絡会の開催等により、NPO、学校・企業・個人ボランティア相互の交流を図り、ネットワークを強化する。</p> <p>さらに、災害時に災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、文京区災害ボランティアセンターマニュアルに基づく体制づくりを行う。</p>					
	実績（22年度）	計画内容				
		年度	24年度	25年度	26年度	
	<p>◆ボランティア・市民活動まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加団体 67団体 ・ボランティア数 142人 ・来場者数 2,100人 	<p>◆ボランティア・市民活動まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加団体 ・ボランティア数 ・来場者数 	85団体	85団体	90団体	
	—	<p>◆災害ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録スタッフ数 	25人・団体	30人・団体	30人・団体	

1-3 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など高齢者福祉のワンストップサービスの拠点として様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、地域包括支援センターの機能及び体制を強化します。

【進行管理対象事業】

事業名	1-3-1 地域包括支援センターの機能強化					
目標	<p>地域包括支援センターについては、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な相談・支援等に的確に対応する地域における総合相談窓口の拠点として、機能強化を図る。また、地域包括支援センターの周知活動や地域活動を強化し、地域での認知度の向上を図るとともに、医療と介護の連携強化を積極的に推進していく。さらに、今後、進行していく高齢化を見据え、高齢者の総合相談機能の向上を図り、緊急時の適切な対応力を高めていくため、活動拠点を順次増やしていくことにより体制の強化を図る。</p>					
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）				
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談実人数 7,974件 ・延相談件数 23,816件 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談実人数 10,849件 ・延相談件数 36,355件 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・富坂地区（圏域） 				
	<ul style="list-style-type: none"> 4地区（圏域） 活動拠点各1か所 	<ul style="list-style-type: none"> 活動拠点2か所（1か所増） 				

1-4 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を進めるとともに、成年後見制度の普及に努めます。また、虐待防止や消費者トラブルなど様々な被害にあわないための対策を強化します。

【進行管理対象事業】

事業名	1-4-1 あんしんサポート文京への支援 (地域福祉保健の推進計画 3-1-1 重複記載)				
	福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。 また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。				
目標	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	・福祉サービス利用援助事業利用件数 19件	福祉サービス利用援助事業利用件数	32件	41件	53件
	・財産保全管理サービス利用件数 44件	財産保全管理サービス利用件数	51件	59件	69件
	・法律相談利用件数 13件	法律相談利用件数	24件	36件	48件

事業名	1-4-2 成年後見制度の利用促進 (地域福祉保健の推進計画 3-1-2 重複記載)				
	あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。 また、講演会の開催等により、成年後見制度が適切に活用されるよう、制度に対する一層の理解と普及を図る。				
目標	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	・専門相談利用件数 34件	専門相談利用件数	40件	44件	48件
	・法人後見受任件数 1件	法人後見受任件数	11件	18件	27件

2 在宅サービスの充実

高齢者現況把握調査や高齢者等実態調査では、高齢者の過半数以上が介護が必要になったとしても自宅で暮らし続けたい、と考えています。要介護状態になっても、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるように体制を整えていくことが必要です。

そのためには、介護保険サービスや認知症対策の充実を図るとともに、福祉・介護人材の

育成・確保、そして様々な側面からの医療と介護の連携を進めることができます。また、介護サービスを確保し向上させるため、サービス事業者に対して、介護保険制度改革に関する迅速な対応や情報提供を行うとともに、事業者間の交流支援、事業者指導の充実などを多方面から進めていきます。さらに、短期入所生活介護（ショートステイ）の整備の検討や介護者に対する交流事業などの家族介護者への支援を行うとともに、介護サービス以外の区独自サービス等との連携を密にして、在宅支援を着実に実施します。

2-1 介護保険居宅サービスの充実

要支援・要介護状態になっても安定した在宅生活を継続するためには、居宅サービスの一層の充実が不可欠です。このため、需要に応じた適切なサービスの確保に努めます。

要支援認定者については、できるだけ要介護状態にならないようにするために、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスの利用を促進し、日常生活機能の維持・改善を図っていきます。

また、必要な時に、必要な居宅サービスを利用できるよう、サービスの確保に努めるとともに、事業者や介護職員に対する研修指導を強化し、サービスの充実を図ります。

2-2 介護保険サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、日常生活圏域ごとに認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	2-2-1 地域密着型サービスの整備	
目標	介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域に密着した介護サービスを日常生活圏域ごとに整備計画を示して、整備を促進していくとともに、区有地等の活用も検討する。サービス種別ごとの年度別整備計画については、【図表】7-21 地域密着型サービス 年度別整備計画（P. 115）を参照。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 1か所 ・認知症対応型通所介護 7か所 ・小規模多機能型居宅介護 3か所 ・認知症対応型共同生活介護 4か所 (平成22年度末現在の整備状況) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所 ・認知症対応型通所介護 1か所 ・小規模多機能型居宅介護（複合型サービスを含む。） 3か所 ・認知症対応型共同生活介護 5か所

2-3 認知症対策の充実

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における認知症に対する理解の促進や支援体制を整備し、認知症の本人や介護者を支える地域のネットワークづくりを進めていきます。

認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座を開催するとともに、講

第2章 高齢者・介護保険事業計画

座の講師を行うキャラバン・メイトの地域での自主的な活動を支援します。また、介護者同士の交流と情報交換の場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症高齢者の生活を支える介護事業者への研修を行います。さらに、認知症サポート医・相談医の情報を盛り込んだ情報誌の発行や認知症に関する講演会を実施し、普及啓発に努めていきます。整備に際しては、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）など認知症に対応する地域密着型サービスの整備を進めます。

【進行管理対象事業】

事業名	2-3-4 認知症サポートー養成講座	
目標		認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポートーを地域に1人でも多く養成する。
目標	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	・年間サポートー養成数 883人 ・文京区サポートー総数 2,676人	・文京区サポートー総数 6,000人

2-4 在宅療養体制の整備

医療機関からの退院後に、自宅での生活や体調管理などに不安がある高齢者が、安心して在宅生活に移行できるよう医療と介護の連携を推進するとともに、介護事業者に対して在宅療養に対応するための研修を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	2-4-1 医療連携推進員の配置 (地域福祉保健の推進計画 3-3-1 重複記載)	
目標		医療と介護の連携を強化するため、医療連携推進員を配置する。医療連携推進員は、病院等から退院した高齢者が、円滑に地域における生活を再開し、在宅で安心して過ごせるよう医療関係者、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、介護サービス事業者等とのネットワークづくりと連携体制の構築を支援し、医療と介護の連携の強化を図る。
目標	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	東京都の試行事業として、平成21年10月から平成23年3月の期間で、大塚地域包括支援センターにおいて地域連携推進員を1名配置し、医療と介護が必要な高齢者を支援するネットワークの構築等について検証した。	文京区内の各地域包括支援センターに医療連携推進員（看護師）を配置し、地域における医療と介護の連携体制の強化を図る。

*本事業は、平成25年度で終了

2-5 ケアマネジメント機能の強化

介護保険居宅サービスの舵取り役である、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）の質の向上を図り、必要なサービスが過不足なく提供され、より良いケアマネジメントが行えるよう支援します。

2-6 介護サービス事業者への支援

介護サービス事業者を対象に、介護サービス事業者同士や区と事業者との連携を図るために、介護サービス事業者連絡協議会を開催し、制度改正などの必要な情報提供や研修を実施します。また、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができる第三者評価制度の利用を促進します。さらに、介護人材を確保するための支援策について検討します。

【進行管理対象事業】

事業名	2-6-1 介護サービス事業者連絡協議会	
目標	区民に円滑かつ確実に適正な介護サービスの提供が行われるよう、介護サービス事業者同士や区と事業者との連携を確保するため、介護サービス事業者連絡協議会及び部会を運営する。また、部会において研修を実施し、介護人材育成の支援を行う。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会 2回 延 176 事業所 210 人 ・居宅介護支援事業者部会 2回 延 97 事業所 153 人 ・訪問介護事業者部会 3回 延 72 事業所 112 人 ・通所事業者部会 3回 延 92 事業所 130 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会 2回 ・居宅介護支援事業者部会 5回 ・訪問介護事業者部会 4回 ・通所事業者部会 3回

2-7 介護保険サービスの適正利用の促進

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

【進行管理対象事業】

事業名	2-7-4 事業者への実地指導・集団指導	
		指定居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査等を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護給付費対象サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。
目標	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者実地指導及び監査【24か所/年】 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス事業所 24か所/年 地域密着型サービス事業所 3か所/年 介護保険施設 2か所/年 ・集団指導【1回/年】 <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者連絡協議会及び各介護事業者部会での実施 2回/年 ・夜間人員体制の確認【各2回/年】 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設及び地域密着型サービス事業所 <ul style="list-style-type: none"> (各施設及び事業所に対し) 各1回/年 ・ケアプラン点検の実施【12か所/年】 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス事業所 12か所/年 ・福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査【12件/年】 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具購入 12件/年 住宅改修 15件/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者実地指導及び監査 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス事業所 20か所/年 地域密着型サービス事業所 3か所/年 介護保険施設 1か所/年 ・集団指導 <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者連絡協議会及び各介護事業者部会での実施 1回/年 ・夜間人員体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設及び地域密着型サービス事業所 <ul style="list-style-type: none"> (各施設及び事業所に対し) 各2回/年 ・ケアプラン点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス事業所 12か所/年 ・福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 <ul style="list-style-type: none"> 12件/年

※【 】は、平成22年度の目標

2-8 家族介護者への支援

居宅で介護を行っている家族の心身の負担を軽減するため、短期入所生活介護（ショートステイ）の整備の検討や、院内介助サービスを行っていくことで要介護者の在宅生活の継続や質の向上が図れるよう支援していきます。また、認知症の方を介護している家族が、互いに悩みを相談し、情報交換をする家族交流会を開催します。

【進行管理対象事業】

事業名	2-8-3 院内介助サービス	
目標	医療機関受診時に付添いが必要な、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保する。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	・利用者 148人	・利用者 260人

2-9 ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、話し合い員の派遣や社会福祉協議会によるみまもり訪問事業等による、ひとり暮らし高齢者に対する安否の確認を行うとともに、日常生活のちょっとした困りごとを支援するシルバーお助け隊事業等を実施していきます。また、緊急通報システム等による支援を行うことで安全・安心対策を推進していきます。

【進行管理対象事業】

事業名	2-9-1 緊急通報システム	
目標	慢性疾患により常時注意を要するひとり暮らし等の高齢者が、家の中で発作等により緊急事態となった時に、ペンダントのボタンを押すことにより速やかな救助活動につなげる。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	・設置台数 216台	・設置台数 300台

事業名	2-9-8 シルバーお助け隊事業への支援	
目標	高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	・利用件数 431件	・利用件数 660件

2-10 寝たきり高齢者への支援

寝たきり等の状態にある高齢者の日常生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を図るために、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行うとともに、家族が一時的に介護が困難になった場合に、緊急ショートステイの利用による生活支援を行います。

3 健康で豊かな暮らしの実現

今後、増加する団塊の世代をはじめとした高齢者が、気軽に地域社会に参加できるような仕組みづくりと、高齢者がいつまでも健康で豊かな生活を維持・継続できるように引き続き介護予防事業を実施していくとともに、自らが進んで健康づくりを行うための支援体制の充実を推進していきます。

また、高齢者一人ひとりが社会の一員として、尊厳と誇りを持ち、地域社会とのかかわりを持ちながら、いきいきとした生活が送れるよう参加型の取組を推進します。

さらに、今までの経験や技術を活かし、様々なことにチャレンジすることができるよう、就業機会を支援します。

3-1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握することができるよう健康相談や健康診査を行います。また、健康診査の結果に基づく保健指導等も併せて行っていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-1-2 健康診査		
目標	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査を実施し、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を行う。		
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）	
・受診者数 （内訳）	24,411人	・受診者数 （内訳）	
・特定健診	13,354人	・特定健診	22,500人
・後期高齢者健診	9,883人	・後期高齢者健診	10,000人
・健康増進健診	1,174人	・健康増進健診	1,200人

3-2 健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるように、自らの体力を把握し、今後の健康づくりに役立つ体力アップフェアを開催します。また、一部の銭湯で軽体操等を行うミニデイ事業などを実施し、健康づくりを支援していきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-2-2 高齢者いきいき入浴事業	
目標	閉じこもり予防のためなど、高齢者の交流の場として提供し、区内在住の65歳以上の高齢者が月4回利用できる「シニア入浴事業」を協力公衆浴場で実施する。また、脱衣場を利用して健康体操、カラオケ、エアロビクスを参加費無料で行う「さわやか銭湯（ミニデイ事業）」を公衆浴場（2か所）で毎週実施する。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア入浴事業（11浴場） 延 113,791人 ・ミニデイ 95回実施、延 914人 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア入浴事業（10浴場） 延 113,791人 ・ミニデイ 96回実施、延 960人

3-3 虚弱な高齢者への介護予防の推進

虚弱な高齢者が要介護状態等にならないよう予防する施策を行っていきます。

要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結びつけることを目的として、日常生活で必要となる機能の確認を介護予防チェックリストで行い対象者に二次予防（プログラム）事業の参加を勧めていきます。

サービスの実施に際しては、高齢者在宅サービスセンターや介護予防拠点のほか、区有施設や民間スポーツ施設等を活用しながら、より身近な地域での事業展開を図ります。

また、通所プログラムへの参加が困難な高齢者に対しては、地域や関係機関と連携を図りながら、保健師や理学療法士等が自宅に訪問し、生活機能の低下に関する問題の解決を図っていきます。

二次予防事業※が適切かつ効果的に行われているかを、事業参加者の改善状況や実施状況を通じて総合的に評価します。

【進行管理対象事業】

事業名	3-3-1 介護予防チェックリストの実施	
目標	要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結びつけることを目的として、日常生活で必要となる機能の確認を介護予防チェックリストで行う。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	<p>健康診査（特定健診、後期高齢者健診等）における生活機能評価の実施により対象者を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施者数 14,946人 	<p>介護予防チェックリストにより対象者を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内実施者数 30,000人

※二次予防事業 介護予防チェックリストで要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に対して、プログラム事業を実施し要介護状態等になることを予防する事業

事業名 3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施				
目標	二次予防事業対象者に対して、介護予防チェックリスト等に基づき、心身の状態や生活機能等を把握・分析し、個々の目標を設定して介護予防事業の参加につなげる。また、終了後は評価を行い、持続した介護予防の取り組みを支援する。本人の状態に合わせて、適切な目標設定を行い、事業参加の効果が得られるように、介護予防事業従事者等に対し、調整や助言を行う。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績（22年度）</th><th>計画内容（26年度末）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者の個々の計画に基づいて事業参加につなげたことで、心身の状態の維持・改善につながった。</td><td>本人の状態に合わせて、適切な目標設定を行い、事業参加の効果が得られるように、介護予防事業従事者等に対し、調整や助言を行う。</td></tr> </tbody> </table>	実績（22年度）	計画内容（26年度末）	対象者の個々の計画に基づいて事業参加につなげたことで、心身の状態の維持・改善につながった。
実績（22年度）	計画内容（26年度末）			
対象者の個々の計画に基づいて事業参加につなげたことで、心身の状態の維持・改善につながった。	本人の状態に合わせて、適切な目標設定を行い、事業参加の効果が得られるように、介護予防事業従事者等に対し、調整や助言を行う。			

事業名 3-3-3 プログラム事業の実施						
目標	二次予防事業対象者に対して、プログラム事業を実施し要介護状態等になることを予防する。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績（22年度）</th><th>計画内容（26年度末）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> プログラムメニュー数 3件 ・筋力向上トレーニングプログラム ・マシントレーニングプログラム ・口腔機能改善プログラム </td><td> プログラムメニュー数 5件 ・筋力向上トレーニングプログラム ・マシントレーニングプログラム ・栄養改善複合型プログラム ・口腔機能向上プログラム ・訪問型プログラム </td></tr> <tr> <td> プログラムの実施会場数 16会場 ・筋力向上トレーニング 8会場 ・マシントレーニング 4会場 ・口腔機能向上 4会場 </td><td> プログラムの実施会場数 22会場 ・筋力向上トレーニング 11会場 ・マシントレーニング 4会場 ・栄養改善複合型 2会場 ・口腔機能向上 5会場 </td></tr> </tbody> </table>	実績（22年度）	計画内容（26年度末）	プログラムメニュー数 3件 ・筋力向上トレーニングプログラム ・マシントレーニングプログラム ・口腔機能改善プログラム	プログラムメニュー数 5件 ・筋力向上トレーニングプログラム ・マシントレーニングプログラム ・栄養改善複合型プログラム ・口腔機能向上プログラム ・訪問型プログラム	プログラムの実施会場数 16会場 ・筋力向上トレーニング 8会場 ・マシントレーニング 4会場 ・口腔機能向上 4会場
実績（22年度）	計画内容（26年度末）					
プログラムメニュー数 3件 ・筋力向上トレーニングプログラム ・マシントレーニングプログラム ・口腔機能改善プログラム	プログラムメニュー数 5件 ・筋力向上トレーニングプログラム ・マシントレーニングプログラム ・栄養改善複合型プログラム ・口腔機能向上プログラム ・訪問型プログラム					
プログラムの実施会場数 16会場 ・筋力向上トレーニング 8会場 ・マシントレーニング 4会場 ・口腔機能向上 4会場	プログラムの実施会場数 22会場 ・筋力向上トレーニング 11会場 ・マシントレーニング 4会場 ・栄養改善複合型 2会場 ・口腔機能向上 5会場					

3-4 高齢者への介護予防の推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした暮らしができるよう介護予防教室事業や健康教育等を行っていきます。

介護予防教室事業については、高齢者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを提供し、参加者の増加を図ります。この教室事業は、虚弱な高齢者に対するプログラム事業と相互に密に連携を取りながら展開していきます。

また、介護予防普及啓発事業として介護予防講演会や介護予防展を実施し、介護予防の必要性について区民に理解を求めるとともに、介護予防チェックリスト送付時に介護予防パンフレットを同封するなどして積極的に普及啓発をしていきます。

さらに、文の京介護予防体操地域会場の運営を地域の高齢者に担ってもらうなど、地域において介護予防の自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して介護予防指導者の養成事業を一層推進していきます。

一次予防事業※の定期的な評価を実施し、区民の介護予防に関する知識の認知度や参加状況等による事業評価を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	3-4-1 介護予防教室事業実施	
目標	二次予防事業終了者が引き続き介護予防を継続できるように、また、すべての高齢者が介護予防を正しく理解し実践するために、介護予防教室事業の充実を図る。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	文の京介護予防体操地域会場 参加者数 延 4,520人 会場数 6会場	文の京介護予防体操地域会場 参加者数 延 8,000人 会場数 8会場

3-5 生涯学習

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

3-6 高齢者の交流・社会参加・地域貢献等

地域活動に参加する意欲を持った高齢者に交流の場を提供するとともに、社会に参加しやすい環境を整備し、高齢者が地域において様々な役割を担うことにより、充実した生活を送れるよう支援します。

【進行管理対象事業】

事業名	3-6-1 ふれあい生きいきサロン事業への支援 (地域福祉保健の推進計画1-1-1 重複記載)				
目標	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場（サロン）を通して、地域での交流を深めることにより、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らすことを支援する。				
	実績（22年度）	計画内容			
	・サロン数 67か所	年度	24年度	25年度	26年度
	・サロン数 67か所		80か所	82か所	84か所

※一次予防事業　すべての高齢者に対して実施する介護予防普及啓発事業等

第2章 高齢者・介護保険事業計画

事業名	3-6-2 いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）の充実 (地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載)				
目標	協力会員が利用会員の家事や介護の援助を行うホームヘルプサービスなど、日常生活で手助けを必要とする方に対して、有償で在宅福祉サービスを提供する。				
	実績（22年度）				
	年度	24年度	25年度	26年度	
	・利用会員数 312人 ・協力会員数 145人	・利用会員数 ・協力会員数	400人 200人	450人 250人	550人 300人

事業名	3-6-8 なごやかクラブ・ふれあいクラブ				
目標	ひとり暮らしや家庭に閉じこもりがちな65歳以上の方を対象に、仲間づくりや心身機能の維持向上を図るための学習活動やレクリエーションを文京福祉センター等で実施することにより、高齢者の日常生活の自立を促進する。				
	実績（22年度）				
	・なごやかクラブ 実人員 20人 40回実施 ・ふれあいクラブ 実人員 16人 40回実施	・なごやかクラブ 定員 20人 40回 ・ふれあいクラブ 定員 16人 40回			
		計画内容（26年度末）			

事業名	3-6-11 高齢者クラブの活動支援				
目標	高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動、その他の社会活動を支援し、高齢者の健康で豊かな生活づくりを支援する。				
	実績（22年度）				
	・69団体 約4,600人	・69団体 約4,600人			
	計画内容（26年度末）				

3-7 就業支援

高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を活かし、元気でいつまでも働きたいという高齢者が地域社会で就業できるよう支援します。また、多様な働き方を含め、生涯現役であり続けられるよう、就業・就労に関する支援についての検討を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	3-7-1 シルバー人材センターの活動支援	
目標	元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。 臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	・会員数 1,145人 ・就業実人員 850人 ・就業率 74.2%	・会員数 1,270人 ・就業実人員 950人 ・就業率 74.5%

4 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基本である住まいについて、高齢者の状況に配慮した多様な住まいの確保と居住支援を進めます。

特別養護老人ホーム整備についての具体的な取組や認知症高齢者グループホームの整備を推進します。また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、高齢期の住まいに対するニーズに対応するために、民間活力を活用した住まいの確保に努めます。

4-1 介護保険施設サービスの充実

現在の特別養護老人ホームの入所待機者と今後の高齢者人口及び要介護者の増加に対応するため、新たな特別養護老人ホームの整備を進めます。また、認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができる認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

【進行管理対象事業】

事業名	4-1-3 新たな特別養護老人ホームの整備	
目標	教育センター跡地に新たな特別養護老人ホームの整備を進める。平成24年度から、府内において整備手法や内容等について具体的な検討を行う。	
	実績（平成22年度）	計画内容（平成26年度）
	区内特別養護老人ホーム 5か所 (定員 419名)	平成27年 着工予定 平成29年 開設予定

事業名	4-1-4 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）施設の整備
目標	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を含めた地域密着型サービスの整備に関する目標については、「2-2-1 地域密着型サービスの整備」(P. 47)において記載しています。

4-2 高齢者の居住安定の確保

高齢者の住まいを確保するために、住宅ストック活用の充実を図ります。

また、高齢者すまい法の改正により新たに位置づけられた、民間によるサービス付き高齢者向け住宅の供給制度については、民間事業者への情報提供による支援を行うとともに、文京区の地価等の地域特性を踏まえ、その供給の実現可能性についても検討を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	4-2-2 高齢者賃貸住宅登録事業				
目標	高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録し、住宅に困窮している高齢者に住宅をあっせんすることにより、高齢者の住環境の向上と居住の安定を図る。				
実績（22年度）	計画内容				
	年度	24年度	25年度	26年度	
・登録住宅戸数（新規） 2戸	・登録住宅戸数（新規）	5戸	5戸	5戸	
・家賃助成（新規） 1件	・家賃助成（新規）	5件	5件	5件	
・家賃助成（継続） 一	・家賃助成（継続）	9件	14件	19件	

事業名	4-2-3 高齢者住み替え家賃助成				
目標	取り壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定化を図る。				
実績（22年度）	計画内容				
	年度	24年度	25年度	26年度	
・新規件数 7件	・新規件数	15件	15件	15件	
・継続件数 26件	・継続件数	17件	32件	32件	

4－3 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた住宅で安全・安心に自立した在宅生活を送れるようにバリアフリー化や耐震化を進めるなど、生活環境の整備を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	4-3-1 バリアフリーの道づくり (地域福祉保健の推進計画 2-1-2 重複記載)				
目標	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	整備件数 191 件	整備件数	200 件	200 件	200 件

事業名	4-3-2 耐震診断費用助成事業 (地域福祉保健の推進計画 3-4-5 重複記載)				
目標	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を効率よく行えるよう、耐震診断の費用助成を行う。特に、高齢者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	助成件数 (木造建築物) 23 件	助成件数 (木造建築物)	101 件	101 件	101 件
	助成件数 (非木造建築物) 4 件	助成件数 (非木造建築物)	12 件	12 件	12 件
	助成件数 (分譲マンション) 2 件	助成件数 (分譲マンション)	6 件	6 件	6 件

事業名	4-3-3 耐震改修促進事業 (地域福祉保健の推進計画 3-4-6 重複記載)				
目標	耐震診断の結果、耐震設計、耐震改修工事等が必要な住宅建築物について、設計や改修工事等の費用助成を行う。特に、高齢者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
	実績（22年度）	計画内容			
		年度	24年度	25年度	26年度
	設計助成件数 13 件	設計助成件数	57 件	57 件	57 件
	耐震化助成件数 41 件	耐震化助成件数	77 件	77 件	77 件

5 災害への対応

大地震等の発災に備え、災害時要援護者が避難できる場所の検討等を行います。また、介護サービス事業者の防災マニュアルや事業継続計画の整備について支援するとともに、必要な連携体制づくりを検討します。

5-1 災害時要援護者への支援

「災害時要援護者名簿」について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。また、災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホームなどの施設を対象に検討を進めていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	5-1-1 災害時要援護者への支援体制の充実 (地域福祉保健の推進計画 3-4-1 重複記載)	
目標	災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、支援体制の充実を図る。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	引き続き、手上げ方式による災害時要援護者名簿の登録受付を実施するとともに、更新した名簿について、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察及び消防と共有した。	災害発生時に災害時要援護者の安否確認、避難誘導等が円滑に行えるよう、災害時要援護者の情報を適切に把握するとともに、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携を深め、実効性の高い支援体制を構築する。

事業名	5-1-2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 (地域福祉保健の推進計画 3-4-2 重複記載)	
目標	災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象として、具体的な検討を進めていく。	
	実績（22年度）	計画内容（26年度末）
	—	災害時要援護者の受け入れについて、地域防災計画に基づき、特別養護老人ホーム等と協定を締結する。

5-2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組んでいくことが必要です。そのため、施設、事業所ごとに災害時に迅速かつ適切な対応が行えるよう防災マニュアルを整備するとともに、その後においても、より早く、適切なケアが提供できる体制を確立するための事業継続計画の作成を支援していきます。

5－3 震災への住環境対策

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、良好で安全な住環境を守るための対策を実施します。地震発生時の家具の転倒による事故を未然に防止するため、家具転倒防止機器設置費用の助成などの支援を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	5-3-3 家具転倒防止器具設置費用助成 (地域福祉保健の推進計画 3-4-7 重複記載)																			
	災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置とその費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。																			
目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績（22年度）</th> <th colspan="3">計画内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数 45件</td> <td>助成件数</td> <td>100件</td> <td>100件</td> <td>100件</td> </tr> </tbody> </table>					実績（22年度）		計画内容				年度	24年度	25年度	26年度	助成件数 45件	助成件数	100件	100件	100件
実績（22年度）		計画内容																		
	年度	24年度	25年度	26年度																
助成件数 45件	助成件数	100件	100件	100件																

5 地域包括ケア体制の中核を担う 地域包括支援センターの機能強化

さらなる高齢化の進行に伴い、高齢者ケアへのニーズはより一層増加しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが見込まれます。高齢者が、元気に暮らし、たとえ要介護状態になったとしても可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活が続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく継続的に提供される地域包括ケア体制の実現を進めていきます。

今後、高齢者を取り巻く状況の変化から、地域包括ケアの必要性は一層高まると予想され、地域包括ケア体制の総合的なマネジメントを担う機関である地域包括支援センターの役割は、ますます重要となっています。

そこで、地域において地域包括ケア体制の総合的なマネジメントを担う中核機関である地域包括支援センターについては、機能を強化します。

(1) 地域包括支援センターの運営

① 日常生活圏域

区内を富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この日常生活圏域は、連携して活動している民生委員・児童委員、話し合い員の圏域、警察の管轄ともほぼ一致しています。日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。

【図表】5-1 日常生活圏域ごとの高齢者人口(平成23年9月1日現在)

圏域名	富 坂	大 塚	本 富 士	駒 込	合 計
人 口	11,738人	8,350人	8,678人	9,156人	37,922人
構成比	31.0%	22.0%	22.9%	24.1%	100.0%

*区外施設入所者は含まない。

【図表】5-2 日常生活圏域一覧

富坂地区(圏域)

町	丁目	番
後 楽	1～2 丁目	全域
春 日	1 丁目	全域
	2 丁目	1～7, 9～26
小石川	1～4 丁目	全域
	5 丁目	1～4, 8～17, 20～41
白 山	1 丁目	1, 2, 5～8, 11～14, 16～22, 30～37
	2～5 丁目	全域
千 石	1～4 丁目	全域
水 道	1 丁目	1, 2, 11, 12
小日向	4 丁目	1～2
大 塚	3 丁目	31～44
	4 丁目	1, 2 (6～14), 3 (5～11), 4 (1～3)
西 片	1 丁目	19
本駒込	2 丁目	9 (7～17), 10～11, 29
	6 丁目	1～12

大塚地区(圏域)

町	丁目	番
春 日	2 丁目	8
小石川	5 丁目	5～7, 18～19
水 道	1 丁目	3～10
	2 丁目	全域
小日向	1～3 丁目	全域
	4 丁目	3～9
大 塚	1～2 丁目	全域
	3 丁目	1～30
4 丁目	2 (1～5, 15), 3 (1～4, 12), 4 (4～12), 5～53	
	5～6 丁目	全域
関 口	1～3 丁目	全域
目白台	1～3 丁目	全域
音 羽	1～2 丁目	全域

本富士地区(圏域)

町	丁目	番
白 山	1 丁目	3, 4, 9, 10, 15
本 郷	1～7 丁目	全域
湯 島	1～4 丁目	全域
西 片	1 丁目	1～18, 20
	2 丁目	全域
向 丘	1 丁目	1～6, 16～20
	2 丁目	1～10, 11 (1～5), 13 (8～21)
弥 生	1～2 丁目	全域
根 津	1～2 丁目	全域

駒込地区(圏域)

町	丁目	番
白 山	1 丁目	23～29
向 丘	1 丁目	7～15
	2 丁目	11 (6～14), 12, 13 (1～7), 14～39
千駄木	1～5 丁目	全域
本駒込	1 丁目	全域
	2 丁目	1～8, 9 (1～6, 18～33), 12～28
	3～5 丁目	全域
	6 丁目	13～25



② 運営形態

地域包括支援センターの運営は、高齢者への総合相談、介護・介護予防に関するマネジメントの専門知識や業務実績がある、以下の法人に委託しています。

【図表】5-3 地域包括支援センターの設置及び名称等

日常生活圏域	富 坂	大 塚	本富士	駒 込
名 称	富坂地域包括支援センター	大塚地域包括支援センター	本富士地域包括支援センター	駒込地域包括支援センター
運営法人	社会福祉法人福音会	社会福祉法人信愛報恩会	医療法人社団龍岡会	社会福祉法人桜栄会
所 在 地	白山五丁目 16 番 3 号	大塚四丁目 50 番 1 号	湯島四丁目 9 番 8 号	千駄木五丁目 19 番 2 号
	文京白山の郷 併設	文京大塚みどり の郷併設	龍岡介護老人 保健施設併設	文京千駄木の郷 併設

*個人情報の取り扱いについては、介護保険法により地域包括支援センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられています。また「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう指導しています。

③ 人員配置

各地域包括支援センターには、①保健師（又は経験のある看護師）、②社会福祉士、③主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門資格を持った職員（=専門 3 職種）が配置されています。それぞれの専門知識を活かし、相互に連携・協働するチームアプローチにより業務を行います。

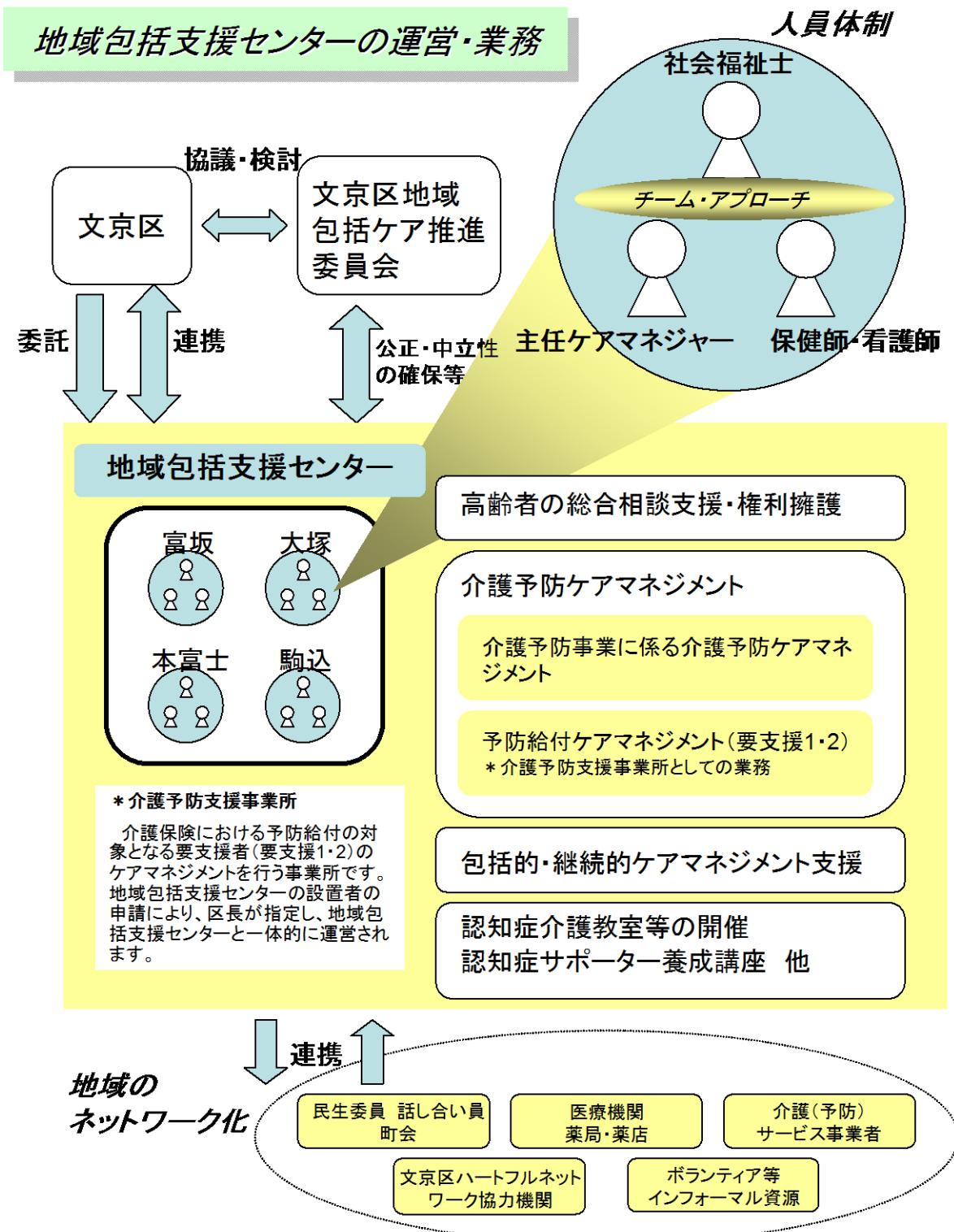
地域包括支援センターの職員体制（介護予防支援事業所を含む）は、平成 18 年 4 月 1 日の設立時では 20.2 人でしたが、平成 21 年 4 月 1 日に 25.4 人、平成 22 年 4 月 1 日には 28.4 人、平成 23 年 4 月 1 日には 31.0 人と人員増を図ってきました。

地域包括支援センターの体制強化のために、今後も職員の増員や資質の向上を図っていきます。

④ 文京区地域包括ケア推進委員会の設置

地域包括支援センターの設置・運営に関する中立性・公平性の確保等のため、運営協議会の設置が義務付けられています。文京区では運営協議会として、学識経験者・公募区民・地域の関係団体等から構成される文京区地域包括ケア推進委員会を設置しています。そこでの協議、評価を通じて、地域包括支援センターの公正・中立性を確保するとともに、地域の要望に沿った活動の充実を検討します。

【図表】5-4 地域包括支援センター運営概念図



(2) 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援の4つの基本機能を担っています。

① 介護予防ケアマネジメントに関する業務

高齢者が要介護状態になることを予防し、元気で自立した生活ができるよう、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるようマネジメントすることが重要です。

地域包括支援センターでは、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者（二次予防事業対象者）や介護保険における要支援1・2の認定者に対して、個々の状況を把握し、専門的見地からアセスメントを行います。ご本人の同意を得て、介護予防の目標とプランを立て、介護予防サービス・事業につなげることで自立した日常生活が送れるように支援します。さらに、サービスが効果的に利用できるように、調整と一定期間後の評価を行います。

ア 二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者に対して心身の状態や生活機能等を把握・分析し、介護予防事業への参加につなげます。

介護予防ケアマネジメントについては、「6 地域支援事業の推進」の中の介護予防ケアマネジメントに関する項目をご覧ください。（P.80 参照）

イ 予防給付に関する介護予防ケアマネジメント

各地域包括支援センターに設置された介護予防支援事業所が、介護認定審査会で要支援1・2に認定された要支援者を対象として、介護予防ケアマネジメントを行います。

平成21年度は6,468件、平成22年度は6,862件の介護予防プランを作成しました。平成23年度の4月～6月のケアプラン作成数は1,809件で、微増傾向にあります。今後は、サービス利用による改善状況等を検証し、より効果的なケアプラン作成を行うための検討を行います。

② 高齢者の総合相談支援に関する業務

社会福祉士を中心として、地域における高齢者や介護する家族のための総合相談・支援、地域における様々な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握を行っています。

平成22年度には地域包括支援センター全体で、区内高齢者人口の約21%にあたる7,974人に対し、延べ23,816件の相談・支援を行いました。設立当初の平成18年度と比較すると約2.4倍、前年度比で約1.3倍となっています。

【図表】5-5 地域包括支援センター相談件数実績

	平成 21 年度	平成 22 年度
相談実人数	6,086 人	7,974 人
総相談件数	18,848 件	23,816 件
一人当たり平均相談回数	3.1 回	3.0 回
実態把握件数	5,007 件	5,650 件

* 4か所合計

相談内容では、医療・保健に関する相談が 3,921 件で、平成 18 年度と比較すると約 10 倍、前年度比は約 1.5 倍です。虐待に関する相談が 421 件で平成 18 年度と比較すると約 13 倍、前年度比は約 1.7 倍です。

また、救急車を手配するなどの緊急対応や認知症等による困難ケースも増加しています。

ア 相談機関としての周知

地域において身近で信頼できる相談機関となるためには、気軽に相談できる窓口として区民に認識されることが必要です。しかし、地域包括支援センターの区民全体への認知度はまだ不十分です。

地域包括支援センターでは、出張講座や自主講座のほか、町会や地域の関係機関へ伺って、パンフレットやポスターの配布等の周知活動を積極的に行っていきます。

イ 文京区ハートフルネットワークの拡充

区では、平成 16 年 12 月から高齢者を地域で支え合うネットワークとして、文京区ハートフルネットワーク事業を開始しました。

具体的には、緊急事態等にいち早く気付き、速やかに対応できるよう、ハートフルネットワークの協力機関が本人の状態に応じて声かけ等の見守りを行っています。また、ハートフルネットワークの中核となる地域包括支援センターに必要に応じて連絡を取り、早期発見・早期対応を行うことで、高齢者の生活を支援しています。

各地域包括支援センターでは、ハートフルネットワークの団体協力機関の参加を得ながら安心ネット連絡会を開催し、地域課題の共有や検討を行い、連携強化と地域での顔の見える関係づくりに努めています。

平成 22 年度には、小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、地蔵通り商店街が新たに協力機関になり、ハートフルネットワークが拡充されました。

また、ハートフルネットワークの周知・活性化のためにシンボルマークを公募によって決定し、活動のアピールに活用しています。

高齢者を取り巻く環境の変化に応じて、今後も協力機関の拡充を図ると共に、連携を強化していきます。

【図表】5-6 文京区ハートフルネットワークシンボルマーク



【図表】5-7 文京区ハートフルネットワーク概念図



③ 権利擁護に関する相談支援の充実

判断力が低下し、本人のための支援と一緒に考えてくれる家族もいないという場合には、自分に必要なサービスを自ら決定することが難しくなります。

窓口に寄せられた相談内容では、高齢者虐待、成年後見等の権利擁護に関する相談が増加しています。そのため、社会福祉協議会の成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスなどを活用し、高齢者の尊厳ある生活を守るために、必要な援助や支援をします。

また、高齢者虐待や認知症等の困難ケースの増加の背景には複雑な要因が重なっていることが多く、地域包括支援センターだけで問題を解決することが難しい場合もあります。このため、関係各機関との相互の連携強化、情報共有及び事例検討等によるスキル向上等を進めていきます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務

ア 地域のネットワークの構築

一人ひとりの高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者の状況変化を把握し、柔軟に対応する支援が必要です。そのためには、区、社会福祉協議会、医療機関、介護施設、介護サービス事業所及び近隣の支え合いやボランティア等の連携が不可欠です。地域包括支援センターは、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）や様々なサービス事業者とのネットワークを構築し、地域の連携を進めます。

イ ケアマネジメント支援

ケアマネジャーからの個別相談や、サービス担当者会議において助言等を行うケースは年々増加しています。主任ケアマネジャーを中心として、ケアプランの作成技術の支援、サービス担当者会議の開催支援など、個別指導や相談への対応を行います。

今後も、ケアマネジメント技術の向上のために、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となって、ケアマネジメント支援事業の一層の充実を図ります。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

高齢化が進み、高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、「可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けたい」という気持ちは、多くの高齢者の想いです。

平成22年6月に策定した文京区基本構想においても、高齢者福祉の将来像の10年後にあるべき姿として「歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち」の実現に向け、「地域包括ケアの充実」に取り組むこととしています。概ね10年後には、団塊の世代が要介護状態の発生率の高い75歳を迎えることから、着実な取組を進めていく必要があります。

また、平成23年に改正された介護保険法の成立を受けて、国は「第5期介護保険事業計画」を策定するための基本指針として「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の構築を目指す」ことを掲げています。

この『地域包括ケアシステム』を推進するためには、次の5つの主要な取組が必要です。

- 1 医療との連携強化
- 2 介護サービスの充実強化
- 3 予防の推進
- 4 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- 5 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

これらの取組を着実に進めていくため、「地域包括ケアシステム」の中核を担う地域包括支援センターを始めとする、様々な機関やサービスの充実が求められています。

① 地域包括支援センターの体制強化

「地域包括ケアシステム」の下では、日常生活圏域という比較的狭いエリアの中で地域の人たちに支えられ、住み慣れた地域で、介護保険サービスや医療保険、福祉サービス、シルバービジネス、ボランティア、見守り等の地域の社会資源の積極的活用により、安心・安全に生活することができます。

多様なサービスを紹介し、切れ目のないサービスの提供の調整などを担う地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の要として、これまで以上に重要な役割を果たしていくことが期待されています。

そこで、今後、進行していく高齢化を見据え、高齢者の総合相談機能の向上を図り、緊急時等の適切な対応力を高めていくため、活動拠点を順次増やしていくことにより体制の強化を図っていきます。

② 医療と介護の連携の強化

病院から退院する高齢者や、医療依存度が高い状態の高齢者の生活を支援していくためには、医療機関をはじめとする地域の様々な専門機関の連携と、医療的な配慮を含めたケアプランが作成できるケアマネジャーが必要になります。そのため、平成23年10月から、医療連携推進員を地域包括支援センターに配置し、ケアマネジャーへの医療連携支援を推進するとともに、医療と介護の連携強化に努めます。

【医療連携推進員の事業内容】

- 地域包括支援センターに医療連携推進員（看護師）を配置し、「地域の医療機関」「介護保険事業者」「その他の地域資源」とネットワークを構築する
- 退院予定の高齢者の状況を早期に把握し、本人・家族の状況に応じて、退院後の生活に必要な医療・介護サービスに繋がるよう、ケアマネジャーの後方支援を行う
- ケアマネジャーが医療情報を迅速に入手できるよう、必要に応じた支援を行う
- 介護保険事業者等に対して、看護師の視点で必要な助言を行う
- 医療連携推進員は、そのノウハウを地域包括支援センター及びケアマネジャー等と共有し、地域連携を支援する

(3)認知症高齢者と家族への支援

認知症になっても、自分に役割がある、必要してくれる人がいる、気にかけてくれる人がそばにいるという気持ちを持ち続けたいという願いがあります。それは家族とは限らず、友人であり、隣人であり、地域の人です。住んで良かったと思える地域とは、自分を知っている人たち、気にかけてくれる人たちにさりげなくサポートされている環境もあります。

認知症があっても安心して暮らせる地域づくりのために、認知症高齢者とその家族を支援します。

ア 認知症介護教室等の開催

家庭での認知症介護においては、介護者が認知症に気付かなかったり、認知症＝病気という概念が欠けていたりすることがあります。このため、適切な治療や介護が受けられず、認知症が悪化することや、認知症に対する理解不足が介護者のストレスを増長し、虐待の原因になることがあります。

地域包括支援センターでは認知症介護教室や家族交流会等を開催し、介護者や地域の人に認知症の理解を促していくとともに、随時の相談等を通じて介護者を支援しています。

イ 認知症サポーター養成講座の開催

厚生労働省は「認知症を知り地域をつくる 10 カ年」キャンペーンの一環として、平成 17 年度に認知症サポーター100 万人キャラバンを開始しました。これを受け、区は認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方を地域で支えられるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成しています。講師役となるキャラバン・メイトは、一定の研修を受講した区職員及び地域包括支援センター職員が務めています。

平成 23 年 8 月までに文京区では約 40 人のキャラバン・メイトと約 3,000 人の認知症サポーターを養成しました。平成 25 年度までにおよそ 6,000 人の認知症サポーターを養成することを目標とするとともに、地域での認知症理解と見守りの輪を広げていきます。

また、認知症サポーター養成講座修了者を対象としたステップアップ講座の開催、認知症に対する理解の輪をさらに拡大していくための自主講座や出張講座を開催など、認知症サポーターやキャラバン・メイトの地域での活動も支援します。

ウ 認知症に関する医療機関との連携

認知症についてどの医療機関に相談に行けばよいかわからないという悩みは多く聞かれます。地域包括支援センターでは、認知症の方を速やかに身近な認知症サポート医等の医療機関を紹介するなどの支援を行っています。

また、厚生労働省は、医療から介護への切れ目のないサービスを提供するため、認知症の専門医療や連携を担う認知症疾患医療センターを全国 150 か所、東京都内に 12 か所の整備を計画しています。認知症疾患医療センターとの積極的な連携を検討します。

6 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、予防重視型システムへの転換を図って平成18年4月から介護保険法に基づく区市町村事業として創設されました。その内容は、すべての高齢者を対象とし要支援や要介護状態となることを予防するとともに、要支援や要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業で、「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つで構成されています。

(2) 地域支援事業の全体像

文京区の地域支援事業は、介護保険法を根拠法として、次の3つの事業から構成されています。

【図表】6-1 地域支援事業の全体像

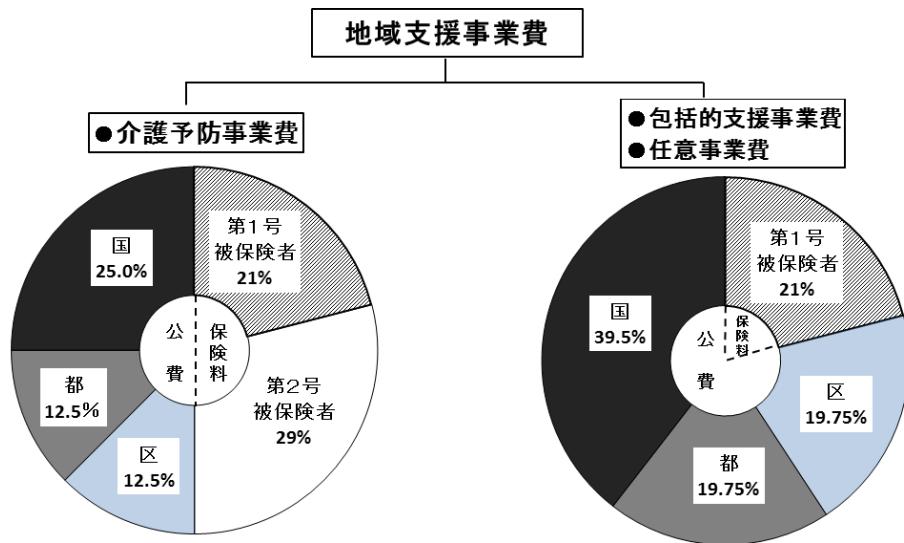
(1) 介護予防事業 (法第115条の 44第1項1号)	① 二次予防事業	ア 対象者把握事業 イ 通所型介護予防事業 ウ 訪問型介護予防事業 エ 二次予防事業評価事業
	② 一次予防事業	ア 介護予防普及啓発事業 イ 地域介護予防活動支援事業 ウ 一次予防事業評価事業
(2) 包括的支援事業 (法第115条の 44第1項2~5号)		① 介護予防ケアマネジメント事業 ② 総合相談支援・権利擁護事業 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
(3) 任意事業 (法第115条の 44第2項)	① 介護給付等費用適正化事業	
	② 家族介護支援事業	ア 家族介護教室 イ 認知症高齢者見守り事業
	③ その他事業	ア 成年後見制度利用支援事業 イ 住宅改修支援事業

(3) 地域支援事業の財源

地域支援事業に要する経費は、政令により保険給付額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。この上限を超える事業を行う場合には、区の一般事業として実施していきます。

保険給付額の3%に相当する部分の①介護予防事業については、国・東京都・文京区で負担する公費負担と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担で構成されています。一方、②包括的支援事業と③任意事業については、公費負担と、65歳以上の被保険者（第1号被保険者）が負担する保険料負担で構成されています。第1号被保険者の負担割合は、いずれも21%に改正（第4期は20%）される予定です。

【図表】6-2 地域支援事業の財源構成



(4) 地域支援事業に要する費用の見込

地域支援事業に要する費用は、事業計画に定める各年度における保険給付費の3%以内で定めることとなっています。

【図表】6-3 地域支援事業に要する費用額

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険給付費			
地域支援事業費			
内訳	介護予防事業		
	包括的支援事業		
	任意事業		

第5期計画期間におけるこれらの地域支援事業にかかる費用額及び規模は、次のとおりです。

【図表】6-4 地域支援事業の見込

地域支援事業の見込み量及び費用額

介護保険特別会計

単位：千円

事業名		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		回数・件数	費用額	回数・件数	費用額	回数・件数	費用額
介護予防事業	二次予防事業						
	対象者把握事業						
	通所型介護予防事業						
	訪問型介護予防事業						
	二次予防事業評価事業						
	一次予防事業						
	介護予防普及啓発事業						
	地域介護予防活動支援事業						
	一次予防事業評価事業						
	介護予防事業見込み量及び費用額		0		0		0
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業						
	総合相談支援・権利擁護事業						
	包括的・継続的ケアマネジメント事業						
包括的支援事業見込み量及び費用額			0		0		0
任意事業	介護給付等費用適正化事業						
	給付費通知発送						
	介護保険事業者指導事業						
	家族介護支援事業						
	家族介護教室						
	認知症高齢者見守り事業						
	その他事業						
	成年後見制度利用支援事業						
	福祉用具・住宅改修支援事業						
	任意事業見込み量及び費用額		0		0		0
地域支援事業合計（介護保険特別会計合計）			0		0		0
地域支援事業に要する費用額（限度額）							

(5) 地域支援事業の内容

① 介護予防事業

介護予防事業は、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に実施する二次予防事業と、すべての高齢者を対象に実施する一次予防事業により構成されています。

両施策は、事業の対象者や実施方法等は異なりますが、二次予防事業を修了した高齢者が一次予防事業に引き続き参加できるようにするなど、両者を連続的かつ一体的に実施することで介護予防の推進を目指します。

ア 二次予防事業の実施

要支援や要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として実施します。

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施します。

事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施していきます。

○ 二次予防事業対象者及び二次予防事業参加者の見込

第4期の計画期間では二次予防事業対象者を把握するために、医療機関等において実施する特定健康診査・後期高齢者（医療）健康診査等と同時に実施する「介護予防のための生活機能評価」を実施していました。

第5期では地域支援事業実施要綱の改正を受けて、対象者把握事業を簡素化することで事業対象者数を増やし、より効果的な二次予防事業を提供していきます。

【図表】6-5 対象者把握事業実績

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者人口	37,622人	37,635人	人
二次予防事業対象者数	2,482人	2,630人	人
二次予防事業参加者数	316人	274人	人

* 平成23年度は見込み。

第5期計画期間においては、国の推計に基づき高齢者人口の11.0%程度を二次予防事業対象者として見込み、かつ高齢者人口の2.0%程度の二次予防事業対象者を対象に、二次予防事業を実施していきます。二次予防事業の対象者数は、第1号被保険者の将来推計人口と過去の実績をもとに見込値として推計しています。

【図表】6-6 二次予防事業高齢者数及び二次予防事業参加者数見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口	39,372人	40,609人	41,672人
二次予防事業対象者数 (二次予防事業対象者率)	4,331人 (11.0%)	4,467人 (11.0%)	4,584人 (11.0%)
二次予防事業参加者数 (二次予防事業参加率)	578人 (1.5%)	770人 (1.9%)	814人 (2.0%)

(ア) 対象者把握事業の推進

a 二次予防事業対象者の把握

日常生活で必要となる機能の確認を介護予防チェックリストで行い、二次予防事業の対象者を把握します。

介護予防チェックリストは介護認定を受けている方を除くすべての高齢者に対して自宅に送付し回答を返送していただくことにより実施します。チェックした項目の内容や数により個人にあった適切なプログラムや介護予防事業をご案内します。

また、閉じこもりがちな高齢者等を把握し、二次予防事業に結びつけるため、保健師等の訪問活動や地域の関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、町会・自治団体、高齢者・身体障害者家庭話し合い員、地域包括支援センターなど）から情報提供を受け対象者を把握していきます。

対象者把握事業は、高齢者・介護保険事業計画と併せて3年に1度実施します。新たに65歳になられた方や転入者の方、未回答の方には実施年度とは別に介護予防チェックリストを送り把握を行います。

【図表】6-7 介護予防チェックリスト

介護予防チェックリスト													
* 今回は旧版で掲載。 今後、差し替え予定													
平成 年 月 日													
太線内の記入してください。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保険種別等 (いずれかに○)</td> <td>国民健康保険・後期高齢者医療保険 その他(衛生)・社会保険被扶養者</td> <td style="width: 15%;">受診券番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>文京区</td> <td>フリガナ 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明治 大正 年 月 日生 昭和</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>		保険種別等 (いずれかに○)	国民健康保険・後期高齢者医療保険 その他(衛生)・社会保険被扶養者	受診券番号		住 所	文京区	フリガナ 氏 名		生年月日	明治 大正 年 月 日生 昭和	電話番号	
保険種別等 (いずれかに○)	国民健康保険・後期高齢者医療保険 その他(衛生)・社会保険被扶養者	受診券番号											
住 所	文京区	フリガナ 氏 名											
生年月日	明治 大正 年 月 日生 昭和	電話番号											
内容	No.	質 問 項 目	※ 回答欄 (いずれかに○)										
生活状況	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ										
	2	日用品の買物をしていますか	0. はい 1. いいえ										
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ										
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ										
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ										
運動機能	6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ										
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ										
	8	15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ										
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ										
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ										
栄養	11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ										
	12	身長 cm / 体重 kg (BMI) (注)	1. (はい) (18.5未満) 0. いいえ										
口腔機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ										
	14	お茶や汁物等でむせることができますか	1. はい 0. いいえ										
	15	口の渴きが気になりますか	1. はい 0. いいえ										
閉じり	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ										
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ										
認知機能	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい 0. いいえ										
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ										
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ										
うつ傾向	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ										
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ										
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ										
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ										
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ										

(注) BMI (=体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)) が 18.5 未満の場合に「1. はい」とします。

医療機関名	
確認医師氏名	

b 二次予防事業対象者の決定

介護予防チェックリストにおいて、次の i から iv までのいずれかに該当された方を、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる方として、二次予防事業の対象者とします。

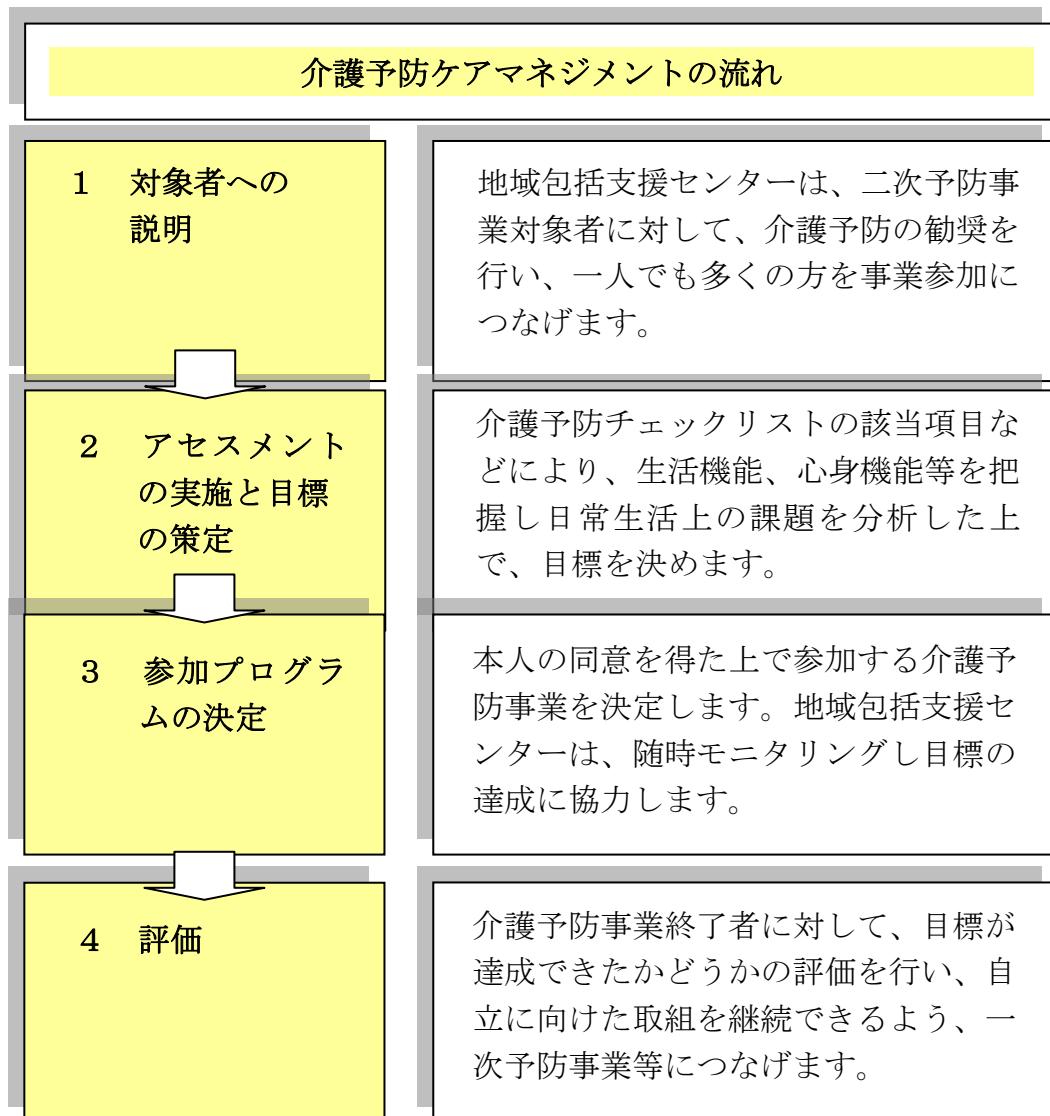
- i 1 から 20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当する方
- ii 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する方
- iii 11 及び 12 の 2 項目すべてに該当する方
- iv 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する方

また、要介護認定において、非該当と判断された方については、積極的に二次予防事業への参加を促していきます。

c 介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターは、区から情報提供があった二次予防事業対象者及び、総合相談等で把握した二次予防事業対象者に対し、介護予防チェックリストや**本人**の意向を踏まえながら目標を定め、参加する介護予防事業を決定します。

【図表】6-8 介護予防ケアマネジメントの流れ



(イ) 通所型介護予防事業の充実

介護予防チェックリスト等で把握された二次予防事業対象者に対する二次予防事業として、様々なプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施して、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。事業は、介護予防チェックリストで該当する項目や、対象者の希望で該当プログラム以外も選択することができます。

a 運動器の機能向上プログラム

介護予防チェックリストのNo.6～No.10の回答で○の数が3個以上ある方は、将来要支援や要介護状態になる可能性が高い方であるといえます。運動器の機能向上プログラムの参加を促し介護予防に取り組んでいただきます。

このプログラムでは、高齢者在宅サービスセンターや介護予防拠点などを利用して、筋肉を使う運動やバランストレーニングなどを取り入れた教室と、マシンを活用したトレーニング教室を実施します。

○筋力向上トレーニング

転倒予防や筋力の向上を目的に、ストレッチ運動や足腰の筋力アップを高める運動を行います。

○マシントレーニング

転倒予防や筋力の向上を目的に、高齢者用のトレーニングマシンを使い、足腰の筋力アップを高める運動を行います。

【図表】6-9 運動器の機能向上プログラム実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員	444人	592人	592人
実施か所数	15か所	15か所	15か所

b 栄養改善複合型プログラム

介護予防チェックリストのNo.11、No.12の回答で○の数が2個ある方は、低栄養の可能性が高い方であるといえます。栄養改善を積極的に行う必要があります。

このプログラムでは、低栄養改善のための個別の栄養相談や集団栄養教育と併せて転倒予防やバランスを向上させる運動器の機能向上トレーニングなどを行う教室を実施します。

【図表】6-10 栄養改善複合型プログラム実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員	24人	48人	72人
実施か所数	2か所	2か所	2か所

c 口腔機能向上プログラム

介護予防チェックリストのNo.13～No.15 の回答で○の数が2個以上ある方は、口腔機能を高める必要があります。

このプログラムでは歯科医師や歯科衛生士の下、健康センターや高齢者在宅サービスセンター等を利用して、口腔清掃指導、摂食・嚥下機能の向上に関する指導等を行う教室を実施します。

【図表】6-11 口腔機能向上事業実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員	100人	120人	140人
実施か所数	5か所	5か所	5か所

【図表】6-12 通所型介護予防事業実施会場配置図



(ウ) 訪問型介護予防事業の充実

介護予防チェックリストのNo.16 の項目に該当する方、No.18～No.20 のいずれかに該当する方、No.21～No.25 の項目のうち2項目以上に該当する方については、うつ・閉じこもり・認知症の予防や支援にも考慮する必要があります。

このプログラムでは保健師等の専門職が訪問し生活機能に関する問題の相談や指導を行うほか、通所型事業に馴染まない方に運動プログラムを実施します。

【図表】6-13 訪問型介護予防プログラム実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延訪問回数	60回	60回	60回

(エ) 二次予防事業評価事業の実施

二次予防事業対象者の介護予防事業について、事業の対象者数・参加者数等のデータを集積・活用し、年度ごとに事業の達成状況の検証・事業評価を実施します。

イ 一次予防事業の実施

すべての高齢者を対象として、介護予防の普及啓発を目的とした事業、介護予防に関する人材の育成、活動組織の育成・支援等を行います。

多くの高齢者に介護予防事業に参加してもらえるよう魅力ある事業を実施します。

(ア) 普及啓発事業の充実

二次予防事業のプログラム修了者が引き続き介護予防を継続するため、また、すべての高齢者が介護予防を正しく理解し、実践するための様々な事業を実施します。

教室事業は民間事業者の活力を導入しながら、高齢者が楽しく継続的に介護予防に取り組めるように見直していきます。

特に、認知症予防教室については、座学による脳の健康教室のほか、有酸素運動などから脳の血流を良くして認知症を予防する新たな教室を複数実施します。

また、区民ニーズの高い膝痛や腰痛の予防教室を新たに行うほか、運動器や口腔機能の向上、栄養改善等をミックスした複合型の教室事業など多様な教室メニューを開設します。

さらに、高齢者が介護予防に関心を持った時に、気軽に教室事業に取り組めるよう体験型の介護予防教室を開催します。

教室事業のほか、介護予防展の開催や講演会、出前講座の実施等により介護予防の普及啓発を促進します。

【図表】6-14 一次予防事業実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症予防教室	386人	406人	426人
膝痛・腰痛予防教室	325人	370人	415人
複合型（運動・口腔・栄養等）教室	71人	91人	118人
体験型介護予防教室	60人	130人	200人
その他介護予防教室（体操等）	292人	307人	322人
その他介護予防教室（予防講座等）	430人	430人	430人
介護予防展	一人	500人	800人
介護予防講演会	200人	300人	300人
介護予防出前講座	200人	200人	200人
合 計	1,964人	2,734人	3,211人

○ 文の京介護予防体操による介護予防の推進

平成19年度に区、区民、区内介護サービス事業所の理学療法士及び大学が協働で開発した「文の京介護予防体操」を介護予防普及啓発の柱として捉え、区と区民が一体となって介護予防体操の普及を図ります。

平成22年7月から文の京介護予防体操を住み慣れた地域で実施できるよう会場を確保し地域展開を実施しました。この地域会場の運営は文の京介護予防体操推進リーダーとして養成された地域の高齢者の方々が行います。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつでも気軽に介護予防に取り組めるように毎週同じ時間帯に同じ場所で実施します。二次予防事業に参加し状態が改善された方などを含めたすべての高齢者が継続的に運動する機会を持つとともに、地域で介護予防事業を実施することによる閉じこもりの予防、仲間づくり等、高齢者一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう地域全体で支える取組です。

介護予防は自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めることが重要です。引き続き、地域活動センターなど、身近な地域で体操を継続的に実施できるよう会場の確保に努めるとともに、高齢者団体や地域活動組織等に働きかけて、文の京介護予防体操実践者の拡大に努めていきます。

さらに、介護予防に関する知識を深め、自主的に事業に参加できるようにするために、介護予防展の開催や講演会の実施、介護予防情報誌の作成、配布等の普及啓発事業を実施します。

【図表】6-15 文の京介護予防体操地域会場での参加実績 H22.7～H23.3

地域会場名・開催曜日		参加者	推進リーダー	合 計
汐見地域活動センター	月	479人	185人	664人
アカデミー音羽	火	589人	233人	822人
シルバーホール ・区民センター	水	671人	153人	824人
アカデミー向丘	木	309人	144人	453人
アカデミー茗台	金	456人	219人	675人
駒込地域活動センター	金	813人	269人	1,082人
合 計		3,317人	1,203人	4,520人

【図表】6-16 文の京介護予防体操地域会場延参加者数見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会場数	6会場	7会場	8会場
文の京介護予防体操地域会場	7,000人	7,500人	8,000人

(イ) 地域介護予防活動支援事業の充実

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防ボランティアを活用した地域活動組織の育成・支援のための事業の充実を図ります。

a 介護予防ボランティアの育成

今後も文の京介護予防体操推進リーダーを介護予防ボランティアの中心的な担い手として積極的に育成していきます。

リーダー養成講習では介護予防に関する基礎的な知識のほか、文の京介護予防体操やストレッチ等、高齢期の健康維持に有効である基本的な運動の指導技術を習得することとしています。

スキルアップ講習では体操の指導技術の向上を図る実技のほか、介護予防全般にわたる講義や消防署による応急救護訓練等を行います。

養成講習及びスキルアップ講習を修了した文の京介護予防推進リーダーは、行政との協働との担い手として、文の京介護予防体操地域会場の運営事業のほか、介護予防出前講座や各種イベントでの体操講師、介護予防教室事業での指導者補助業務、介護予防展等の運営補助等を行います。

【図表】6-17 文の京介護予防体操推進リーダー養成事業

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
文の京介護予防体操推進リーダー養成講習	20人	20人	20人
文の京介護予防体操推進リーダースキルアップ講習	50人	70人	90人

b 地域活動組織の育成・支援

介護予防ボランティア等を中心に元気な高齢者の地域社会等での活動を支援するなど、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを推進します。

文の京介護予防体操の地域会場で実施する体操活動等を通じて参加者同士の交流を図るとともに、それぞれの体操会場の参加者の状態に応じたレクリエーションを文の京介護予防体操推進リーダーや参加者の提案により自主的に行えるよう支援します。

また、介護予防のために自主的な活動を実施している団体や介護予防に興味があるグループ等に介護予防ボランティア等の講師を派遣するなど、元気な高齢者の知識や経験を活かした地域活動組織の育成・支援を行うことで介護予防の一層の推進に取り組みます。

さらに、元気な高齢者から要支援・要介護状態の悪化するおそれのある高齢者までが、住み慣れた地域で介護予防を実践できるよう、地域で行われている介護予防教室や講座などを紹介した「介護予防地域資源マップ」を作成し、情報提供を積極的に行います。

(ウ) 一次予防事業評価事業

区民の介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか、また介護予防ボランティアの養成活用を適切に行っているか評価します。

② 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的なケアマネジメントの支援、総合相談・権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント等を行っていきます。

なお、包括的支援事業の詳細は、「5 地域包括ケア体制の中核を担う地域包括支援センターの機能強化」の「(3) 地域包括支援センターの機能強化」の中で既述しています。(P. 70 ~71 参照)

ア 介護予防ケアマネジメント事業の実施

保健師または経験のある看護師が、二次予防事業対象者や要支援1・2認定者を対象に、具体的な目標を明確にしつつ、高齢者的心身の状況や生活環境、体を動かさないことによる生活機能の低下が生じた原因などを分析して、対象者自身やその家族と相談のうえ、利用が望ましい介護予防ケアプラン（介護予防支援計画）を作成します。

イ 総合相談支援・権利擁護事業の実施

社会福祉士を中心として、地域における高齢者や介護をする家族のための総合相談・支援や、地域の高齢者の実態把握を行います。

また、これらの業務を通じて発見された高齢者虐待や成年後見等の権利擁護に関する相談には、関係機関と連携して速やかな対応に努めるとともに、地域と協働して、高齢者虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等に積極的に取り組みます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施

主任ケアマネジャーを中心として、介護保険をはじめとする様々なサービスが円滑に利用できるよう、各種関係機関との連携を通じて、ケアマネジャーの相談に応じ、助言や支援等を行います。

③ 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を展開します。

ア 介護給付等費用適正化事業の実施

介護サービス利用者全員に、受けたサービス内容や費用等の内訳を記載した「給付費通知」を送付し、利用者自らが内容等を確認することにより、事業者の不正請求を防ぎ、利用者に対しても介護給付費の適正化に向けて理解を求めていきます。

介護保険サービス事業所に対しては、介護給付解釈に関する研修会を開催し理解を深めるとともに、法令基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について、事業所を訪問しながら適正に行われているか検査し、指導等を行っていきます。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不

第2章 高齢者・介護保険事業計画

足なく提供さてれているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「8 第1号被保険者の保険料等について」の「(4) 適正で安定的な介護保険制度運営のための取組」の中で述べています。(P. 131~134 参照)

【図表】6-18 介護給付等費用適正化事業実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付費通知発送	2回	2回	2回
事業者指導事業	24回	24回	24回

イ 家族介護支援事業の実施

(ア) 家族介護教室の実施

認知症に対する正しい理解や介護方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及と介護者を支援するために家族介護教室を実施します。

なお、家族介護教室は、地域包括支援センターが「認知症介護教室」として実施するため、「5 地域包括ケア体制の中核を担う地域包括支援センターの機能強化」の「(3) 地域包括支援センターの機能強化」にある認知症高齢者に関する項目でも述べています。(P. 71 参照)

【図表】6-19 認知症介護教室実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症介護教室	20回	20回	20回

(イ) 認知症高齢者見守り事業の実施

認知症高齢者の徘徊を早期に発見し、高齢者の安全確保と介護者の負担軽減を図るため、民間事業者が運営するG P S通信網を使用した探索システムの利用者に対し、申し込み費用の助成を行います。

【図表】6-20 高齢者徘徊探索サービス実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者徘徊探索サービス	14人	14人	14人

ウ その他事業の実施

(ア) 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度に関する講演会、研修会等を区民や関係職員等を対象に実施し、制度への理解と普及を図りさらなる活用につなげていきます。

また、制度利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がいない等の場合には、区長が代わって後見などの審判の申し立てを行います。

【図表】6-21 成年後見制度利用事業実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用事業 (講演会・研修会)	2回	2回	2回

(イ) 住宅改修支援事業の実施

要支援や要介護の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど、介護に必要な小規模な住宅改修を行うにあたり、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が、住宅改修に関する相談に応じます。ケアマネジャーについていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の助成を行います。

【図表】6-22 住宅改修支援事業実施見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修支援事業	160件	160件	160件

7 介護保険サービスの現状と今後の見込み

(1) 高齢者人口・介護保険被保険者の実績及び推計

文京区における65歳以上の高齢者人口は、これまで増加傾向にありました。平成24年から第一次ベビーブームに出生した昭和22年から昭和24年までの世代が65歳に達し始めたため、前期高齢者が平成24年から26年にかけて大幅に増加することが見込まれています。

また、高齢者人口の増加に伴い高齢化率についても、増加傾向にあり平成25年度には、20%を超えると予想されています。

介護保険サービスを利用できる被保険者数についても、増加傾向にありますが、第2号被保険者（40歳～64歳）数は微減の傾向となっています。

【図表】7-1 年齢階層別人口及び高齢化率

単位：人

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
40歳未満	94,144	94,374	94,365	94,363	94,169	94,000
40歳～64歳	64,738	65,870	66,659	66,150	65,617	65,038
前期高齢者 (65歳～74歳)	18,898	18,523	18,150	18,985	19,917	20,900
後期高齢者 (75歳以上)	18,891	19,400	19,963	20,387	20,692	20,772
高齢者人口 (65歳以上)	37,789	37,923	38,113	39,372	40,609	41,672
総人口	196,671	198,167	199,137	199,885	200,395	200,710
高齢化率	19.21%	19.14%	19.14%	19.70%	20.26%	20.76%
後期高齢化率	49.99%	51.16%	52.38%	51.78%	50.95%	49.85%

*住民基本台帳人口と外国人登録者数の合算値。

*各年10月1日現在（平成21年度・22年度は実績値。平成23年度以降は、文京区人口推計調査報告書（H21.3）の短期推移型を参考に推計）

*高齢化率＝高齢者人口（65歳以上）÷総人口

*後期高齢化率＝後期高齢者（75歳以上）÷高齢者人口（65歳以上）

【図表】7-2 被保険者数推計

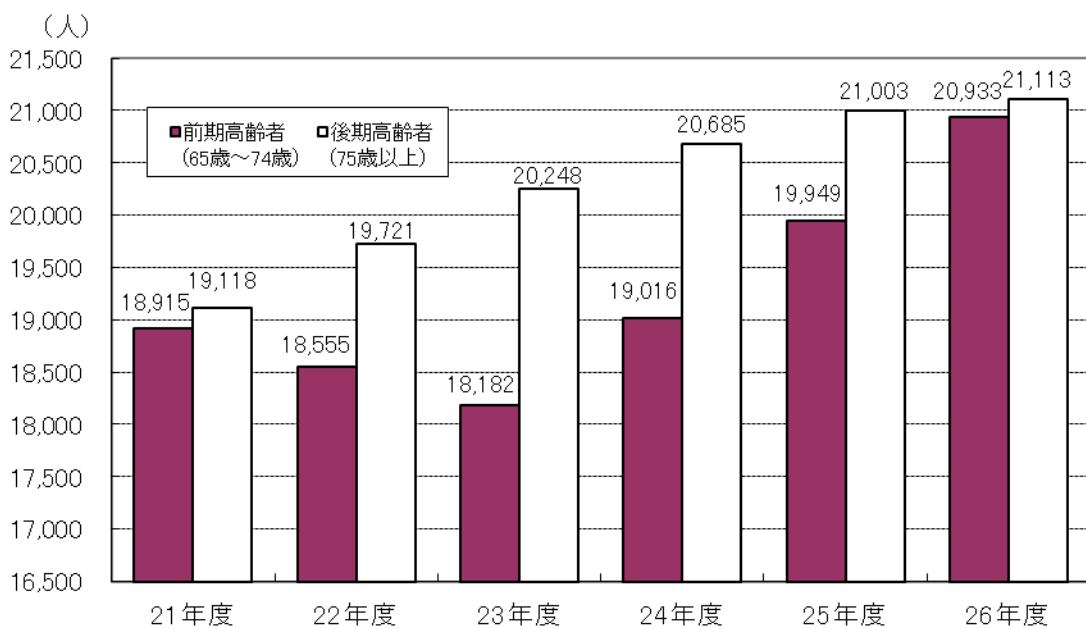
単位：人

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者 (65歳以上)	38,033	38,276	38,430	39,701	40,952	42,046
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	18,915	18,555	18,182	19,016	19,949
	後期高齢者 (75歳以上)	19,118	19,721	20,248	20,685	21,113
第2号被保険者 (40歳～64歳)	64,385	65,878	66,665	66,158	65,625	65,046
計	102,418	104,154	105,095	105,859	106,577	107,092

*外国人及び住所地特例対象者を含む。

*各年10月1日現在（平成21年度・22年度は実績値。平成23年度以降は推計）

【図表】7-3 第1号被保険者数推計



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者

※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度

(2) 要支援・要介護認定者数の実績及び推計

第4期の実績では、全体的には増加していますが、要支援1など一部の段階については、認定者数の減少が見られます。

また、第5期については、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者ともに増加すると推計しています。介護度ごとの認定者数の伸び率については、大きな片寄りは想定せずに、全体的な増加傾向として見込みました。

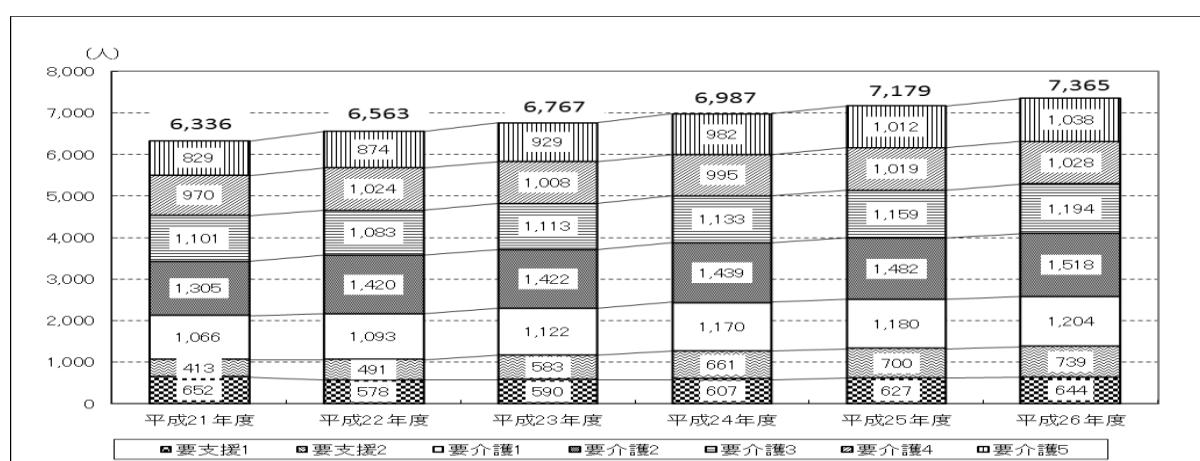
【図表】7-4 要支援・要介護認定者数の実績及び推計

単位：人

		被保険者	認定者計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
21 年 度	40歳～64歳	64,385	168	1	11	20	49	35	26	26
	65歳～74歳 (前期高齢者)	18,915	656	65	54	115	162	118	78	64
	75歳以上 (後期高齢者)	19,118	5,512	586	348	931	1,094	948	866	739
	計	102,418	6,336	652	413	1,066	1,305	1,101	970	829
22 年 度	40歳～64歳	65,878	169	8	9	15	50	32	26	29
	65歳～74歳 (前期高齢者)	18,555	662	47	62	131	146	107	105	64
	75歳以上 (後期高齢者)	19,721	5,732	523	420	947	1,224	944	893	781
	計	104,154	6,563	578	491	1,093	1,420	1,083	1,024	874
23 年 度	40歳～64歳	66,665	180	7	17	30	53	30	17	26
	65歳～74歳 (前期高齢者)	18,182	678	44	63	138	148	116	90	79
	75歳以上 (後期高齢者)	20,248	5,909	539	503	954	1,221	967	901	824
	計	105,095	6,767	590	583	1,122	1,422	1,113	1,008	929
24 年 度	40歳～64歳	66,158	187	6	25	44	55	27	8	22
	65歳～74歳 (前期高齢者)	19,016	728	49	76	149	151	116	95	92
	75歳以上 (後期高齢者)	20,685	6,072	552	560	977	1,233	990	892	868
	計	105,859	6,987	607	661	1,170	1,439	1,133	995	982
25 年 度	40歳～64歳	65,625	201	5	32	59	57	25	4	19
	65歳～74歳 (前期高齢者)	19,949	777	52	85	154	160	123	103	100
	75歳以上 (後期高齢者)	21,003	6,201	570	583	967	1,265	1,011	912	893
	計	106,577	7,179	627	700	1,180	1,482	1,159	1,019	1,012
26 年 度	40歳～64歳	65,046	231	9	40	73	59	27	7	16
	65歳～74歳 (前期高齢者)	20,933	836	56	94	161	174	134	108	109
	75歳以上 (後期高齢者)	21,113	6,298	579	605	970	1,285	1,033	913	913
	計	107,092	7,365	644	739	1,204	1,518	1,194	1,028	1,038

*平成21年度・22年度は9月30日（年度中間値）時点の実績。

【図表】7-5 要支援・要介護認定者数の推移



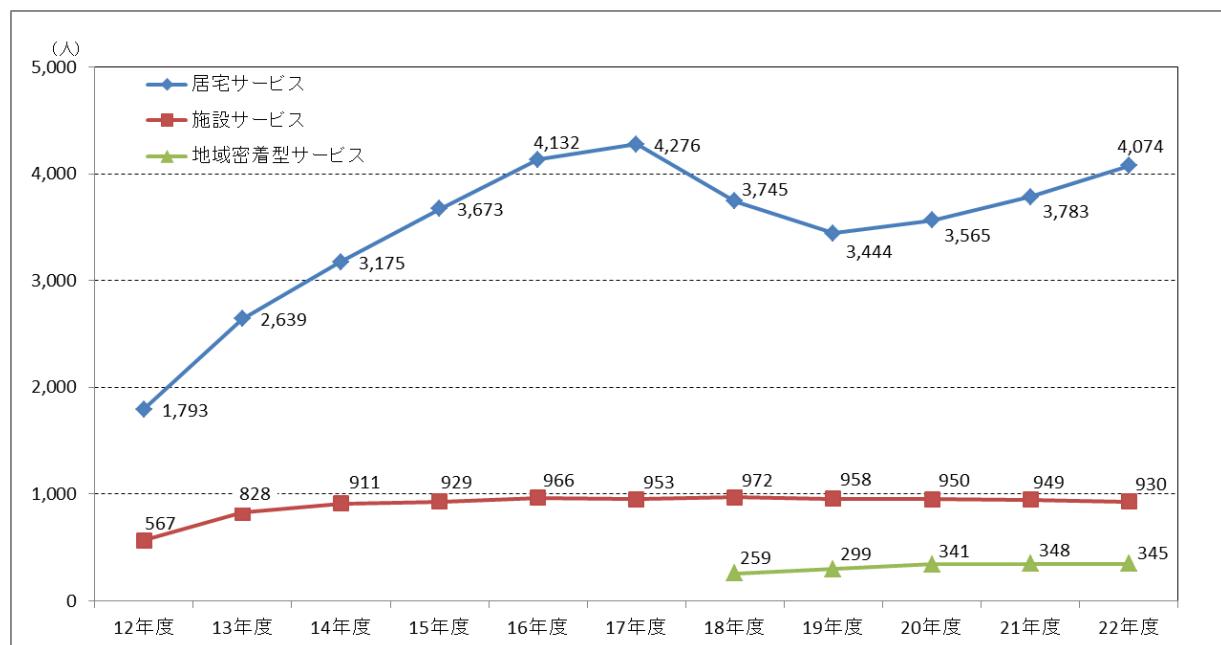
(3) 介護保険サービス利用者の推移

居宅サービスについては、増加傾向にありました。平成18年度からの減少は、介護予防制度の開始による要支援1・2の予防給付の利用率が伸びなかつたことと、地域密着型サービスの開始により利用者が移行したためと考えられます。平成20年度以降は、高齢者人口の増加や予防給付の浸透により再度増加傾向に転じています。

施設サービスについては、介護保険開始当初は、区内に新たに特別養護老人ホームが開設されたことや都内、近隣県に特別養護老人ホームの開設が続いたことから増加しています。その後、利用者は横ばい傾向が続いています。

地域密着型サービスについては、平成18年度から20年度までは事業所の整備が進んだことから利用者数は増加していますが、平成21年度以降は、施設整備が進まなかったため、ほぼ横ばい傾向となっています。

【図表】7-6 サービス利用者の推移



	(1か月平均／人)											
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
居宅サービス	1,793	2,639	3,175	3,673	4,132	4,276	3,745	3,444	3,565	3,783	4,074	
施設サービス	567	828	911	929	966	953	972	958	950	949	930	
地域密着型サービス							259	299	341	348	345	
合計	2,360	3,467	4,086	4,602	5,098	5,229	4,976	4,701	4,856	5,080	5,349	

(4) 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移

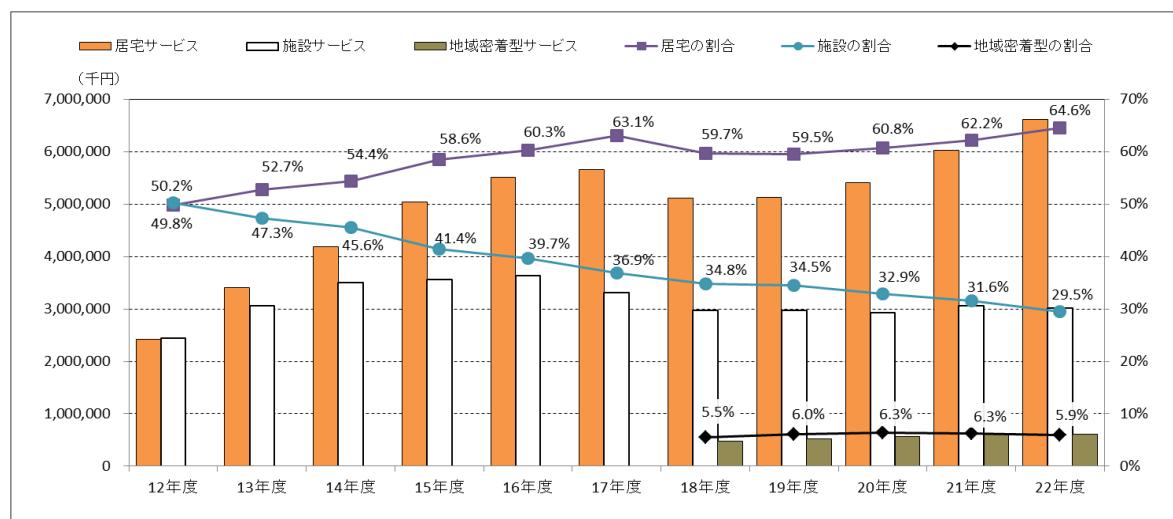
居宅サービスについては、増加傾向にありました。平成18年度の介護予防制度開始による報酬改定と要支援1・2の予防給付の利用率が伸びなかったこと、また、地域密着型サービスに移行したことにより給付費が減少しています。平成20年度以降は、高齢者人口の増加や予防給付の浸透のほかに、平成21年度の報酬改定の影響もあり給付費は増加傾向に転じています。

施設サービスについては、介護保険制度開始当初は、区内に新たに特別養護老人ホームが開設されたことや都内、近隣県に特別養護老人ホーム等の開設が続いたことから報酬も増加しています。また、平成17年10月に施設サービスの報酬改定があったため、平成17年度、平成18年度と給付費は減少しましたが、その後は横ばい傾向が続いています。

地域密着型サービスについては、平成18年度から20年度までは事業所の整備が進んだことから給付費は増加していますが、平成21年度以降は、施設整備が進んでいないため横ばい傾向が続いています。

サービスの利用割合については、平成12年度は居宅サービスが49.8%、施設サービスが50.2%とほぼ同率だったものに対して、平成22年度は居宅サービスが64.6%、施設サービスが29.5%と居宅重視型に変化しています。

【図表】7-7 サービス別給付費の推移



	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
居宅サービス	2,415,509	3,406,394	4,189,227	5,036,154	5,507,885	5,657,888	5,112,079	5,124,808	5,408,520	6,025,649	6,620,854
施設サービス	2,438,454	3,056,626	3,506,860	3,559,886	3,629,608	3,312,962	2,974,769	2,968,085	2,926,799	3,060,857	3,023,832
地域密着型サービス							572,646	519,779	562,502	606,792	606,014
合計	4,853,963	6,463,020	7,696,087	8,596,039	9,137,494	8,970,850	8,559,493	8,612,671	8,897,820	9,693,298	10,250,700

* 表中の数値はすべて百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

居宅の割合	49.8%	52.7%	54.4%	58.6%	60.3%	63.1%	59.7%	59.5%	60.8%	62.2%	64.6%
施設の割合	50.2%	47.3%	45.6%	41.4%	39.7%	36.9%	34.8%	34.5%	32.9%	31.6%	29.5%
地域密着型の割合							5.5%	6.0%	6.3%	6.3%	5.9%

(5) 第4期(平成21年度～23年度)計画の計画値と実績値の比較

① 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービスは、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける宿泊系のサービスがあります。それらをバランス良く利用することにより、心身機能の維持向上を図り、在宅生活を継続するための援助を行います。

なお、特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等を居宅として、サービス利用をするため、居宅サービスに含まれます。

ア 居宅サービス・介護予防居宅サービスにおける第4期計画の評価

居宅サービスについては、高齢者人口及び認定者の増加に伴い利用者、給付額とともに増加傾向となりました。平成23年度の給付見込額と計画比を見ると「特定入居者生活介護（有料老人ホーム等）」144.9%、「通所介護」（デイサービス）」131.1%、「訪問リハビリテーション」208.1%、「居宅療養管理指導」118.1%となっており、他のサービスよりも大幅な伸びとなっています。

「特定入居者生活介護（有料老人ホーム等）」の増加については、軽費老人ホームなど中・低所得者層が入所可能な施設が増加したことが考えられます。「居宅療養管理指導」については、居宅で過ごす要介護度の高い通院のできない方が増加したものと考えられます。「通所介護」（デイサービス）については、閉じこもり予防などのニーズの増加や事業所の増加が考えられます。「訪問リハビリテーション」については、リハビリニーズの増加や事業所の増加によるものと考えられます。

第2章 高齢者・介護保険事業計画

イ 居宅サービス・介護予防居宅サービス 利用量の計画値と実績値の比較

各サービス別の利用量の実績は、次のとおりです。

【図表】7-8 居宅サービス利用量の計画値と実績値の比較(介護給付)

(年間の延べ数)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
訪問介護	283,066 回	397,222 回	71.3%	302,941 回	405,162 回	74.8%	322,994 回	417,192 回	77.4%
	22,673 人	23,072 人	98.3%	23,564 人	23,417 人	100.6%	25,124 人	24,023 人	104.6%
訪問入浴介護	11,846 回	12,167 回	97.4%	11,560 回	12,532 回	92.2%	11,726 回	13,028 回	90.0%
	2,667 人	2,838 人	94.0%	2,606 人	2,923 人	89.2%	2,641 人	3,039 人	86.9%
訪問看護	35,596 回	37,500 回	94.9%	36,583 回	38,444 回	95.2%	38,457 回	39,648 回	97.0%
	7,124 人	7,087 人	100.5%	7,557 人	7,260 人	104.1%	8,063 人	7,476 人	107.9%
訪問リハビリテーション	5,921 回	4,483 回	132.1%	7,139 回	4,592 回	155.5%	8,875 回	4,726 回	187.8%
	1,323 人	1,060 人	124.8%	1,510 人	1,085 人	139.2%	1,758 人	1,116 人	157.5%
居宅療養管理指導	17,536 人	15,782 人	111.1%	21,304 人	17,518 人	121.6%	24,666 人	19,446 人	126.8%
通所介護	127,565 回	111,717 回	114.2%	150,790 回	114,024 回	132.2%	169,956 回	116,594 回	145.8%
	17,447 人	14,831 人	117.6%	20,595 人	15,137 人	136.1%	22,017 人	15,477 人	142.3%
通所リハビリテーション	22,015 回	22,264 回	98.9%	21,430 回	22,728 回	94.3%	20,985 回	23,253 回	90.2%
	3,398 人	3,527 人	96.3%	3,237 人	3,600 人	89.9%	3,170 人	3,683 人	86.1%
短期入所生活介護	26,851 日	26,305 日	102.1%	27,206 日	26,910 日	101.1%	28,596 日	27,668 日	103.4%
	2,942 人	2,927 人	100.5%	2,989 人	2,993 人	99.9%	3,082 人	3,073 人	100.3%
短期入所療養介護	14,543 日	13,144 日	110.6%	13,785 日	13,441 日	102.6%	13,948 日	13,807 日	101.0%
	1,749 人	1,474 人	118.7%	1,696 人	1,507 人	112.5%	1,670 人	1,548 人	107.9%
特定施設入居者生活介護	7,005 人	6,288 人	111.4%	8,042 人	6,660 人	120.8%	8,798 人	7,032 人	125.1%
福祉用具貸与	20,898 人	20,190 人	103.5%	22,773 人	20,648 人	110.3%	24,762 人	21,210 人	116.7%
特定福祉用具販売	673 人	686 人	98.1%	684 人	705 人	97.0%	815 人	724 人	112.6%
住宅改修	699 人	522 人	133.9%	463 人	536 人	86.4%	538 人	551 人	97.6%
居宅介護支援	34,136 人	32,252 人	105.8%	36,111 人	32,954 人	109.6%	38,495 人	33,765 人	114.0%

【図表】7-9 居宅サービス利用量の計画値と実績値の比較(予防給付)

(年間の延べ数)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護予防訪問介護	2,654 人	3,121 人	85.0%	2,966 人	3,201 人	92.7%	3,392 人	3,277 人	103.5%
介護予防訪問入浴介護	2 回	0 回	皆増	26 回	0 回	皆増	0 回	0 回	0.0%
	1 人	0 人	皆増	7 人	0 人	皆増	0 人	0 人	0.0%
介護予防訪問看護	312 回	323 回	96.6%	418 回	331 回	126.3%	360 回	340 回	105.9%
	92 人	90 人	102.2%	104 人	92 人	113.0%	90 人	94 人	95.7%
介護予防訪問リハビリテーション	69 回	96 回	71.9%	63 回	99 回	63.6%	63 回	101 回	62.4%
	18 人	23 人	78.3%	16 人	24 人	66.7%	17 人	24 人	70.8%
介護予防居宅療養管理指導	552 人	601 人	91.8%	621 人	616 人	100.8%	684 人	631 人	108.4%
介護予防通所介護	3,848 人	4,287 人	89.8%	4,249 人	4,484 人	94.8%	4,847 人	4,679 人	103.6%
介護予防通所リハビリテーション	312 人	381 人	81.9%	357 人	391 人	91.3%	273 人	400 人	68.3%
介護予防短期入所生活介護	19 日	59 日	32.2%	0 日	62 日	0.0%	9 日	63 日	14.3%
	2 人	14 人	14.3%	0 人	15 人	0.0%	2 人	15 人	13.3%
介護予防短期入所療養介護	5 日	17 日	29.4%	13 日	17 日	76.5%	9 日	18 日	50.0%
	1 人	4 人	25.0%	3 人	4 人	75.0%	2 人	4 人	50.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	453 人	516 人	87.8%	384 人	528 人	72.7%	396 人	540 人	73.3%
介護予防福祉用具貸与	747 人	706 人	105.8%	1,056 人	724 人	145.9%	1,392 人	742 人	187.6%
介護予防特定福祉用具販売	90 人	96 人	93.8%	107 人	99 人	108.1%	152 人	101 人	150.5%
介護予防住宅改修	205 人	117 人	175.2%	148 人	120 人	123.3%	151 人	127 人	118.9%
介護予防居宅介護支援	6,486 人	7,483 人	86.7%	6,815 人	7,675 人	88.8%	7,632 人	7,858 人	97.1%

ウ 居宅サービス・介護予防居宅サービス 給付費の計画値と実績値の比較

各サービス別の給付費の実績は、次のとおりです。

【図表】7-10 居宅サービス給付費の計画値と実績値の比較(介護給付)

単位：千円

	平成21年度			平成22年度			平成23年度（見込）		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
訪問介護	1,412,703	1,587,125	89.0%	1,529,736	1,620,433	94.4%	1,640,936	1,669,954	98.3%
訪問入浴介護	146,503	156,612	93.5%	142,896	161,312	88.6%	144,948	167,699	86.4%
訪問看護	287,538	307,415	93.5%	296,860	315,216	94.2%	312,038	325,238	95.9%
訪問リハビリテーション	34,347	23,696	144.9%	41,818	24,272	172.3%	51,982	24,979	208.1%
居宅療養管理指導	124,703	118,361	105.4%	155,307	134,848	115.2%	181,435	153,633	118.1%
通所介護	978,600	908,984	107.7%	1,104,968	927,988	119.1%	1,245,265	949,674	131.1%
通所リハビリテーション	201,226	202,765	99.2%	196,518	207,049	94.9%	198,531	212,014	93.6%
短期入所生活介護	226,095	223,181	101.3%	230,590	228,435	100.9%	242,356	235,097	103.1%
短期入所療養介護	146,083	127,045	115.0%	140,586	129,957	108.2%	142,246	133,573	106.5%
特定施設入居者生活介護	1,364,011	1,102,989	123.7%	1,597,360	1,166,520	136.9%	1,782,473	1,230,024	144.9%
福祉用具貸与	311,043	306,229	101.6%	335,047	313,563	106.9%	345,865	322,883	107.1%
特定福祉用具販売	20,513	22,923	89.5%	20,397	23,381	87.2%	24,318	23,849	102.0%
住宅改修	48,991	54,570	89.8%	44,381	55,662	79.7%	58,940	56,775	103.8%
居宅介護支援	451,198	413,133	109.2%	491,805	422,161	116.5%	537,160	432,745	124.1%
合 計	5,753,553	5,555,028	103.6%	6,328,269	5,730,797	110.4%	6,908,494	5,938,137	116.3%

* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】7-11 居宅サービス給付費の計画値と実績値の比較(予防給付)

単位：千円

	平成21年度			平成22年度			平成23年度（見込）		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護予防訪問介護	40,666	49,488	82.2%	47,501	50,775	93.6%	54,162	51,987	104.2%
介護予防訪問入浴介護	17	0	皆増	221	0	皆増	0	0	0.0%
介護予防訪問看護	2,164	2,578	83.9%	3,323	2,641	125.8%	3,187	2,713	117.5%
介護予防訪問リハビリテーション	415	500	83.0%	512	516	99.2%	510	526	97.0%
介護予防居宅療養管理指導	3,969	4,255	93.3%	4,214	4,369	96.5%	4,739	4,469	106.0%
介護予防治通所介護	123,957	142,771	86.8%	133,759	148,556	90.0%	154,955	154,192	100.5%
介護予防通所リハビリテーション	12,840	15,271	84.1%	15,091	15,685	96.2%	12,405	16,048	77.3%
介護予防短期入所生活介護	117	269	43.5%	0	279	0.0%	59	284	20.8%
介護予防短期入所療養介護	47	152	30.9%	124	152	81.6%	77	161	47.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	35,940	46,069	78.0%	31,081	46,814	66.4%	33,110	48,561	68.2%
介護予防福祉用具貸与	2,567	3,165	81.1%	4,038	3,246	124.4%	5,630	3,327	169.2%
介護予防特定福祉用具販売	2,209	2,523	87.6%	2,727	2,574	105.9%	3,881	2,625	147.8%
介護予防住宅改修	17,085	14,622	116.8%	17,873	14,914	119.8%	16,352	15,213	107.5%
介護予防居宅介護支援	30,103	34,703	86.7%	32,121	35,589	90.3%	35,979	36,433	98.8%
合 計	272,096	316,366	86.0%	292,586	326,110	89.7%	325,045	336,539	96.6%

* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

② 施設サービス

施設サービスには、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設、医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。

ア 施設サービスにおける第4期計画の評価

介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、利用者数、給付費とも横ばい傾向にあり、計画値を下回っています。介護療養型医療施設については、新規事業所の開設が国の方針により認められず、また平成29年度末にサービスの終了が予定されており、介護老人保健施設あるいは医療型の施設への転換が必要なことから、利用者数、給付費とも下降傾向にあり、計画値を下回りました。

イ 施設サービス 利用量の計画値と実績値の比較

各サービス別の利用量の実績は、次のとおりです。

【図表】7-12 施設サービス利用量の計画値と実績値の比較

	平成21年度			平成22年度			平成23年度（見込）		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護老人福祉施設	6,865人	7,092人	96.8%	6,948人	7,152人	97.1%	6,963人	7,212人	96.5%
介護老人保健施設	3,009人	3,168人	95.0%	3,005人	3,228人	93.1%	3,025人	3,432人	88.1%
介護療養型医療施設	1,632人	1,681人	97.1%	1,454人	1,681人	86.5%	1,303人	1,440人	90.5%

ウ 施設サービス 納付費の計画値と実績値の比較

各サービス別の納付費の実績は、次のとおりです。

【図表】7-13 施設サービス納付費の計画値と実績値の比較

単位：千円

	平成21年度			平成22年度			平成23年度（見込）		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護老人福祉施設	1,738,149	1,814,764	95.8%	1,746,178	1,831,988	95.3%	1,799,373	1,849,213	97.3%
介護老人保健施設	740,727	784,031	94.5%	760,660	799,513	95.1%	777,521	852,301	91.2%
介護療養型医療施設	581,981	626,323	92.9%	516,994	626,323	82.5%	461,457	536,274	86.0%
合 計	3,060,857	3,225,118	94.9%	3,023,832	3,257,824	92.8%	3,038,352	3,237,788	93.8%

③ 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう原則として文京区民を対象に提供されるサービスで、日常生活圏域ごとに施設整備計画を策定して地域に密着した介護サービスを提供しています。

なお、適正な運営とよりよいサービスが確保されるように文京区地域包括ケア推進委員会において、①事業者の指定、②区独自の介護報酬設定、③区独自の指定基準設定を行うときなどに協議及び検討を行います。

ア 地域密着型サービスにおける第4期計画の評価

夜間対応型訪問介護については、利用者数は増加していますが、計画値を下回りました。利用者数の増加に比べ給付費が伸びているのは、随時の訪問回数の増加によるものと考えられます。

認知症対応型通所介護については、第3期（平成18年度～20年度）までに概ね整備が終了していることから、利用者数、給付費とも安定的な利用状況が続きました。

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、計画に予定した施設整備が進まなかったことから、利用者数、給付費とも横ばい傾向にあり、計画値を下回りました。

イ 地域密着型サービス 利用量の計画値と実績値の比較

各サービス別の利用量の実績は、次のとおりです。

【図表】7-14 地域密着型サービス利用量の計画値と実績値の比較

	平成21年度			平成22年度			平成23年度（見込）		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
夜間対応型訪問介護	400人	556人	71.9%	466人	568人	82.0%	533人	582人	91.6%
認知症対応型通所介護	17,057回	16,668回	102.3%	18,750回	17,013回	110.2%	17,928回	17,425回	102.9%
	2,161人	2,168人	99.7%	2,825人	2,213人	127.7%	2,241人	2,269人	98.8%
小規模多機能型居宅介護	756人	816人	92.6%	763人	966人	79.0%	833人	1,086人	76.7%
認知症対応型共同生活介護	1,063人	1,164人	91.3%	952人	1,428人	66.7%	972人	1,656人	58.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	0.0%	0回	0回	0.0%	0回	0回	0.0%
	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	0人	12人	0.0%	0人	12人	0.0%	0人	12人	0.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%

ウ 地域密着型サービス 給付費の計画値と実績値の比較

各サービス別の給付費の実績は、次のとおりです。

【図表】7-15 地域密着型サービス給付費の計画値と実績値の比較

単位：千円

	平成21年度			平成22年度			平成23年度（見込）		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
夜間対応型訪問介護	8,422	8,943	94.2%	17,844	9,170	194.6%	20,900	9,456	221.0%
認知症対応型通所介護	176,106	177,708	99.1%	182,300	181,472	100.5%	199,948	186,038	107.5%
小規模多機能型居宅介護	157,864	181,992	86.7%	166,347	221,995	74.9%	176,689	255,005	69.3%
認知症対応型共同生活介護	264,399	294,447	89.8%	239,523	361,161	66.3%	238,088	418,818	56.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	255	0	皆増
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	961	0.0%	0	961	0.0%	545	961	56.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
合 計	606,792	664,051	91.4%	606,014	774,759	78.2%	636,426	870,278	73.1%

* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

(6) 第5期(平成24年度～26年度)計画における介護サービス利用見込み

① 介護サービス利用量の見込み

各サービス別の利用量の見込みは、次のとおりです。

ア 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービスの見込みは、第5期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込み及びサービス利用の動向などを勘案し推計しています。

居宅サービスの利用量は、施設サービスや地域密着型サービスと比べて大きく伸びており、第5期計画期間中も引き続き、要支援・要介護認定者数の増加に伴って、居宅サービスの利用量も増加すると見込みました。特に特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）の利用者数は大きく伸びており、今後とも区内、区外で施設整備が進むと想定されることから、平成24年度以降も利用者数が増加するものとして見込んでいます。

【図表】7-16 居宅サービス利用量の見込み(介護給付)

(年間の延べ数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	344,724回	351,720回	359,928回
	25,980人	26,472人	27,084人
訪問入浴介護	12,024回	12,394回	12,638回
	2,642人	2,726人	2,778人
訪問看護	45,336回	46,566回	47,545回
	8,460人	8,688人	8,868人
訪問リハビリテーション	9,912回	10,140回	10,308回
	2,124人	2,172人	2,208人
居宅療養管理指導	28,884人	29,664人	30,252人
通所介護	182,424回	186,816回	190,884回
	23,784人	24,348人	24,876人
通所リハビリテーション	20,314回	20,806回	21,300回
	3,000人	3,072人	3,144人
短期入所生活介護	29,120日	30,114日	30,635日
	3,192人	3,300人	3,360人
短期入所療養介護	13,904日	14,192日	14,696日
	1,644人	1,680人	1,740人
特定施設入居者生活介護	9,888人	10,140人	10,356人
福祉用具貸与	27,444人	28,116人	28,728人
特定福祉用具販売	996人	1,020人	1,044人
住宅改修	516人	564人	564人
居宅介護支援	40,200人	41,124人	41,988人

【図表】7-17 居宅サービス利用量の見込み(予防給付)

(年間の延べ数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	3,708人	3,876人	4,068人
介護予防 訪問入浴介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人
介護予防訪問看護	384回 96人	432回 108人	433回 108人
介護予防訪問リハビリ テーション	79回 24人	79回 24人	79回 24人
介護予防 居宅療養管理指導	720人	732人	780人
介護予防通所介護	4,932人	5,172人	5,412人
介護予防通所リハビリ テーション	300人	324人	333人
介護予防 短期入所生活介護	0日 0人	0日 0人	0日 0人
介護予防 短期入所療養介護	0日 0人	0日 0人	0日 0人
介護予防 特定施設入居者 生活介護	377人	378人	396人
介護予防 福祉用具貸与	1,668人	1,716人	1,728人
介護予防 特定福祉用具販売	216人	216人	240人
介護予防住宅改修	168人	168人	192人
介護予防 居宅介護支援	8,280人	8,652人	9,024人

イ 施設サービス

施設サービスの見込みは、サービス利用の動向及び介護療養型医療施設からの転換等を勘案し推計しました。

現在、第5期計画期間中において区内への施設整備の予定はありませんが、区外施設の利用を考慮し、平成24年度以降も利用者数が増加するものとして見込んでいます。

なお、平成29年度末で廃止される介護療養型医療施設の利用者数は、今後とも利用者数の減少が続くものとして、平成24年度以降の利用者数を見込みました。

【図表】7-18 施設サービス利用量の見込み

(年間の延べ数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	7,200人	7,380人	7,536人
介護老人保健施設	3,096人	3,180人	3,252人
介護療養型医療施設	1,140人	1,092人	996人

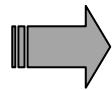
○ 施設サービス及び居住系サービスの整備について

平成22年10月7日、介護保険の事業運営の基本的な考え方を定める、「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示。以下「基本指針」という。)が改正され、施設整備に係る参酌標準が一部見直されました。これまで基本指針の中で、在宅・施設間でバランスのとれた基盤整備を進めていくために、要介護2～5の認定者に対する施設・介護専用型居住系サービスの利用者の割合を平成26年度には37%以下とする目標を掲げておりましたが、平成22年6月18日、閣議決定によりこの参酌標準は平成22年10月をもって廃止となりました。国は「この参酌標準を廃止しても、これまでの方針を変更するものではなく、あくまで地方分権の趣旨等を踏まえ、より地域において、その実情に応じた基盤整備を持って行えるようにしたものである」との見解を示しています。

また、同じ基本指針の中で、施設利用者に対する要介護4～5の利用者の割合を平成26年度には70%以上にする目標が掲げられています。本区は、平成23年度で66.2%と徐々に国の設定する目標水準に近づいていますが、今後も引き続き施設入所者の重度者への重点化を図ることとし、平成26年度までに70%以上になるようにしていきます。

【図表】7-19 施設・介護専用型居住系サービスの利用割合

参酌標準（国基準）	実績			目標
	21年度	22年度	23年度	
要介護2～5の認定者に対する施設・介護専用型居住系サービスの利用者の割合	24.4%	22.9%	22.5%	37.0%以下 (廃止)
施設利用者に対する要介護4～5の利用者の割合	65.5%	66.2%	66.2%	70.0%以上



*施設とは、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）及び地域密着型介護老人福祉施設をいう。

*介護専用型居住系とは、認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護（介護専用型）
・地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。

※参酌標準

区市町村が介護保険事業計画を策定する際に、各種サービス見込量などを定めるにあたり参酌すべきものとして厚生労働大臣が示すものです。

ウ 地域密着型サービス

地域密着型サービスの見込みは、第5期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込み、サービス利用量の動向、さらに今後の施設整備計画等を勘案し推計しました。

今後、要介護認定者の増加に伴って、在宅で暮らす重度の要介護者や認知症高齢者が増加すると見込まれることなどから、その地域での生活を24時間体制で支えていくために、本計画期間中に新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）を整備します。また、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護については施設整備計画に基づいて順次整備を進めています。

【図表】7-20 地域密着型サービス利用量の見込み (年間の延べ数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 人	300 人	360 人
夜間対応型訪問介護	648 人	504 人	540 人
認知症対応型通所介護	18,504 回 2,256 人	20,832 回 2,544 人	22,212 回 2,712 人
小規模多機能型居宅介護	852 人	1,344 人	1,584 人
認知症対応型共同生活介護	1,488 人	1,716 人	1,824 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 人	0 人	0 人
複合型サービス	0 人	0 人	0 人
介護予防	0 回	0 回	0 回
認知症対応型通所介護	0 人	0 人	0 人
介護予防 小規模多機能型居宅介護	0 人	0 人	0 人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 人	0 人	0 人

② サービス別の利用推計

ここでは、前掲の利用量の見込みについて、各サービス別に整理しています。

ア 居宅サービス・介護予防サービス

(ア) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの日常生活の援助を行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

訪問介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	283,066	302,941	322,944	344,724	351,720	359,928
延べ利用人数	22,673	23,564	25,124	25,980	26,472	27,084

介護予防 訪問介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	2,654	2,966	3,392	3,708	3,876	4,068

(イ) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

訪問入浴介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	11,846	11,560	11,726	12,024	12,394	12,638
延べ利用人数	2,667	2,606	2,641	2,642	2,726	2,778

介護予防 訪問入浴介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	2	26	0	0	0	0
延べ利用人数	1	7	0	0	0	0

(ウ) 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

訪問看護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	35,596	36,583	38,457	45,336	46,566	47,545
延べ利用人数	7,124	7,557	8,063	8,460	8,688	8,868

介護予防 訪問看護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	312	418	360	384	432	433
延べ利用人数	92	104	90	96	108	108

(エ) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での日常生活の自立度を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問しリハビリテーションを行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

訪問リハビリ テーション	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	5,921	7,139	8,875	9,912	10,140	10,308
延べ利用人数	1,323	1,510	1,758	2,124	2,172	2,208

介護予防 訪問リハビリテーション	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	69	63	63	79	79	79
延べ利用人数	18	16	17	24	24	24

(オ) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

居宅療養管理指導	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度(見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	17,536	21,304	24,666	28,884	29,664	30,252

介護予防居宅療養管理指導	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度(見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	552	621	684	720	732	780

(力) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

通所介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度(見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	127,565	150,790	169,956	182,424	186,816	190,884
延べ利用人数	17,447	20,595	22,017	23,784	24,348	24,876

介護予防通所介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度(見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	3,848	4,249	4,847	4,932	5,172	5,412

(キ) 通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

通所リハビリテーション	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度(見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	22,015	21,430	20,985	20,314	20,806	21,300
延べ利用人数	3,398	3,237	3,170	3,000	3,072	3,144

介護予防通所リハビリテーション	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度(見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	312	357	273	300	324	333

(ク) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

短期入所生活介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用日数	26,851	27,206	28,596	29,120	30,114	30,635
延べ利用人数	2,942	2,989	3,082	3,192	3,300	3,360

介護予防短期入所生活介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用日数	19	0	9	0	0	0
延べ利用人数	2	0	2	0	0	0

(ケ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設に短期間入所して、看護や医学的管理の下に介護や機能訓練その他必要な医療などが受けられます（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

短期入所療養介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用日数	14,543	13,785	13,948	13,904	14,192	14,696
延べ利用人数	1,749	1,696	1,670	1,644	1,680	1,740

介護予防短期入所療養介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用日数	5	13	9	0	0	0
延べ利用人数	1	3	2	0	0	0

(コ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます）。

特定施設入居者 生活介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	7,005	8,042	8,798	9,888	10,140	10,356

介護予防特定施設 入居者生活介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	453	384	396	377	378	396

(サ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす・特殊寝台・歩行補助つえ等）を貸与します（要支援1・2の人は、介護予防を目的として福祉用具を貸与するサービスです）。

福祉用具貸与	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	20,898	22,773	24,762	27,444	28,116	28,728

介護予防 福祉用具貸与	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	747	1,056	1,392	1,668	1,716	1,728

(シ) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（要支援1・2の人は、介護予防を目的として福祉用具を販売するサービスで、その購入費を支給します）。

特定福祉用具販 売	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	673	684	815	996	1,020	1,044

介護予防特定福 祉用具販売	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	90	107	152	216	216	240

(ス) 住宅改修・介護予防

身体機能の状態にあわせて、居宅での手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します（要支援1・2の人は、介護予防を目的として行う住宅改修にかかる費用を支給します）。

住宅改修	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	699	463	538	516	564	564

介護予防 住宅改修	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	205	148	151	168	168	192

(セ) 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援

介護保険サービスを利用する方が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に合わせた介護サービスが利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が相談を受けながらケアプラン[居宅（介護予防）サービス計画]を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います（要支援者に対する介護予防支援は、地域包括支援センターが行います）。

居宅介護支援	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	34,136	36,111	38,495	40,200	41,124	41,988

介護予防 居宅介護支援	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	6,486	6,815	7,632	8,280	8,652	9,024

イ 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護、機能訓練、健康管理などが受けられる施設です。

平成23年9月末現在、区内には5施設（419床）となっています。毎年100人程度が新規に入所していますが、いまだ多くの待機者がいる状況です。そこで、新たな特別養護老人ホームの整備を進めます。

介護老人福祉施設	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	6,865	6,948	6,963	7,200	7,380	7,536

(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

治療が終わって病状が安定し、在宅復帰のためのケアが必要な要介護者が入所し、医療管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられる施設です。

平成23年9月末現在、区内には2施設（189床）となっています。介護老人保健施設は、これまでの実績等を踏まえ、一定程度の利用増を見込んでいます。

介護老人保健施設	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	3,009	3,005	3,025	3,096	3,180	3,252

(ウ) 介護療養型医療施設（療養型病床等）

病状が安定期にあり、長期の療養を必要とする要介護者のための療養病床等を有する診療所又は病院で、医療、療養上の管理、看護などが受けられる施設です。

平成23年9月末現在、区内には1施設（27床）となっています。介護療養型医療施設は、平成29年度末の廃止が予定されており、老人保健施設や特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、在宅での介護への移行を考慮し、利用者数は順次減少すると見込んでいます。

介護老人保健施設	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	1,632	1,454	1,303	1,140	1,092	996

ウ 地域密着型サービス

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

【計画】

平成24年度法改正により創設されるサービスです。在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、包括的かつ継続的に提供するもので、「地域包括ケア」の仕組みを支えるサービスとして位置付けられています。第5期の期間中に1か所の整備を見込んでいますが、公募の時期などについては、今後の動向を見据えながら、検討していきます。

定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	—	—	—	0	300	360

(イ) 夜間対応型訪問介護

定期巡回や通報システムによる随時訪問により、夜間専用の訪問介護を提供するサービスです。

【実績と計画】

利用者数は増加しているものの、定員300人に対し1割程度（平成23年9月末現在）の利用状況となっており、想定したほど利用が伸びていないことから、計画期間中に新たな整備は予定しません。

今後も引き続き利用者や居宅介護支援事業者に対し、事業の周知に努めます。

夜間対応型訪問 介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	400	466	533	648	504	540

(ウ) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

通所施設で認知症の高齢者を対象に、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供します。

【実績と計画】

平成23年9月末現在、区内には7か所の事業所が整備されており、全事業所において安定的に利用されています。

地域における認知症の高齢者を支援する上で重要なサービスであり、認知症高齢者の増加を踏まえ、第5期は新たに1か所の整備を見込んでいます。

認知症対応型通所介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	17,057	18,750	17,928	18,504	20,832	22,212
延べ利用人数	2,161	2,825	2,241	2,256	2,544	2,712

介護予防認知症対応型通所介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0

(エ) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、訪問や泊りのサービスを組み合わせた介護サービスを提供します。

【実績と計画】

平成23年9月末現在、区内には3か所の事業所が整備されており、平均利用率は8割以上と高く、施設整備率、利用率ともに他区と比較して良好です。

小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を継続していくために必要なサービスであり、第4期までは各地域に1か所ずつの整備目標としていましたが、3地域3施設に留まっていることから、引き続き第5期の期間中において未整備地域での整備を行うとともに、新たに2か所を整備計画に加えます。整備にあたっては区有地等の活用や認知症高齢者グループホームとの併設も視野に含めて検討し、整備を進めていきます。

小規模多機能型居宅介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	756	763	833	852	1,344	1,584

介護予防小規模多機能型居宅介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0

(才) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護保険サービスを提供します。

【実績と計画】

平成23年9月末現在、区内には4か所の事業所が整備されています。全事業所において常に定員を満たし待機者がいる状態となっています。

認知症高齢者の増加とともに、需要の拡大が予想されます。認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための基盤整備として欠かせないサービスであり速やかな整備が望まれることから、第5期の期間中に5か所の整備を目指します。整備にあたっては、交付金、補助金等を活用するとともに、区有地等の活用も含めて検討します。

認知症対応型共同生活介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	1,063	952	972	1,488	1,716	1,824

介護予防認知症対応型共同生活介護	第4期実績値			第5期推計値		
	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0

(才) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウス等で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

【実績と計画】

平成23年9月末現在、区内にサービス事業所はありません。第5期においても整備計画は見送ることとし、サービス量は見込みません。

(キ) 地域密着型介護老人福祉施設

定員29人以下の特別養護老人ホームで日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話等の介護保険サービスを提供します。

【実績と計画】

平成23年9月末現在、区内にサービス事業所はありません。第5期においても整備計画は見送ることとし、サービス量は見込みません。

(ク) 複合型サービス

医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。

【計画】

平成24年度法改正により創設されたサービスで、在宅介護の安心を支えるサービスの1つと考えていますが、小規模多機能型居宅介護の整備が滞っている現状から、計画期間中に新たな整備は予定しません。ただし、事業者等から事業実施の提案がされた場合は検討を行います。

【図表】7-21 地域密着型サービス 年度別整備計画

施設種別	現況	第5期				累計
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	1 (45)	—	1 (45)	1 (45)
夜間対応型訪問介護ステーション	1 (300)	—	—	—	—	1 (300)
認知症対応型デイサービス	7 (83)	—	1 (12)	—	1 (12)	8 (95)
小規模多機能型居宅介護拠点	3 (75)	—	2 〔本富士・駒込〕 (50)	1 〔富坂〕 (25)	3 (75)	6 (150)
認知症高齢者グループホーム	4 (59)	2 〔富坂・駒込〕 (45)	2 〔大塚・本富士〕 (18)	1 〔富坂〕 (9)	5 (72)	9 (131)

*施設数、〔日常生活圏域〕、(定員)

*整備年度は、事業開設年度とする。

*定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型デイサービスについては、必要なサービス提供量確保のため、日常生活圏域にとらわれず柔軟に整備を進めていきます。

③ 介護サービス給付費の見込み

各サービス別の給付費の見込みは、次のとおりです。

ア 居宅サービス・介護予防サービス

【図表】7-22 居宅サービス給付費の見込み

居宅サービス（介護給付）単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	1,685,393	1,719,736	1,759,957
訪問入浴介護	149,395	153,987	157,016
訪問看護	329,451	338,426	345,521
訪問リハビリテーション	59,568	60,939	61,950
居宅療養管理指導	214,679	220,488	225,184
通所介護	1,375,290	1,409,899	1,440,788
通所リハビリテーション	192,031	196,912	201,457
短期入所生活介護	251,615	260,086	264,529
短期入所療養介護	141,351	144,279	149,350
特定施設入居者生活介護	2,031,763	2,084,295	2,128,712
福祉用具貸与	408,786	419,300	428,137
特定福祉用具販売	26,470	27,147	27,866
住宅改修	53,668	58,407	58,407
居宅介護支援	565,084	578,236	590,389
小計	7,484,543	7,672,138	7,839,263

居宅サービス（予防給付）単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	59,332	62,166	65,377
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,435	3,864	3,871
介護予防訪問リハビリテーション	533	533	533
介護予防居宅療養管理指導	4,886	4,963	5,288
介護予防通所介護	173,465	182,314	191,420
介護予防通所リハビリテーション	14,297	15,267	15,805
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	32,317	32,040	33,983
介護予防福祉用具貸与	6,308	6,493	6,515
介護予防特定福祉用具販売	4,294	4,378	4,780
介護予防住宅改修	16,094	16,094	18,405
介護予防居宅介護支援	38,946	40,691	42,438
小計	353,906	368,804	388,415

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス給付費合計 (介護+予防)	7,838,449	8,040,942	8,227,678

* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

イ 施設サービス

【図表】7-23 施設サービス給付費の見込み

施設サービス	単位：千円		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	1,829,747	1,876,005	1,915,638
介護老人保健施設	794,972	816,989	835,694
介護療養型医療施設	397,267	380,163	347,157
施設サービス給付費計	3,021,986	3,073,157	3,098,489

* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

ウ 地域密着型サービス

【図表】7-24 地域密着型サービス給付費の見込み

地域密着型サービス（介護給付・予防給付）	単位：千円		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	68,253	82,401
夜間対応型訪問介護	28,074	17,364	18,280
認知症対応型通所介護	205,249	231,008	246,340
小規模多機能型居宅介護	187,558	296,548	349,081
認知症対応型共同生活介護	391,275	451,326	479,680
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
地域密着型サービス給付費計	812,156	1,064,499	1,175,782

* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

8 第1号被保険者の保険料等について

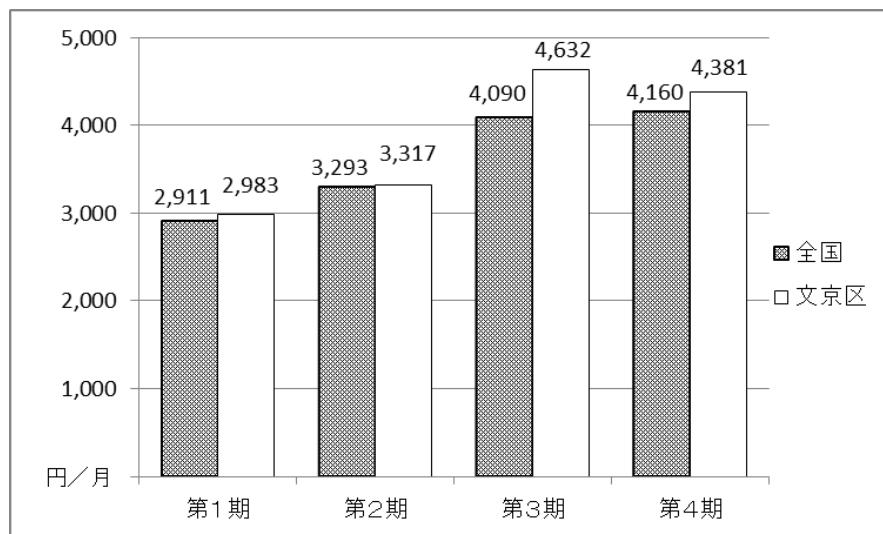
(1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。従って区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

介護保険料〔全国平均基準額（月額）〕は、第1期（平成12年度～14年度）は2,911円でしたが、第4期（平成21年度～23年度）には4,160円と約1.4倍になりました。一方、文京区の介護保険料基準額（以下「保険料基準額」という。）は、第1期の2,983円から第4期は4,381円に上昇しました。

平成23年7月、国は第5期介護保険事業（支援）計画の策定に係る全国会議において「第5期（平成24年度～26年度）保険料の全国平均基準額については、5,000円を超える見込みである」「必要な給付に要する費用の増加に伴う保険料の上昇は、関係者で分かち合っていたことになるが、4,160円であった第4期保険料の全国平均基準額からは大幅な上昇が見込まれる」との考え方を示しています。

【図表】8-1 介護保険料基準額（月額）の推移



(2) 第5期(平成24年度～26年度)の介護保険料について

① 第4期(平成21年度～23年度)介護保険料算定の経緯

平成21年4月には、介護人材の確保・介護従事者の処遇改善のため介護報酬のプラス改定があり、その上昇分を含むと保険料算定の基となる介護保険事業費（介護給付費+地域支援事業費）は、約327億円になりました。この介護保険事業費から、文京区の第4期の保険料算定基礎額が4,756円として算出されました。

この保険料算定基礎額に以下①②の要因が影響し、第4期の最終的な保険料基準額が4,381円に決まりました。

ア 介護給付費準備基金の活用

平成21年1月時点において、平成20年度の保険料の余剰金（「介護給付費準備基金（※）」）が6億5,500万円程度と見込まれました。この余剰金のうち約4億円を第4期の保険料を下げるに活用したこと、保険料基準額を280円程度減額する効果がありました。

※介護給付費準備基金

介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするものである。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期において歳入に繰り入れることとなっている。

イ 介護従事者処遇改善臨時特定交付金

国は第4期の介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を設け、区への交付金は約1億3千万円あり、その結果、保険料基準額を100円程度減額する効果がありました。

② 第5期における介護保険事業費の見込み

ア 第4期介護給付費の実績

【図表】8-2 第4期介護給付費の実績

単位：千円

介護給付費	第4期計画			合計 (3年間)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)	
総給付費 (A)	9,693,298	10,250,700	10,908,317	30,852,315
居宅サービス給付費	6,025,649	6,620,854	7,233,539	19,880,042
施設サービス給付費	3,060,857	3,023,832	3,038,352	9,123,041
地域密着型サービス給付費	606,792	606,014	636,426	1,849,232
その他給付額 (B)	407,099	472,287	481,369	1,360,755
特定入所者介護（予防）サービス費等給付額	243,450	248,108	257,319	748,877
高額介護（予防）サービス費等給付額	149,469	180,248	185,287	515,004
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	14,180	43,931	38,763	96,874
保険給付費計 [(A) + (B)]	10,100,397	10,722,987	11,389,686	32,213,070
審査支払手数料 (C)	15,824	17,084	18,367	51,275
合 計 [(A) + (B) + (C)]	10,116,221	10,740,071	11,408,053	32,264,345

イ 第5期介護給付費の見込み

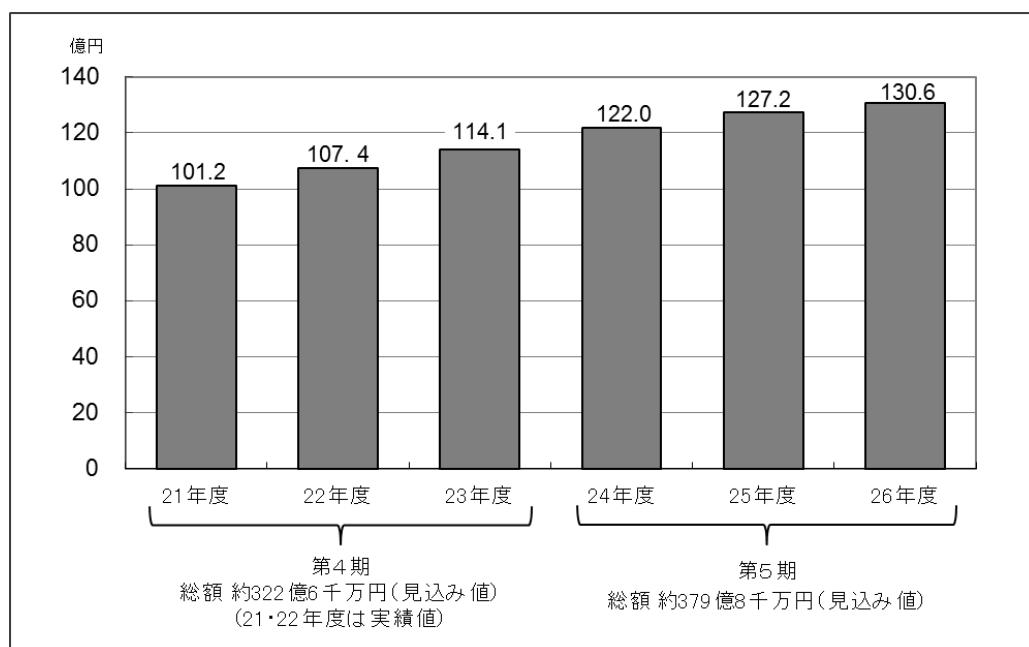
総給付費に特定入所者介護（予防）サービス費などを加えた介護給付費は、3年間（平成24年度～26年度）で約379億8千万円と見込みます。

【図表】8-3 第5期介護給付費の見込み

単位：千円

介護給付費	第5期計画			合計 (3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
総給付費 (A)	11,672,591	12,178,597	12,501,949	36,353,137
居宅サービス給付費	7,838,449	8,040,941	8,227,678	24,107,068
施設サービス給付費	3,021,986	3,073,157	3,098,489	9,193,632
地域密着型サービス給付費	812,156	1,064,499	1,175,782	3,052,437
その他給付額 (B)	502,734	523,789	537,993	1,564,515
特定入所者介護（予防）サービス費等給付額	259,734	270,643	277,950	808,327
高額介護（予防）サービス費等給付額	201,600	210,007	215,739	627,346
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	41,400	43,139	44,304	128,842
保険給付費計 [(A) + (B)]	12,175,325	12,702,386	13,039,942	37,917,652
審査支払手数料 (C)	19,843	20,704	21,253	61,800
合 計 [(A) + (B) + (C)]	12,195,168	12,723,090	13,061,195	37,979,452

【図表】8-4 介護給付費の実績と見込み



ウ 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、保険給付費（約379億円）の3%に相当する約11億4千円を見込みます。

【図表】8-5 地域支援事業費

地域支援事業費	第5期計画			合計 (3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
地域支援事業（〔(A)+(B)〕の3%相当以内）	365,259	381,071	391,198	1,137,528
保険給付費に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

エ 介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間で約391億2千万円と見込みます。

【図表】8-6 介護保険事業費

介護保険事業費	第5期計画			合計 (3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
介護給付費	12,195,168	12,723,090	13,061,195	37,979,452
地域支援事業費	365,259	381,071	391,198	1,137,528
合計	12,560,427	13,104,161	13,452,393	39,116,980

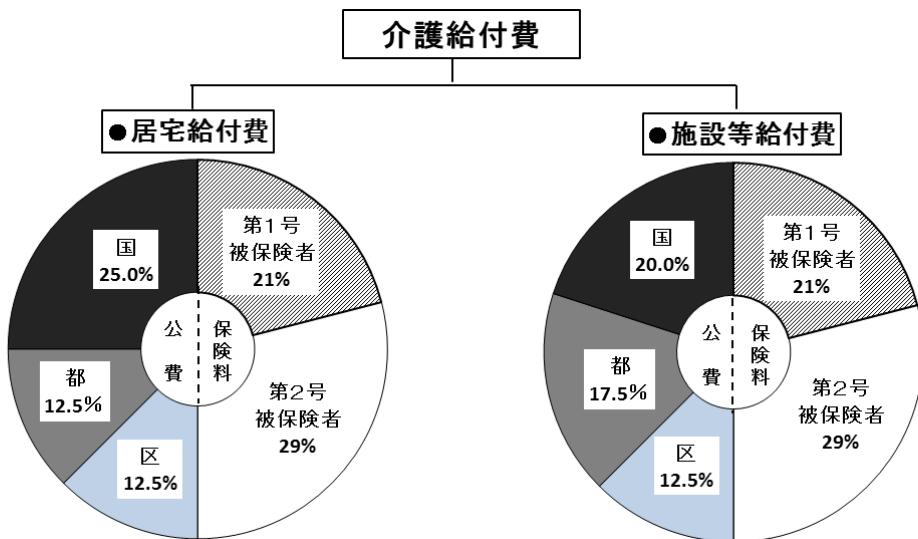
③ 介護給付費等の負担割合（財源構成）

ア 介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、利用者負担分を除いた介護給付費を、国・東京都・文京区で負担する公費負担と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担でまかなわれています。

第5期における第1号被保険者の負担割合は、高齢者人口の増加に伴い21%に改正（第4期は20%）されることが予定されており、このことも保険料を上昇させる要因となっています。

【図表】8-7 介護給付費の負担割合



*施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費

*居宅給付費：施設給付費以外の保険給付費

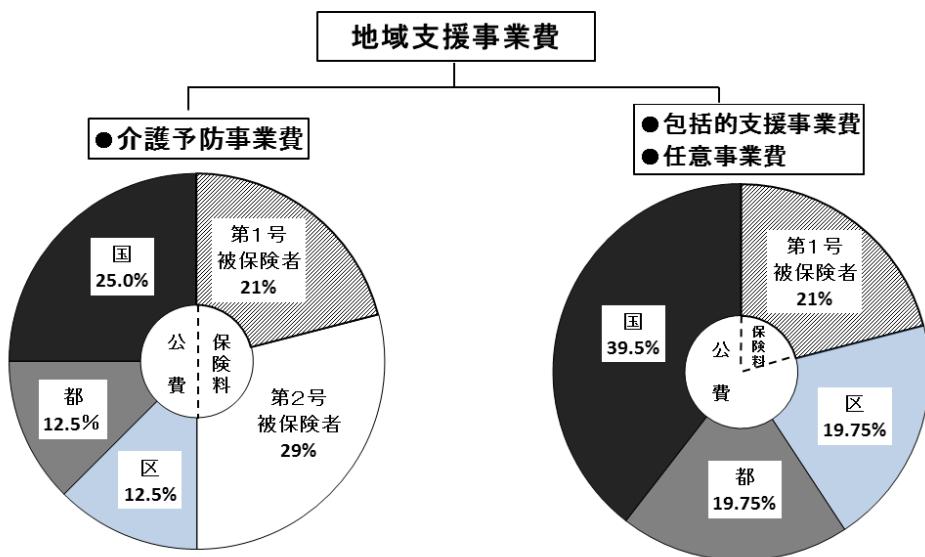
*国の負担割合には調整交付金（約5%）が含まれる。

イ 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は保険給付費に対する一定割合を上限に（平成24年度から平成26年度にかけて3.0%）実施され、財源の一部には第1号被保険者の保険料も充てられています。

第5期における第1号被保険者の負担割合は、介護給付費の負担割合と同様に21%に改正（第4期は20%）されることが予定されています。

【図表】8-8 地域支援事業費の負担割合



④ 第5期介護保険料算出の考え方について

介護保険料基準額の設定については、第5期事業計画期間における介護給付費、地域支援事業費見込み額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定を実施します。

第5期の保険料基準額にあたって、最大の要因となる介護保険事業費は、3年間で約391億2千万円となり、第4期と比較しておよそ2割程度増加する見込みです。この介護保険事業費から、第5期の保険料算定基礎額は、5,450円になると見込まれます。

なお、この保険料算定基礎額（5,450円）に、以下のアからエの要因が影響し、最終的な保険料基準額が算定されることになります。

ア 介護報酬の改定

平成24年1月頃に第5期の介護報酬の改定案が示される予定となっています。改定により総給付費が見直され、保険料の算定に影響を及ぼします。現在のところ、その内容については未定となっていますが、地域加算（特別区は最高値）は、増額が予定されています。

イ 介護給付費準備基金の活用

平成23年度末の介護給付費準備基金の見込残額は、3億8千万円となっていますが、「第5期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「平成23年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮した上で、活用額を決定いたします。

ウ 東京都の財政安定化基金の活用

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法を改正し、政令で定めるところにより都道府県に設置されている「財政安定化基金」を取り崩すことが可能となりました。取り崩した額の3分の1に相当する額は区市町村に交付されることになっていますが、詳しい額については現在のところ未定です。

※財政安定化基金

介護保険財政に不足が生じることになった場合に、区市町村に貸出・交付される仕組みとして、国、都道府県、区市町村で3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置されている。

エ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止（予定）

第4期では、国から「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されたため、保険料の上昇を抑制できましたが、第5期は廃止される予定となっています。

⑤ 第5期介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者の判断で設定することができます。第5期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定しています。

ア 介護保険料の段階設定

第5期での介護保険料の段階数については、第4期において細分化を行っているため、第4期と同様の12段階とします。

イ 住民税非課税者の保険料軽減

第4期より引き続き、第1段階・第2段階・第3段階の保険料比率については、国基準から0.05引き下げ、負担を軽減しています。

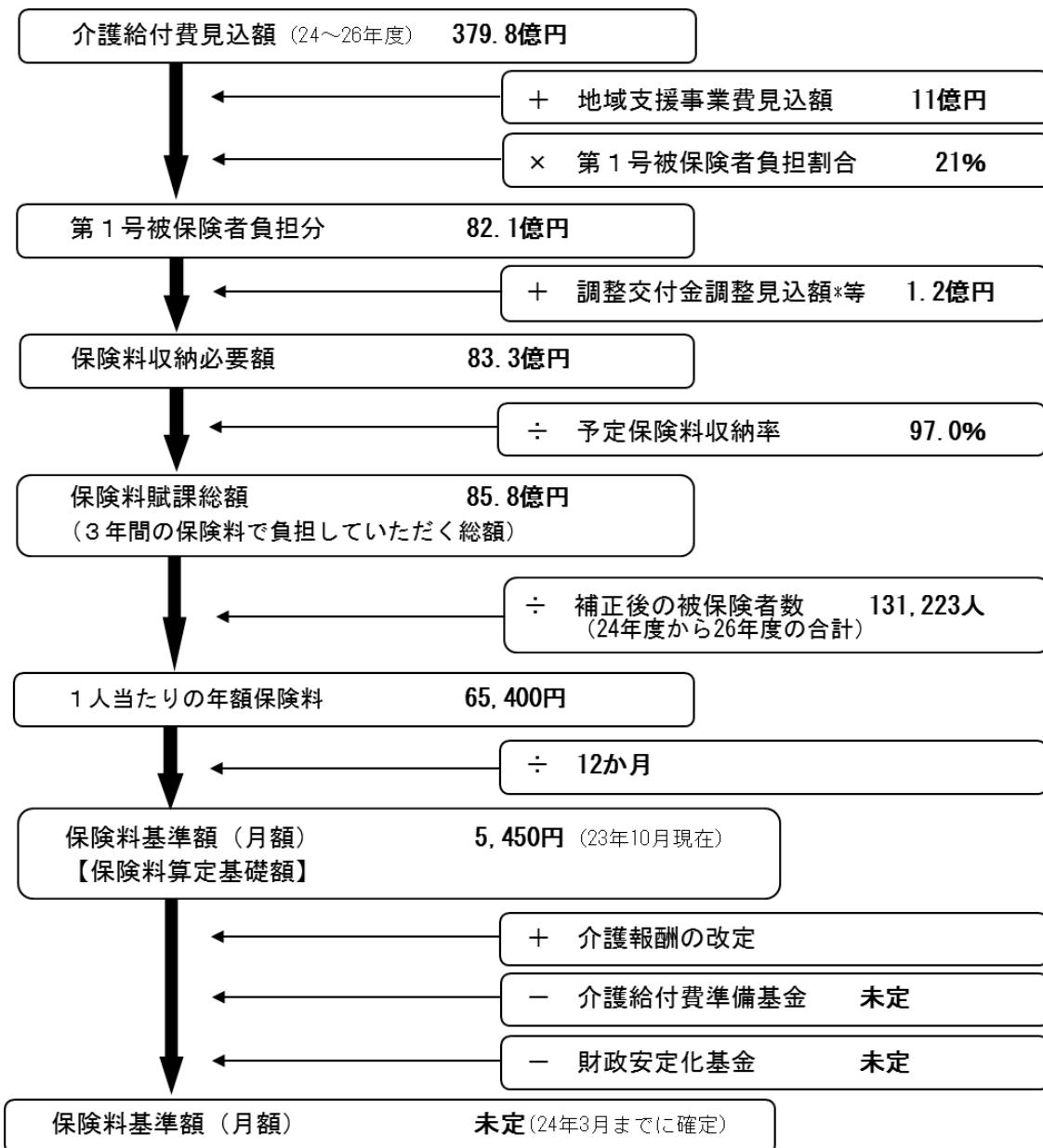
ウ 第6段階以上の保険料比率の変更

介護給付費の増加に伴い各段階の保険料が増加する予定です。住民税非課税者の保険料増加を緩やかにするため、第6段階以上の比率を0.05～0.1上昇させています。

⑥ 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定（仮算定）

第5期（平成24年度～26年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-9 第1号被保険者保険料の算定手順



* 調整交付金調整見込額とは、国が負担する財政調整交付金が減額された場合に、第1号被保険者の保険料で補われるもの

【図表】8-10 第5期保険料基準額(仮算定)

第5期保険料基準額	平成24年度～26年度	月額 5,450円
-----------	-------------	-----------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりとなります。

【図表】8-11 保険料段階別介護保険料(仮算定)

段階及び対象者	第4期			第5期	第4期と 第5期の 差額		
	比率	年額保険料					
		月額保険料					
第1段階 (生活保護の受給者・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人)	0.45	23,700円		0.45	29,400円		
		1,900円			5,700円		
第2段階 (世帯全員が住民税非課税で本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の)	0.45	23,700円		0.45	29,400円		
		1,900円			500円		
第3段階 (世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の人)	0.70	36,800円		0.70	45,800円		
		3,000円			9,000円		
特例第4段階 (第4段階に該当する人のうち、本人が第2段階に該当する人)	0.85	44,700円		0.85	55,600円		
		3,700円			10,900円		
第4段階(基準額) (本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人)	1.00	52,600円		1.00	65,400円		
		4,300円			12,800円		
第5段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の人)	1.10	57,900円		1.10	71,900円		
		4,800円			14,000円		
第6段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が125万円超250万円未満の人)	1.20	63,100円		1.25	81,800円		
		5,200円			18,700円		
第7段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上500万円未満の人)	1.50	78,900円		1.55	101,400円		
		6,500円			22,500円		
第8段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満の人)	1.70	89,400円		1.80	117,700円		
		7,400円			28,300円		
第9段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人)	1.90	99,900円		2.00	130,800円		
		8,300円			30,900円		
第10段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の人)	2.10	110,500円		2.20	143,900円		
		9,200円			33,400円		
第11段階 (本人が住民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の人)	2.30	121,000円		2.40	157,000円		
		10,000円			36,000円		

- * 月額保険料は、年額保険料を12月で割り、目安として表示しています。
- * 合計所得金額：前年の繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等にかかる譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額。第2段階・第3段階・特例第4段階は、合計所得金額が0円を下回った場合は0円とみなします。

次のように保険料(基準額)が抑えられています。(P.〇〇～〇〇参照)

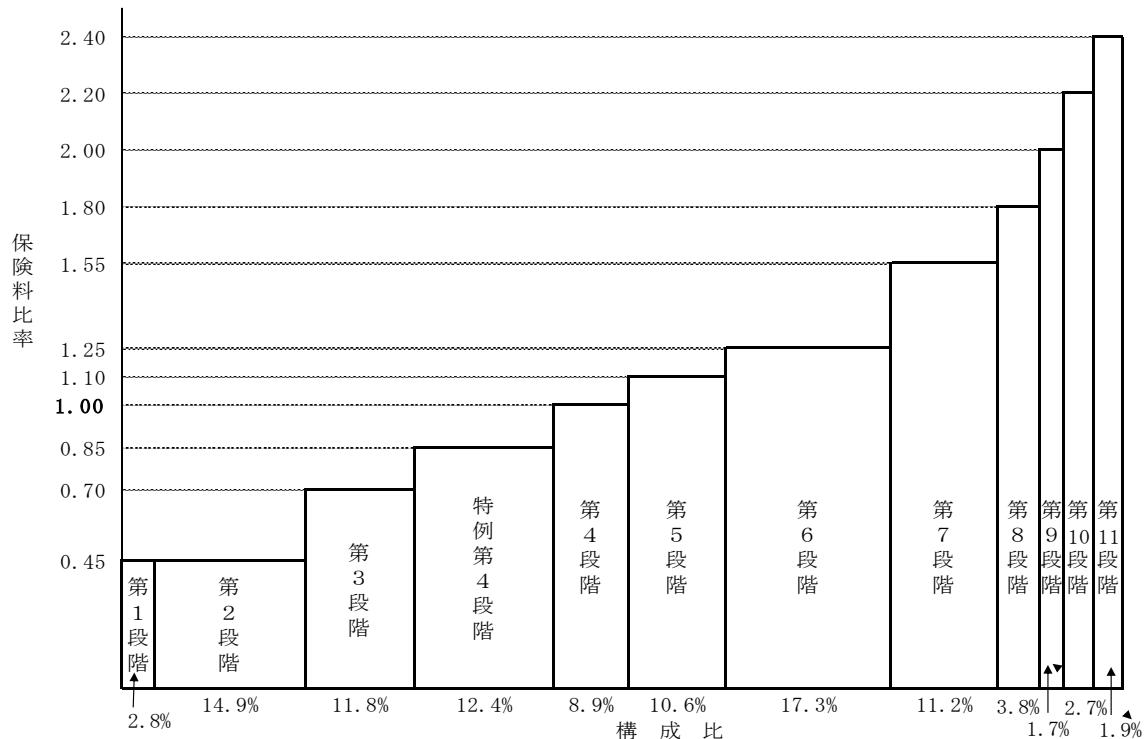
- 1 介護給付費準備基金から〇〇円を繰り入れることにより、年額約〇〇円。
- 2 財政安定化基金から〇〇円を繰り入れることにより、年額約〇〇円。

【図表】8-12 保険料段階別第1号被保険者数

単位：人

段階	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	1,122	1,157	1,187	3,466	2.8%	0.45	1,560
第2段階	5,934	6,121	6,285	18,340	14.9%	0.45	8,253
第3段階	4,677	4,824	4,953	14,454	11.8%	0.70	10,118
特例第4段階	4,933	5,089	5,225	15,247	12.4%	0.85	12,960
第4段階	3,543	3,655	3,753	10,951	8.9%	1.00	10,951
第5段階	4,212	4,345	4,461	13,018	10.6%	1.10	14,320
第6段階	6,849	7,064	7,252	21,165	17.3%	1.25	26,456
第7段階	4,433	4,572	4,696	13,701	11.2%	1.55	21,237
第8段階	1,491	1,537	1,578	4,606	3.8%	1.80	8,291
第9段階	693	716	735	2,144	1.7%	2.00	4,288
第10段階	1,079	1,113	1,143	3,335	2.7%	2.20	7,337
第11段階	735	759	778	2,272	1.9%	2.40	5,453
合計	39,701	40,952	42,046	122,699	100.0%		131,223

【図表】8-13 保険料段階別第1号被保険者数構成比



(3)負担軽減対策

① 保険料個別減額制度

区では、保険料の所得段階が第3段階に該当する人のうち、生活困窮のために介護保険料の納付が困難と認められた場合に、第2段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

○ 個別減額制度該当要件

次の1から5までの要件をすべて満たした人

【図表】8-14 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

*預貯金等には、預貯金のほか、有価証券、債権等も含まれる。

② 利用者負担段階の設定

所得の低い人の利用者負担を軽減するため、利用者負担段階が設定されています。この段階に応じて、特定入所者介護サービス費や高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

【図表】8-15 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の者
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人 ・住民税本人課税者

③ 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないように、所得に応じた負担限度額を設け、限度額を超える分と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として施設等に支払い、補足給付による負担軽減を図ります。

【図表】8-16 特定入所者介護サービス費

利用者 負担段階	居 住 費 (日 額)				食 費 (日額)
	多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
基準費用額	320	Ⓐ 1,150 Ⓑ 1,640	1,640	1,970	1,380
第1段階	0	Ⓐ 320 Ⓑ 490	490	820	300
第2段階	320	Ⓐ 420 Ⓑ 490	490	820	390
第3段階	320	Ⓐ 820 Ⓑ 1,310	1,310	1,640	650

*Ⓐ：介護老人福祉施設、短期入所生活介護

Ⓑ：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護

④ 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階で第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。しかし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件を満たす人に対して、利用者負担段階の第3段階と同じ基準の特定入所者介護サービス費を支給します。

⑤ 高額介護(介護予防)サービス費の支給

月々の介護サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く）の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により、超えた額が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【図表】8-17 高額介護(介護予防)サービス費

利用者負担段階	負担上限額
第1段階	個人 15,000円
第2段階	個人 15,000円
第3段階	世帯 24,600円
第4段階	世帯 37,200円

⑥ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給

介護保険サービスの利用や医療にかかる際の自己負担額は、それぞれ月額の限度額が設けられており、それを超えた部分は高額介護(介護予防)サービス費及び高額療養費として支給されます。

さらに、世帯内での医療と介護を合わせた負担をさらに軽減するため、それぞれの自己負担額を合算した年額が、次の図表の限度額を超えたとき申請により医療・介護それぞれの制度から支給され、介護では高額医療合算介護(介護予防)サービス費として支給されます。

【図表】8-18 高額医療・高額介護合算制度自己負担限度額

所得区分	長寿(後期高齢者) 医療制度 + 介護保険 (75歳以上)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険(70~74歳 の人がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険(70歳未満 の人がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

*計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月。

<所得区分>

現役並み所得者	同一世帯に課税所得が145万円以上の所得がある70歳以上の人
上位所得者	基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯などの人
低所得Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
低所得Ⅰ	世帯全員が非課税の人
一般	現役並み所得者、上位所得者、低所得Ⅰ、低所得Ⅱ以外の人

⑧ 生計困難者の利用料軽減制度

収入や預貯金額等の要件をすべて満たし、区が生計困難者と認定した人は、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち25%（老齢福祉年金受給者は50%）を軽減します。ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申し出を行っている場合に減額になります。

(4) 適正で安定的な介護保険制度運営のための取組

① 介護給付適正化事業

ア 介護給付適正化の目的

介護保険は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な福祉系・医療系のサービスを提供する制度であり、その給付は要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的としています。

しかし、介護保険制度が定着し多種多様な事業者が参入する中、不適正なサービス提供が判明することもあります。そのため、区は保険者として、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付されることを目的とする介護給付適正化事業を継続して実施してきましたが、今後もさらに推進していくことが必要です。

区では、東京都とともに策定した東京都介護給付適正化プログラムに基づいて介護給付適正化事業を推進することにより、適切な介護サービスを確保し、利用者が安心して介護保険制度を利用できるよう取り組んでいきます。

イ 介護給付適正化事業の取組

(ア) 要介護認定の適正化

a 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は区職員だけでなく、居宅介護支援事業所等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異なるよう、調査項目の判断基準や特記事項の記載に係る留意点等を内容とした要介護認定調査員研修を開催し、調査内容の充実を図っています。

また、委託した認定調査票の内容について、区職員による全件点検を今後も継続していきます。

b 要介護認定審査の適正化（格差是正に向けた取組）

主治医意見書及び認定調査票の内容の整合性を高め、充実させるための取組を実施します。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有をより一層推進していきます。

(イ) ケアマネジメント等の適切化

a 居宅介護支援事業者部会での各種研修の実施

居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険制度の理念実現において重要な役割を担っています。区では居宅介護支援専門員の資質向上、スキルアップのため、文京区介護サービス事業者連絡協議会の下に居宅介護支援事業者部会を設置し、研修会を実施するとともに居宅介護支援専門員相互や区との連携を図り、ケアマネジメント業務を支援していきます。

b ケアマネジメント支援事業の実施

平成16年度～17年度は、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質及びケアプラン作成技術の向上を支援するため、保健、医療、福祉の専門家による指導チームを設置し、ケアプラン指導事業を行いました。平成18年度～19年度は、包括的・継続的ケアマネジメント支援の一環として、地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）と区が協働し研修を実施しました。

平成20年度からは、ケアマネジメント支援事業と名称を変え、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、外部講師による講演とワークショップなどを開催しました。

今後は、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、より一層の充実を図っていきます。

c ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン[居宅（介護予防）サービス計画]が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されてているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等、より良いケアプランが作成されるよう、居宅介護支援事業所に対する定期的なケアプラン点検を実施しています。

具体的には、事業所にケアプランの提出を適宜求め、平成20年度に厚生労働省が示した「ケアプラン点検マニュアル」を参考に内容の評価を行い、介護支援専門員としての資質やケアプラン作成の技術の向上を図っています。

d 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が認められるか、また、計画どおりに工事等が行われているか確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行います。

具体的には、毎月任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

(ウ) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

a 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するために、事業者に対し各種説明会や研修会の中で集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を行います。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業所に対して説明を求めながら指導を行います。また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還を含めて速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

指導を行うことで、事業所がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

また、実地指導により重大な指定基準違反が発覚したり、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都や他の保険者間及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携も綿密に図りながら、事業者指導をより一層進めています。

なお、事業者への実地指導は地域支援事業の任意事業として位置付けられています。(P. 87~88 参照)

b 苦情・通報情報の活用

介護保険相談窓口では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられるケースについて、ケアプラン[居宅(介護予防)サービス計画]等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施していきます。

c 介護給付費通知の送付

介護保険サービスの利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。介護サービスと、その給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見につなげることができます。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利

用者の理解を促します。

なお、介護給付費通知は地域支援事業の任意事業として位置付けられています。
(P. 87~88 参照)

(エ) 区民及び被保険者への介護保険制度に関する説明の充実

a サービス利用に関するパンフレットの作成

介護サービスの適切な利用方法についてまとめたパンフレットを作成し、区民や事業者等に配布しています。介護保険の主旨に合ったサービス利用について、問い合わせの多い事例に沿って説明することで、給付適正化への理解をより一層推進します。

b 苦情・相談窓口の運営

介護保険相談窓口に専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの苦情や相談に対応して説明を行っています。

その際、利用者自身の制度理解を促し、適切なサービス利用に結びつくよう説明します。また、事業所に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう支援していきます。

なお、これらの対応に当たっては、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携をとり、対応の充実を図ります。

② 福祉人材の育成等

質の高い介護サービスを安定的に提供するためには、福祉人材の確保と育成が不可欠です。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的指針（平成19年8月28日厚生労働省告示第289号）」において、区市町村は都道府県の取り組みと連携し、ボランティア活動の振興や広報活動等を通じて福祉・介護サービスの意義や重要性の啓発に努めるとともに、従事者に対する研修の実施や相談体制の整備、経営者や関係団体のネットワークの構築など、地域の特色を踏まえたきめ細やかな人材確保の取組を進めていくことが重要であるとされています。

これまで区は保険者として、ケアマネジャー・ヘルパーの質の向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会研修会等を実施してきましたが、より効果的な人材育成の方策についての検討や、介護従事者の確保及び定着促進のため、資格取得等に関する情報提供などを行っていきます。また、区内介護事業所が中心となりアクティブ介護実行委員会を設け、イベント等を行い、介護の人材確保や啓発活動を実施しています。

③ 制度周知及び運営状況の公表

介護保険制度は、サービスの多様化に伴い、その内容が年々複雑になっていきます。また、高齢化に伴い介護保険に対する関心が高くなっています。

そこで、区民や介護サービス事業者等を対象に、パンフレット、出前講座、区報、区ホームページ、CATV（区民チャンネル）等の方法を活用しながら周知に努め、適切なサービス利用と円滑な制度運営を図ります。

- ・ パンフレット
 - 「わたしたちの介護保険」
 - 「わたしたちの介護保険便利帳」
 - 「正しい介護サービスの利用法」
 - 「高齢者のための福祉と保健のしおり」 他
- ・ 事業概要
 - 「文京の介護保険」
- ・ お届け講座（区民及び区内団体等の依頼による出前講座）
- ・ 他機関が提供する各種情報
 - とうきょう福祉ナビゲーション
 - 「東京都介護サービス情報公表システム」
 - 「東京都福祉サービス第三者評価」